

## 令和6年第1回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 3月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長の施政方針	7
○選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について	15
○議案第 2号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について	16
○議案第 3号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	17
○議案第 4号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について	18
○議案第 5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 7号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 8号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	23
○議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	24

○議案第11号	工事請負契約の変更について（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）	25
○議案第12号	工事請負契約の変更について（令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事）	26
○議案第13号	板倉町総合計画について	27
○議案第14号	町道路線の認定について	43
○議案第15号	令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について	44
○議案第16号	令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	44
○議案第17号	令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	44
○議案第18号	令和6年度板倉町一般会計予算について	45
○議案第19号	令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	45
○議案第20号	令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	45
○議案第21号	令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について	45
○議案第22号	令和6年度板倉町下水道事業会計予算について	45
○陳情第1号	町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）について	48
○散会の宣告		48
散 会	（午後 1時31分）	48

第2日 3月6日（水曜日）

○議事日程		49
○本日の会議に付した事件		49
○出席議員		49
○欠席議員		49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		49
○職務のため出席した者の職氏名		50
開 議	（午前 9時00分）	51
○開議の宣告		51
○諸般の報告		51
○一般質問		51
森 田 義 昭 議員		51
藪之本 佳奈子 議員		63
○議案第15号	令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について	70
○議案第16号	令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	70
○議案第17号	令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	70
○散会の宣告		71

散 会 (午前 10 時 54 分) .....	7 1
--------------------------	-----

第 10 日 3 月 14 日 (木曜日)

○議事日程 .....	7 3
○本日の会議に付した事件 .....	7 3
○出席議員 .....	7 3
○欠席議員 .....	7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	7 3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	7 4
開 議 (午前 9 時 00 分) .....	7 5
○開議の宣告 .....	7 5
○諸般の報告 .....	7 5
○日程の追加 .....	7 5
○発議第 1 号 小林武雄議長の議長辞職勧告決議について .....	7 5
○発議第 2 号 小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議について .....	9 0
○議案第 18 号 令和 6 年度板倉町一般会計予算について .....	1 0 0
○議案第 19 号 令和 6 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第 20 号 令和 6 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第 21 号 令和 6 年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第 22 号 令和 6 年度板倉町下水道事業会計予算について .....	1 0 0
○陳情第 1 号 町道 3012 号線の橋梁設置 (水路横断部) について .....	1 0 1
○閉会中の継続調査、審査について .....	1 0 2
○町長挨拶 .....	1 0 2
○閉会の宣告 .....	1 0 9
閉 会 (午後 0 時 08 分) .....	1 0 9

板倉町告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和6年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月1日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和6年3月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
5 番	小 野 田	富 康	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	荒 井	英 世	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	小 林	武 雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

# 令和6年第1回板倉町議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 議案第 2号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 14 議案第 11号 工事請負契約の変更について（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）
- 日程第 15 議案第 12号 工事請負契約の変更について（令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事）
- 日程第 16 議案第 13号 板倉町総合計画について
- 日程第 17 議案第 14号 町道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 19 議案第 16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 20 議案第 17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 18号 令和6年度板倉町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度板倉町介護保険特別会計予算について  
 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 6 年度板倉町下水道事業会計予算について  
 日程第 2 6 陳情第 1 号 町道 3 0 1 2 号線の橋梁設置（水路横断部）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	須 藤	稔	議員	2 番	藪之本	佳奈子	議員
3 番	尾 澤	将 樹	議員	4 番	青 木	文 雄	議員
5 番	小野田	富 康	議員	6 番	森 田	義 昭	議員
7 番	亀 井	伝 吉	議員	8 番	荒 井	英 世	議員
9 番	延 山	宗 一	議員	1 0 番	市 川	初 江	議員
1 1 番	青 木	秀 夫	議員	1 2 番	小 林	武 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実 町	長
中 里	重 義	副 町 長
赤 坂	文 弘	教 育 長
小 林	桂 樹	総 務 課 長
伊 藤	良 昭	企 画 財 政 課 長
栗 原	正 明	税 務 課 長
佐 山	秀 喜	住 民 環 境 課 長
新 井	智	福 祉 課 長
玉 水	美 由 紀	健 康 介 護 課 長
橋 本	貴 弘	産 業 振 興 課 長
塩 田	修 一	都 市 建 設 課 長
石 川	由 利 子	会 計 管 理 者
小 野 寺	雅 明	教 育 委 員 会 長
橋 本	貴 弘	農 業 委 員 会 長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第10号をもって招集されました令和6年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情3件が提出されております。なお、陳情3件のうち2件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、選挙1件、条例の一部改正議案8件、規約変更協議に関する議案1件、契約変更に関する議案2件、計画に関する議案1件、町道路線の認定議案1件、令和5年度補正予算議案3件、令和6年度当初予算議案5件、陳情1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 青木 秀夫 議員

1番 須藤 稔 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、今定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月5日

から3月14日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程ですが、本会議初日の本日3月5日は、町長の施政方針の後、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。その後、議案第2号から議案第14号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第15号から議案第17号の補正予算関係3議案及び議案第18号から議案第22号までの新年度予算関係5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。最後に、陳情第1号について、産業建設常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係3議案について審査の上、委員会採決を行います。

第2日目の3月6日は、2名の議員が一般質問を行います。一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について、委員長から審査結果の報告の後、審議決定を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第3日目の3月7日、第4日目の8日、休会を挟み、第7日目の11日、第8日目の12日までの4日間、予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係5議案について審査を行います。なお、審査の最終日となる12日には、予算案全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第9日目の3月13日は休会といたします。

最終日となる第10日目の3月14日は、新年度予算関係5議案について及び陳情第1号について、それぞれ委員長による審査結果の報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○小林武雄議長 日程第3、町長の施政方針を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

ただいまは、本定例会開会前、長年の勤続でもありますし、市川議員さん、特に今回また特別表彰ということで表彰をされましたようでありまして、大変おめでとうございます。また、今期も1年を経過しようとしているところでありますので、残りも含めて全力でその職務に取り組んでいただくことを併せて期待するところであります。

そういうことで、ただいまから招集をさせていただいた第1回定例会を開催させていただいたところですが、議員各位には、何かとご多用の中ご出席をいただきありがとうございます。

また、これも冒頭、黙祷をさせていただきましたが、心を伝える、あるいは我々の心が常に最悪の状態に置かれている同僚の国民の心を忘れないために、単に目をつぶって形だけを表すのでは百もしないという論理が、片や私は持っておりますが、またそういう意味では、まさに重要なことかなというふうにも思っております、黙祷をさせていただいたところであります。

新年早々、何回ももう既に申し上げておりますが、元旦早々の能登半島沖地震、既に2か月を経過した今日でもありますが、現状も含めて実態の安否の把握も、まだ行方不明者が七、八名とかいらっしゃるようでもありますし、緊急暫定復興をいかにするかということでの努力も続けておられますようですし、また生活再建を目指し被災地を離れる方々や、あるいはそこへ定着をして自ら再建の状況を体験しながらそこに居座るといふ決断も含めて、そんな生活再建、それぞれの方法を目指して頑張っている現地の皆様方に対し、緊急支援の輪を県を通して協力をしてまいりましたが、被災の大きさ、あるいは傷の深さ、あるいは復活までの道のりの遠さを感じるところは事実でありまして、そういった意味で、被災の皆様方々にお見舞いを申し上げるところでもございます。ぜひ我々も被災地域の皆さんの心を心として、できる支援の輪を広げていければと願っております。

事態の進行に応じて、必要な支援を県及び被災地の中枢、そういう表現を使いますが、それぞれの県同士で、石川県、福井県、新潟県との意見交換は我が群馬県も担当部署で行っているようでありまして、事態の進行に応じて必要な支援を話し合っているということで、これは空回りしないようにということでありまして、さらに有効な支援の効率を上げるというような意味でも、備えという意味で話し合いながら、我々末端の市町村にも、その立場としてできる支援を指導していただくような内容になっておりますので、我々も現状は有効な支援となるように県からの指示待ちの状況でもございます。被災地の皆様の大きな苦悩や厳しい生活を想定するとき、いよいよ厳寒期を過ぎてきたわけでありますから、この地域とはまた違った状況の中で、厳しさは相当なものがあるかと思いますが、負けず、諦めず、頑張ってくださいというふうに思います。

話が変わりますが、町の現状は、コロナからの脱却、あるいは活性化を目指し、昨年後半から休止事業の再開を試みながら、いわゆる4日の仕事始め式から始まって、そういった新年恒例の事業、併せて並びに定期的に新年度を迎える令和6年度の予算、あるいは人事計画等々の検討、それから被災地対応も併せて行いながら、近年にない1月、2月の忙しさであったことは事実であります。

そんな忙しい、忙しいと言っている流れの中で、片や世界的には中東のハマス、イスラエル間の悲惨な戦いも含めて遠い世界のことなど、自分の忙しさが優先をして、この1、2月は順位が入れ替わってしまった印象もありますが、3年目に入るウクライナの紛争も、我々西洋、あるいは西側的位置づけにいる者としては、正義が必ず勝つというような、そんなイメージを持っておるわけでありますが、どうも紛争、あるいは戦いは、正義が勝つとは言えない状況にもあるような感じが、最近のマスコミの状況を見ておりますと、そんな報道もあるようであります。当事者は必死で頑張っているのに対し、我々西側の応援する側の疲れが見え始めているとか、プーチン政権に対し期待されていた、それは西側から期待をされていたロシア内の野党の批判的指導者ナワリヌイ氏が、重要なこの時期に死亡のニュースが流れ、今回は報道によると、今回もプーチン氏による政敵の暗殺かとか、アメリカのトランプ大統領が勢いをつけているようであります、プーチンの味方だとか、バイデンは頼りないとか、ウクライナの一部撤退のニュースが、もう既に戦いは大詰め

であり決着は間近だとか、善が勝つシナリオが戦争には当てはまらないとか、むしろ勝ちこそが善、あるいは強いものイコール善であるとの論評も、その筋では出回ってきているようでもありまして、西側陣営では支援の輪をさらに何とか広げようとの状況でもあるようですが、これも不透明のようでもあります。

それに伴っての西側の対口経済制裁が引き金となって、資源、エネルギー、食料、あるいは肥料まで、まさに戦需品となり、経済封鎖も加わって世界物価の高騰の連鎖が現在起こっているわけではありますが、その中でもまともに影響を受けているのは我が日本、輸入大国日本と言われております。物価高騰、賃金は実質30年据置きのマイナスというふうに言われておりまして、国民1人当たりの総生産は先進国中第8位と最下位、国の総生産力はドイツに抜かれて4位とか、この先20年、30年後も、人口半減により国力は何十位まで落ちるか分からないというような、かつての世界第2位の総中流意識の意識、あるいは先進国意識の日本は、どこまで影も中身もなくなるのか分からないという、そういった論評もございます。

ここに来て、そういう意味でいろんな心配もある中、明るいニュースであるコロナの落ち着き、それに伴って円安ということでインバウンド、外から外国人の旅行者等々が増えていることは、ある意味では日本の冷え切った経済が、頭をU字回復するための大きなプラスと言われておりますが、円が急落、賃金が上がらないという国民にとっては、国の経済のそういった中は、先進国の賃金は倍以上に上がっているわけでありまして、そういう意味では明るい見通しの外国人目当ての日本の観光地、伊香保や、いろいろ群馬県でもあたるのでしょうが、伊香保でそうかどうかは分かりませんが、報道によると1杯2,500円のカツ丼、あるいはアイスクリーム、カツ丼、ラーメン、あるいは1,500円を超すアイスクリームとか、すしは昔から値段がなかったということも言われておりましたが、一般論としての1人前の普通の回転ずし的で、すしみたいなものでしょう、それが5,000円以上だとか、天ぷらも含めて等々、温泉地、観光地だけの特別な食べ物物価が、それでも高い高いではなくて、安い安いと外国人の人ばかりで、うれしい悲鳴が上がっていると。その同じ場所で、日本人には手も口も財布も出せないような状況が出始めているとのインタビューがついこの間流されておりましたが、これも日本人の豊かさランキングはどこまで下がるのか、韓国の約半分ぐらいの給料とか、例を挙げれば具体的にあるわけではありますが、外国との格差は、そのうち我々が気づかないうちに大変な状況に、そのうちよりも既になっているのかもしれない。株価だけが、史上空前の過去の最高値を超して4万円を超しているとかいろいろ言われておりますが、名目上そういう意味では最高値まで上昇してきていますが、まさに日本の景気よさを反映した株価でなく、円安を背景にした空前の円安、大体5割方円が下がったわけですから、背景にした空前の外国投資によって起こるバブルと言われておりまして、全く国力、経済の力を反映したものではないというのも明らかなようでもございます。

こんな世界状況の中での我が国の政治は、ご承知のとおり相変わらずこのところ開かれている国会に代表しますように、裏金問題をはじめとした政権与党というか、自民党と言ってもいいでしょう、金権体質問題、片やまた今国会が始まりましたから、ちょっと焦点がずれておりますが、予算が倍以上に膨らんでいる大阪万博の問題、あるいはそれらに絡んだ発展途上国並みの政治の無責任、あるいは村度、そういった体質が露呈しておりますし、法や検察、警察、そういったものの信頼性の低下とつながってしまうのではないかと、差別感を生む対応も一部政治家にも見られているとかいないとか、説明責任なしの強行突破、毎日毎日テレビを見れば、説明責任をやったのかやらないのかみたいな形ですし、信頼も常識も正義も法の治め、法治もなくなった状況に近いと言われる政権与党の現状、まだ地方はしっかりしている部分はあろうかと思

います。ついこの間、我が町では、我が議会で結論が出されたもの、青木議員に対しての論評も、今日は新聞に報道されましたが、過ぎたものは過ぎたという論評がしっかりと出る。あるいは、そういった言論の自由も含めて、そういったものと果たして今の国の状況はどのようなのだろうかということを考えるとき、そういう意味では信頼も常識も法もなくなってきたのに近いと、政権与党の現状をしっかりとしてもらわなければ困るなという感じは強くいたします。

連動して、20年以上日本の発展を阻害している最大の原因は、先ほど言った落ち込んでいる最大の原因は、もう既に20年も前から東京一極集中が悪い、あるいは中央集権がよくない、全国の実質賃金の低下が全然上がらないと、むしろ下がってきているということの、そういったいわゆる今日のマイナス要因を生んでいるものが指摘されているにもかかわらず、何十年たっても、それを名目はやっていると言っているけれども、実質的、効果的な対策を打たないということでもあるということは事実にも見ておきまして、その末端にいる我々地方政治、一番末端の町政治も、非常に上位法に縛られるということもあって歯がゆい、分権といっても分権になっていないわけですから。ということで、そういう意味では、その是正がない限り日本は埋没すると言われてきましたが、掛け声だけのやる気なし、いまだその実現すらできていないということを踏まえて、結果論として資産家、大企業優先の政治だとか、国民の成長を実現しない国民無視の政治だとか、高齢化、人口減少、少子化、どれを見ても農山村漁村の活気が失われ、四苦八苦している状況を放置している政治家や、あるいは繁栄している大都市であっても、一般論としては仕事をすることであったとしても、地価物価は、生活物価は高く、いわゆる雑踏地、非常に人混み、ざわざわということもあり、隣家との断絶等も、そういった住みづらさが非常に多くあって、地方で人口減少、都市でも子供も産めないと、生活しづらいということも含め、今日少子化がずっとさらに進んでいるところでもありまして、地方には働き口が少ないことに加え、医療や経済利便性が中央よりも劣っていることも事実であり、そういう意味では依然として過疎化が進む人口減少地域として加速をしているのも現実であり、まさに悪循環の歴史でもあるわけでありまして、分かっている、それに対する有効な手を打たないということが、政治的思惑が背景にあるのもあろうかとも思ったり、いろいろ感じるころはあるわけでありまして、そういう意味では古い政治というか、今までずっと続いている政治を直そうとしない為政者、それからそれを指摘できるにもかかわらず、中流意識にどっかりと座って、自分だけが知らぬ知らざるで中流だと思っていて、自分の貧困化が進んでいるのを感じない日本人。我々が選挙を通して無関心という上、いわゆる必要な権利の行使も、必要な権利を使うということもしないという、そういう意味では総日本人全てが悪というような論評も、また出ているところもあるわけでありまして、それは理解のできないものでもないという感じも私もしているところでありまして、そういう意味では、総じて国力衰退が止まらない状況が続いていることは、これから何らかのアクセントを起さないと、表面上は民主政治に見えるが、実態は一党独裁に近く、世襲政治や野党が多弱化をしているという現状、これは先ほどから述べております国民主権の民主化にストップをかけている状況、それすら気づいていない。そういう意味では、無関心層の拡大や、あるいは投票率の低下を問題視しながら、いかにそういった自分のための政治が行われているかどうかをしっかりと見詰めながら、できる個人としての限界はありましようが、運動を展開していかなくてはならないというような感じに受ける昨今でもあります。

誰のためにと言えば、それは自分たち一人一人のため、あるいは近い明るい将来や、誰が生むのかつくるのか、他力本願では生めない、生まれないということは事実のようでもあります。そういう意味では、我々

もそうでありますが、議員さんもそうでありますが、上にいる国会議員や官僚のやる気があるのかなのか、歴代内閣も最低の支持率、違法行為をしても、脱法すれすれの脱法対応、失われつつある政治マナーや政治家の心得、批判されても逃げまくり説明責任をしない、あるいは法を政治家だけが曲げて正当性の主張、責任逃れ体質、訂正すればいいだろうという開き直った姿勢とか、最後は私でなく、うちの者がとか、秘書がとかのせいにする、批判すれば切りもないような状況にあることも、これは決して日本の政治は最低レベルの政治であるということに言い換えても不思議ではないということも含めて、私も身近な上位の政治家には、そういった話は生意気ながら申し上げているところでありまして、そういった姿勢が出たときには、国民から、あるいは町民から信頼を失うから気をつけようという話は常にさせていただいているところであります。

言い換えると、国民をなめ切った、たかをくくった政治、時間がたてば忘れる、あるいは重要な話題ができたときには焦点をぼかすという意味で、こちらの話題を政治的に盛り上げるとか、まさになめ切った政治に国民一人一人が気づいていてもまた反応もしないとか、他人事みたいな、そういった他力本願的な日本人の体質も、いつの間にかそうなってしまったのか。おこらない、いからない、腹立たない、立ち上がらない、いわゆる国民は、最後は自分にその火の粉が降りかかってくるという当たり前の原理を忘れてしまったのだろうかというようなことも含め、日本は世界のリーダーなどと言っている人、あるいはもっとも寝ても起きても歩いても電車に乗っても、ついこの間東京に行きましたら、電車に乗っても、うちに帰っても、自転車に乗っても、スマホ、スマホの子供と大人、これで世界の中流意識なんか持っているほうが狂っていると我々は思っていますけれども、そういったことに対して我々は、いわゆる良識と、いい悪いは別として、こうあるべきだという方向性も打ち出すような立場でもあるということも含め、あえてこういった批判的な憎まれ口も、私が代表して言わせていただいているところであります。

怒らない日本人に、自分の自らの責任はないのでしょうか。振り返ってみると、コロナの対策も似たようなものです。問題点だらけでありまして、あれを改革せよ、これを改革せよと言われましたが、結局はコロナの法的位置づけを変えただけなのです。病院がそのシステムを変えて、コロナに対して対応ができるようになったかといえませんが、日本の薬が開発されたかといえませんが、それから救急車や、病人ができたときのそういうシステムに手が入られたかといえませんが、全くほとんど変わっていない。有効な薬もない中で、何となく我々がコロナから落ち着きを、私も使いますが、落ち着きを取り戻したような感のある昨今ということですが、それは何てことはないのです。そういう意味で法的位置づけを変えたことによって、表面上ごまかされていると言えませんがごまかされているようなものでありまして、この間も私自身もコロナにもかかりましたし、今日現在もコロナは第10波だと言われているかもしれないという情報もありますが、それすらむしろ後退をしてしまって、ついこの間までは館林保健所の管内で確認ができたのですが、今は全く分からない。

そういうことを考えると、いずれにしても政治も含めて、何となく日本というのは本質的なものをちょこっと口では言うのですが、解決はしないで、最後は国民の銭で国のやったようなふりをして、借金をして私たちにお金を配っただけで、肝腎の対策というものは全て解決されていないと。ただ形として、医療部分に多少お金を使うとか、休業補償するとか、経済で落ち込んだからそれを支援するとか、密を避けるためにリモートをするとかという手段だけで、肝腎の本質的なものについては、何も明るい材料がこの4年間におい

でもない。それでも、政治的手法、2から5に下げたことによって国民に落ち着きを与えた、もっと言えばコロナ収まったみたいな方法を政治的誘導でやっているというふうにも見られるわけでありまして、それはこの分野においても日本的手法というような、そんな感じもしないわけではありません。

それはそれとして、そういう意味では、現状あちこちでまたコロナも発生をしているわけでありまして、そういった有効な手段がない中で、また私たちが知らず知らずに10波、11波と、あるいは新しいウイルスも出てきているというようなことも報道されている部分もありますので、真実が分からない中で対応していかざるを得ないという、今の政治も含めたそういった状況に、少なからず不安を覚えるところでもあるということであるわけでありまして。

そういう意味では、コロナの問題もそういうことではありますが、そういう流れの中であっても、間違いなく次年度は来るわけでありまして、冒頭申し上げた、今日まで、最終的には人事案件、退職者何名、あるいはそれに対しての補充をどうするかということも含め、適材適所、あるいは公平性、あるいは効率性、能力をどういうふうにして充実をさせていくかとか、総合的に考える時期で、あと半月足らずでそれを具体化にしなければならぬという重要な時期であります。これはまた幾ら真剣に対応しても、椅子が1つきりなければ1人つきり上げられないとか、非常に難しい宿命もありますので、全部が全部満足いく人事もできないということで、人事を行うことは敵をつくり、あるいは不満を生み出すという、逆説的に見ればその原因にもなることは承知を踏まえた上でやらなければ、組織のピラミッドが成り立たなくなるということも踏まえ、そういった今時期に入っているところでもあります。

令和6年度予算案概要についてですが、これが本当の意味での所信になろうかと思えます。令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の合計は99億1,355万8,000円、約100億円であります。令和5年度と比べて3.4%、3億2,800万円、約4億円弱の増となりました。令和5年度当初予算に比べ、それぞれ一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特会が増加し、国保の会計が減少しております。下水道については、令和6年度から公営企業会計に移行するという状況であります。

一般会計予算につきましては、令和5年度から2.8%、1億6,500万円の増の59億9,500万円と、約60億円といたしました。歳入については、町税は定額減税等の影響で、町民税が約8,650万円の減少を見込みましたが、固定資産税が約8,300万円、たばこ税が約1,000万円増加の見込みであり、総額では約580万円の増としております。

各種交付金、交付税については、国の地方財政計画の数値と過去の歳入額を基に算出しておりまして、やや増加を見込んでおります。それは、まさにコロナ関連のお金ということで、まだ名目でいろんな増加分も見込んでということでもあります。なお、地方特例交付金については、定額減税による町民税の減収分を補填する額が追加されるため、大幅な増額となっております。

分担金、負担金は、小保呂排水機場のポンプ工事の終了に伴い、土地改良連合会からの負担金が減少したというところでもあります。国庫支出金は、戸籍住民台帳システム関係の補助金や、橋梁長寿命化の補助金の減などにより減少、県支出金は民生費関係や農地費関係の負担金の増により増加をしております。

寄附金については、ふるさと納税の増額を見込んでおります。といっても、幾ら研究しても、千代田町みたいな何十億というものについては、30億円とか20億円とか言われておりますが、全くそういった単位が1桁ぐらい違うだろうという厳しい状況でもあります。ふるさと納税の増額はさらに努力もしております。

見込んでいるということでもあります。

財源不足を補うための繰入金は、一時繰入金ということになるのでしょうか、決算において繰入れがまた戻されるということもあるわけでもありますので、今年はどうか分かりませんが、6,138万3,000円の減と繰入金はなったというところでもあります。

今年度の予算を組むのに対する町債については、臨時財政対策債を国の見込みに合わせて減少させたものの、町有施設の長寿命化を目的とした施設修繕が確実に増加し、教育関係、公民館、あるいはB&Gとか、あるいはその他の小学校の体育館とか、主に教育費が大きく施設修繕が増加し、その費用の借入れを予定しているため、町の町債、借金については今年3,100万円ほど例年よりも増加する見込みということになると思います。

肝腎の歳出であります。歳出があるから歳入を合わせなくてはならないということで借金をしたりするわけですが、歳出については、新規予算として国が進めるDX関連事業の実施や既存施設の修繕等の維持管理を中心に、防災減災に関する事業や交通弱者の移手段などの重点事業のほか、例年のように周辺自治体と住民サービスの格差が生じないよう、事業の効果を検討、精査、予算化をいたした次第でございます。厳しい人口減少及び高齢化により右肩下がり時代に入らないうち、あるいは右肩下がり時代にもうとっくに入っている中で、子供をはじめ幅広い世代に対する投資の面から、先ほど申し上げました学校、公民館、海洋センター等々の大規模な修繕工事がこれからも、今回もですが、重なったため、あるいは重なってくるため、特に教育費の増加が大きくなっています。

その他の目的別の歳出では、総務費がDX関連事業の増により増加、民生費が障害福祉サービスの利用者増や児童手当支給対象の拡大により増加、商工費が企業誘致奨励金の増により、一時的に企業誘致がほぼ目標に達するところまで来ているわけではありますが、誘致の数が増えれば、成功すればするほど当面その企業に優遇策として誘致奨励金を出すということで、誘致が成功に近づけば近づくほど一時的に町から出る奨励金は、あるいは補助金みたいなものが増えていくということでもあります。そういう意味で、商工費が企業誘致奨励金の増により増加、消防費が消防組合負担金の増や防災減災事業の増により増加をしています。

農林水産業費については、先ほど申し上げました小保呂排水機場のポンプ工事の終了、土木費については八間樋橋解体事業の終了や橋梁長寿命化事業の減少により減少しています。

また、会計年度任用職員に、待遇改善のための法で求められた勤勉手当を支給することが制度化されたことに伴い、各項目に出てきます人件費の項目が増加をしているということになると思います。

それから、町債の現在高、返済額が借入額を上回ることから、約2億5,800万円減少する見込みとなっております。

積立金については、歳入の不足分を繰り入れているため僅かの減少を、現時点では出発でありますので、見込んでいるということでもあります。

また、話がちょっと最後に締めるということも含めて、令和7年2月1日は当町の町制施行70周年の記念日となるわけでもあります。その3か月前に当たる令和6年11月、今年の11月、あと7か月後ぐらいに私の現職の任期が11月の16日までと多分なっている、そういう予定となっております。したがって、明けてすぐ3か月後に町制施行の、いわゆる当たり日が2月1日となるについて、2月1日ということは1月一月、それと12月一月、11月の半ばまでが私の任期ということですから、約2か月間に選挙等々も想定し、あるいは年

末から新年にかけての様々な要素、多忙な年末とも重なることを考慮し、前回の60周年記念時との比較検討を踏まえ、結構やるとなると準備も要るとか、そういう意味での比較検討も踏まえ、今回の町制施行70周年の記念事業等につきましては、令和7年2月1日以降の、2月1日を70周年の言ってみれば出発日として、それから向こう1年間を記念の期間として、必要な記念式典や今後の検討を踏まえた上での、例えば特別事業とか、記念事業とか、あるいは何か後々残るようなものをやるかとか、そういったものを2月1日以降の1年間ということに基本的には考えておりました、前回60周年のときは2月1日を境として、前半、後ろ半年、2月1日がちょうど記念日の真ん中に持っていったわけですが、前回のときはそういった年末の町長選とかいろんなものの難しさはなかったわけですが、今回はちょうどそういう時期に来て、混乱をしたり、落ち着いてやってられるだろうかとか、計画も含め。というので、2月1日を70周年の当たり日であるが、それを出発として、それからその後半年にすればいいとか、それは議論の余地あると思うのですが、一応1年とすれば、その後1年というような形の中でいろんな展開をしたり、事業展開をすればよいのではないかというふうに考えておりました、取りあえずは、そういった2月1日以降展開するための事業計画や検討に対する予算として、事務的とか、いろんな会を組織したりとか、必要に応じてお金もかかるだろうということで、そういう事務的検討等を中心とした、そういった手当てとしての予算を70周年記念関係の予算として二百ウン万円だったと思いますが、そんなふうに組ませていただきました。

また、そういう意味では、そのための目標予算として、記念事業として今までずっと見ておきますと、そんなに多額のものを使わず、板倉のファイルを配るだとか、記念缶バッジをととか、そんな程度のものの記念事業よりも、1億円や2億円使って必要があるもの、後世に残るべき、あるいは無駄にならないということ为前提で、1億円、2億円程度の記念事業と、近々予定をせざるを得ない保育園統合事業等々も含め、全く無縁でよいのかどうかというようなことも視野に入れつつ、相互協調事業としての町制施行70周年の記念事業としてコラボの可能性を検討したり、なお、若者や子供たちのアンケートを取ってみると、町に元気をこの時期に与えられるようなことの事業展開、それが一、二億円の範囲内であれば、何か対応できようかどうかというようなことも、検討をこれから議員さんも巻き込んでさせていただくことにもなると思うのですが、そういったことも考慮に加え、将来において有効な投資として展開できるよう、配慮ができるような記念事業をという考え方でどうなのだろうかということの問題提起でございます。

そういったものを中心に、その他幾つかの、この前のときはNHKのラジオ体操にお世話になったとか、あるいは公民館の、この前のときはNHK素人のど自慢、それも誘致は成功したのですけれども、公民館そのものが会場が小さいということで、それよりも1ランク下げて上方演芸みたいな形に、それならできるとか、会場の理由で。NHKの本社から、ちゃんと現場まで見に来て合格ですからというので、そうしたら照明が足りないとか、いろんなものがありまして、それは申し訳ないけれどもということで、代わりにものをやらせていただいたというような、そんなこともあった関係もありまして、その他の幾つかの記念事業を展開するための計画検討の予算として、200万円程度というのはそういう検討の費用だというふうに、そういう意味で計上しているということでもあります。これについては、そういう意味では2月1日というと、まだついこの間2月が終わったばかりでありますから、ここ1年出発に当たってあるわけありますので、じっくりとそういった趣旨を踏襲できるかどうか、できなければできなくて、またそれは別の考え方を立てればいわけですので、先ほど言ったような、できれば子供たちや若い母親やお母さん方が考えているようなも

のも踏み込みながら、一、二億円程度で、それだけのお金をかけるのであるから、将来にわたってあいつたものはつくっておいてよかったねと、将来の出費が一、二億円少なくなるというような、そういうような総合的な視野も入れていただければいいのではないか、それを記念事業としてもいいというような考え方を一応述べてございます。

ということも含め、長々世界情勢も含め申し上げましたが、今議会、令和6年度予算の概要等々も含め重要政策、新規拡充、あるいは予算継続事業等につきましては、そんなに今年度の予算についても派手な予算組みはしていないと思っております。予算が大きく踏み込んだ拡大予算という、郡内でも明和町、千代田町、我が町より2,000人ほど人口が減少であります、5億円から10億円ぐらい、いわゆる大きく我が町よりも出発の予算規模は多いようで70億円前後、それは町民1人当たりになると2万円なのか、幾らになるかわかりませんが、そういう意味では大きな事業を、企業誘致とか展開していることとの差なのかなという感じはいたします。

いずれにしても、町民の皆さんの幸せを踏まえた上での予算としては見劣りのしないものというふうに考えておまして、なお、企業誘致や、その他の大型投資を必要とすること等についても、これは常時予算には盛り込んでございませませんが、検討したり、あるいは東洋大学の移転の問題もどういう方向で解決をしていくかというものに絡めれば、大きなそういう支出ももしかすると出てくるのかもしれないということも含め、そういう意味では政治は、経済も財政も常在戦場と、突然チャンスが出てくれば、大きく予算を広げるということもあるし、毎年毎年どこのうちでも同じようですが、毎年毎年母屋を建てているような状況では貯金通帳が空っぽになるということでもありますので、そういう意味ではしっかりと健全財政を踏みながら、町の将来に必要なときには、しっかりと投資ができるような体制を基本として組みさせていただいたところであります。

そういった予算、2号から22号まで直接間接上程をいたしますので、ぜひ皆様方には慎重にご審議をいただいた上、原案どおり可決をいただければありがたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、予算の所信表明と今日の開会の御礼を併せて申し上げたところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○小林武雄議長 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ○選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○小林武雄議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、事務局より指名名簿を配付いたします。

〔資料配付〕

○小林武雄議長 ただいま指名名簿を配付いたしました、名簿のとおりですが、一応こちらのほうで住所と氏名を読み上げます。

選挙管理委員に、  
稲村茂氏、  
塩田和雄氏、  
川田尚子氏、  
高山弘文氏、以上の諸氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました稲村茂氏、塩田和雄氏、川田尚子氏、高山弘文氏、以上の諸氏が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の指名を行います。

順位 1 番、  
松村美枝子氏、順位 2 番、  
平石  
徳次氏、順位 3 番、  
大塚進氏、順位 4 番、  
野  
中淳一氏、以上の諸氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸氏を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松村美枝子氏、平石徳次氏、大塚進氏、野中淳一氏、以上の諸氏が補充員に当選されました。

---

## ○議案第 2 号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第 5、議案第 2 号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速、議案第 2 号からご審議をお願いするところであります。

まずは、議案第 2 号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としては、同法第19条第2項が削除され1項建てになったことに伴い、本条例において引用している関係条文の条項を改めるものがございます。上位法の改正により、影響のある部分の条項を改めるということがございます。

以上、説明をいたしました。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

改めて、内容はそれだけのことでございますので、担当課長の説明は予定をいたしておりませんが、質問があれば遠慮なくご質問をいただければと思います。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第3号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第6、議案第3号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案3号であります。板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、上位法の改正に伴いということですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府の府令、内閣府令が施行されたことから、それに影響を受ける本条例の一部を改正するものがございます。

改正の主な内容といたしましては4点ございます。1点目につきましては、引用している関係条文の条項、所管変更等の表記を改めるものがございます。

2点目は、施設の運営規程等、施設利用者の選択に資すると認められる重要事項をインターネット上で閲覧できるよう掲示義務を追加、広げたということで追加するものであります。

3点目は、子供に対して体罰を行うことをしつけと称し、児童虐待を正当化する口実に利用されるおそれ

のあった懲戒権に係る規定を削除するものであります。これは、きっと親もしくは保護者の懲戒権みたいな形だと思えるのですが、懲戒権に係る規定が虐待等を正当化する口実に利用されるおそれがあったということで、それを防ぐための削除をするものであります。

4点目は、保護者の利用性向上や保育所等の業務負担軽減のため、施設が行う書面の記録、作成及び交付を書面に代えて電磁的記録方法により行うことができるよう規定を整備するものであります。現代的に、さらに書面だけでなく記録をできるよう電磁的記録方法、いろいろあると思いますが、そういったことでの整備を加えるということでありまして。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

これも読んだとおりでありますので、上位法の変更により必要な部分を変える、加えるということでありまして、担当課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第7、議案第4号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第4号であります。板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてということでありまして。

本案につきましては、令和6年度から8年度までを1期とする第9期介護保険事業計画策定に基づき、本条例についても一部改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、介護保険料率適用期間の設定及び同設定期間における第1号被保険者の介護保険料の改正でございます。

1点目は、介護保険料率を適用する期間を第9期介護保険事業計画期間と同様に、令和6年度から令和8年度までとするものでございます。

2点目は、介護保険料基準額となる第5段階の額を月額5,300円、年額6万3,600円と定めるものであります。これは、第8期介護保険事業計画時に定めた基準額と同額であります。

3点目は、介護保険料の弾力化を図り、国が定める標準段階の多段階化、細分化というか、細かく分けた多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げを行うもので、上げたり下げたりをすることによって段階を大きくするということの引下げ、そういったことを行うものでございます。

以上、そういうことでご説明いたしました。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げます。

これも、そういった内容でございますので、担当課長の説明は予定してございません。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第6号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第7号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議案第8号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第8、議案第5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第8号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第5号から同じく第8号までは、令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴う関係条例の改正ということで、同じく上位法の改正に伴う改正ということになるかと思えます。したがって、5から8を一括してご説明をするところであります。

初めに、議案第5号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、当該条例の一部改正を行うものであります。

内容は、本町の地域密着型サービス事業者に関係いたしますのは、次のとおりであります。小規模多機能型居宅介護の主な改正内容につきましては、身体的拘束等の適正化のため、措置の義務づけでございます。

それから、認知症対応型共同生活介護の主な改正につきましては、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携ということで、コロナを含めて、新しい形に対応するための連携体制の強化ということになるわけであります。

小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護に共通する主な改正内容につきましては、介護現場の生産性を向上させるための委員会設置の義務づけであります。

また、全ての地域密着型サービス事業者に共通する主な改正内容につきましては、書面掲示規則の見直し等事業者の質の向上に関すること及び身体拘束等の適正化の推進等利用者支援に関することでございます。

これも、課長の説明は予定をしてございませんが、よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 失礼いたしました。さらに、8号まで続けてと申し上げておきながら、5号だけでやめる態度を取ってしまいましたことをおわびを申し上げ、続けて次にとということで、議案第6号の提案理由を申し上げたいと思えます。

板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容で、本町の地域密着型介護予防サービスの事業者に関係いたしますのは、次のとおりであります。介護予防小規模多機能型居宅介護の主な改正内容につきましては、身体的拘束の適正化のための措置の義務づけであります。

介護予防認知症対応型共同生活介護の主な改正内容につきましては、協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携でございます。

介護予防小規模多機能型居宅介護と介護予防認知症対応型共同生活介護に共通する主な改正内容につきましては、介護現場の生産性を向上するための委員会設置の義務づけであります。

また、全ての地域密着型介護予防サービス事業者に共通する主な改正内容につきましては、書面掲示規制

の見直し等事業者の質の向上に関すること及び身体的拘束等の適正化の推進等利用者支援に関することと  
ございます。同じく課長の説明は予定しておりません。

次に、議案第7号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたため、当該条  
例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数の変更、公正中立性確保のための取組の見  
直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング方法の変更、書面揭示規制の見直し等事業者  
の質の向上に関すること及び身体拘束等の適正化の推進等利用者支援に関することと  
ございます。同じく説  
明はございません。

次に、同じく議案第8号であります。板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに居宅介護予  
防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に  
ついてをご説明いたします。

本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予  
防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、当該条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置、  
あるいは指定居宅サービスの事業者との連携によるモニタリングの方法の変更、あるいは書面揭示規制の見  
直し等事業者の質の向上に関すること及び身体拘束等の適正化の推進等利用者支援に関することと  
あります。

5、6、7、8、4議案とも、その骨子は主に変わらないものでもあります。

以上、議案第5号から8号までを一括して説明いたしました。これも担当課長の説明は同じく予定をい  
たしておりません。ということで、ぜひご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。1点だけ質問したいと思っておりますけれども、先ほどの説明の中で多  
機能系サービス、それから居住系サービス、それから施設系サービス、共通の改正点としまして委員会の義  
務化というのがありました。これにつきましては、介護現場の生産性の向上というのが目的なのでしょうけ  
れども、確かに今介護現場見ますと介護職員は不足しているということで、報酬はそれほど高くないのでし  
ょうけれども、かなり大変な状況だと思っております。

委員会を義務化されまして、設置、4月1日以降でしようけれども、現時点で分かる範囲でいいのですけ  
れども、こういった形で委員会を構成したいと考えているのか、例えば専門家入れて何人ぐらいで構成する  
とか、その辺もし今の段階で腹案があればお願いします。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 検討委員会についてお答えしたいと思います。

検討委員会につきましては、それぞれの事業者がそれぞれで立てるということで、町が指定するものではありません。ただ、委員会の中身につきましては、まずは身体拘束等の適正化についても検討する。あるいはその内容について職員に周知する。適正化のための研修を実施する。サービスの質の確保と職員の負担軽減のための検討を定期的に行うということが定めてあります。メンバーについては、特に今回の改正にはうたってありませんが、この後詳しいことが出るかと思えます。

町といたしましては、この件につきまして誰を指名しろという権限はございませんので、必要な支援をして、助言をしていければと思っています。

○小林武雄議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第12、議案第9号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第9号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正したいという、そういった条例の提案であります。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口資金融資制度について、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換え制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、来る令和6年4月1日に施行されるということに伴って、これも上位法が変わったということに伴ってということになるのだろう、所要の改正を併せて行うものであります。

改正内容については、附則に定める借換え融資の申込み期間をさらに1年延長するというので1年延長し、令和7年3月31日までとするというものでございます。

そのことそのものでございますので、担当課長の説明は予定いたしておりません。よろしく願います。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○小林武雄議長 日程第13、議案第10号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第10号であります。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議ということであります。

本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村公平委員会共同設置の規約変更が予定されており、共同設置する地方公共団体間の規約変更については、地方自治法第252条の7第2項及び第3項及び同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものであります。

変更概要につきましては2点ありまして、1点目は、令和6年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に富岡市及び榛東村が新しく加入することとなることとあります。いわゆる加入団体が2つ増えるということ。

それから2点目は、負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設を行い、負担金の算出方法の改正を行うための所要の規約変更をするものであります。

これも申し上げましたとおりでございますので、改めての説明は予定をいたしておりません。もし疑問があったらご質問をよろしく願います。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第11号 工事請負契約の変更について（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）

○小林武雄議長 日程第14、議案第11号 工事請負契約の変更について（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第11号であります。工事請負契約の変更についてということで、令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂の排水機場の排水機場施設整備工事ということであります。

本案につきましては、議会の議決を経て契約を締結した令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業、小保呂排水機場、排水機場施設整備工事の請負契約について、工事内容に変更が生じたことから変更契約を締結するに当たり、地方自治法96条第1項第5号の規定により、議会の議決を改めて求めるものでございます。

変更概要につきましては、排水ポンプを構成する部品の再利用を予定していましたが、検査の結果、経年劣化による磨耗等で再利用が困難であるため、予定したものを新品にて対応したことによる増加分、また排水ポンプと制御盤をつなぐ電気ケーブルも検査の結果、経年劣化による磨耗等で再利用が困難と判断をされたため、新品への交換が必要になったことによる増加ということであります。

変更請負金額でございますが、当初は5,918万円に、さらに161万7,000円を増額して6,079万7,000円とするものであります。

契約の相手方は、群馬県の館林市松原2丁目6-26、株式会社神寛、代表取締役、神谷晋太郎でございます。

そういった経緯でございますので、やむなしということでの上程となるわけでありまして。改めて課長の説明は予定いたしておりません。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15号……

[何事か言う人あり]

○小林武雄議長 それでは、10時45分まで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時34分)

---

再 開 (午前10時45分)

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○議案第12号 工事請負契約の変更について(令和5年度道路メンテナンス補助事業  
八間樋橋 橋梁撤去工事)

○小林武雄議長 日程第15、議案第12号 工事請負契約の変更について(令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事)を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第12号であります。工事請負金額の変更ということで、ご相談を申し上げるということでもあります。令和5年度道路メンテナンス補助事業、八間樋橋橋梁撤去工事であります。

本案につきましては、議会の議決を経て契約を締結した令和5年度の道路メンテナンス補助事業、八間樋橋橋梁撤去工事の請負契約について、工事内容に変更が生じたことから変更契約を締結するに当たり、法で定められた地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の皆さんに議決を求めるものであります。

変更概要につきましては、地中部のコンクリート構造物の撤去数量を実績により減少、橋台部の撤去に伴う築堤盛土量について、河川管理者との協議により減少、河川敷への進入路移設等に使用する土砂搬入に伴う土質検査について、河川管理者との協議により必要となったため、土砂検査を追加をするということになります。

変更請負金額でございますが、当初請負金額4,653万円から、先ほど言った理由を2項目減額、1項目増額、合わせて合計69万3,000円を当初のご認定をいただいた金額より減額をし、4,583万7,000円とするものであります。

契約の相手方は、館林市野辺町、坂本建設株式会社、代表取締役、坂本俊幸でございます。

以上の内容でございますので、それ以上の説明もございません。ご審議をいただきまして、ご承認いただければと思います。よろしくお願ひします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案のとおり賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第13号 板倉町総合計画について

○小林武雄議長 日程第16、議案第13号 板倉町総合計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、第13号の議案であります。板倉町総合計画についてということであります。

本案につきましては、板倉町総合計画を定めることについて、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、令和2年度を初年度とする板倉町総合計画を策定し、「地域で支え合う安全なまちいたくら」を町の将来像として、人口減少、高齢化を強く意識しながら、各施策を着実に実行し、町民の皆様一人一人が本町に住んでよかった、住み続けたいと感じ、住み続けることを誇りに思えるようなまちづくりに努めてまいりました。

この総合計画の計画期間は、基本構想8年間、基本計画は前期後期の2期に分かれ、それぞれ4年ごとと定めております。ここに、前期基本計画の計画期間が終了年次を迎えることから、新たに向こう4年間の後期基本計画を策定いたしましたところであります。

このたび策定いたしました板倉町総合計画後期基本計画は、前期基本計画における施策の方針を踏まえつつ、令和元年10月に発生しました台風19号など近年多発する自然災害、令和2年度から世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症による社会活動への影響、町のこれまでの取組や課題を踏まえた今後取り組むべき、前段4年間を踏まえた上での施策の方針を示しているということになるのであらうと思っております。

計画策定に当たっては、町内各団体の代表者などによって構成された検討委員会においてご意見やご提案を聴取し、実効性、実現性の高い計画を目指して策定作業を進めてまいったところであります。

本計画をもって、安全安心、災害対応を重点施策としつつ、少子高齢化、人口減少対策の施策、デジタル化推進の施策など、総合的に各分野の施策を着実に実行することで、町民皆様一人一人が本町に住んでよかった、住み続けたいと感じ、住み続けることを誇りに思えるような持続可能なまちづくりを改めて進めていこうとするものであります。

以上、ご説明いたしました。細部につきましては担当課長から説明をいたしますし、またあくまで計画

ということでもありますから、考えようによっては、状況の変化で多少変わってくることも可能性としては当然あり得るということも含め、それらを含めて前提でお聞きいただき、またご審議をいただくことが肝要かなというふうに考えておりますので、よろしくご指導とご協力をお願いを申し上げます。

以上。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、板倉町総合計画についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明のとおり、本町では令和2年度に、令和9年度までの8年間を計画期間とした板倉町総合計画を策定いたしました。この総合計画は、基本構想8年、基本計画は前期4年、後期4年と定めておりまして、本年度で前期の基本計画が終了するため、それを見直しの上、令和6年度からスタートする後期基本計画を策定したものでございます。

つきましては、お手元の表紙のページ、こちらの見直しはございませんが、1枚めくっていただきました町長の巻頭挨拶、こちらにつきましては後期基本計画を策定した旨の挨拶文となっているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、こちらは目次となっております。目次の次からが基本構想というふうになりますけれども、こちら基本計画の見直しに合わせまして、一部現状に合わせました加除、修正を行ったところでございます。

2ページを御覧いただきますと、3番の町の概況の最後の行に本年度に整備を実施いたしました緊急避難場所についての追記をいたしております。

何枚かめくっていただきますと、12ページがございますけれども、こちらはまちづくりを支える6つの方針が11ページ、12ページ、1から6までとなっております。こちら12ページの4、教育文化、こちらから東洋大学板倉キャンパスへの支援、連携強化という項目を削除してございます。このページまでが基本構想の部分となっております。次のページからが今回見直しを行いました基本計画となっております。

基本計画につきましては、基本構想に掲げました目指す町の姿の実現に向けました6つの方針の下、取り組むべき21の施策を明らかにしたものととなっております。

以下、ちょっと17ページを御覧いただきますと、17ページから20ページまでが生活環境の4つの施策でございまして、1-1、災害への備え、1-2、防犯体制の強化、1-3、公共交通の充実、1-4、環境衛生の確保となっております。

21ページから24ページにつきましては、健康福祉の4つの施策となっております。2-1、子育て支援の充実、2-2、健康の増進、2-3、高齢者介護予防サービスの充実、2-4、地域福祉の推進となっております。

続いて、25ページから27ページにつきましては、産業振興についての3つの施策となっております。3-1、農業の振興、3-2、商工業の振興、3-3、観光の振興となっております。

28ページから31ページについては、教育文化の4つの施策となっております。4-1、児童生徒の育成、4-2、芸術と文化の振興、4-3、スポーツの振興、4-4、生涯学習の推進となっております。

次に、32ページから34ページについては、都市基盤の3つの施策となっております。5-1、都市計

画の推進、5-2、道路網の整備、5-3、住宅対策の推進となっております。

次に、35ページから37ページ、こちらが行財政の3つの施策となっております。6-1、町民参加によるまちづくりの促進、6-2、情報の発信、6-3、財政運営の効率化ということになってございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 3番、尾澤将樹です。それは将来板倉町にとって……

○小林武雄議長 尾澤議員に申し上げます。マイク使ってください。

○3番 尾澤将樹議員 尾澤です。将来板倉町にとって、有意義かつ具体的な希望を持てる事業、施策とは何か教えてもらいたいのですけれども。

○小林武雄議長 もう一度質問をお願いいたします。

○3番 尾澤将樹議員 将来板倉町にとって、有意義かつ具体的に希望の持てる事業、この中で。これは板倉町しかできないよとか、そういう施策とかありますでしょうか、何か。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えさせていただきます。

こちらの計画というふうになっておりまして、具体的な事業名という形では明記はされておられません。一応方針づけと、こういうものなどに取り組んでいきますというようなことになっておりますので、申し訳ないのですけれども、ちょっと具体的には申し上げられない状況でございます。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 きっと議員さんも含めて町民の皆さんも、これを読むと具体性がないということになるかと思しますので、質問の趣旨は理解をできないことではありません。理解できます。

これは、ただ今言った大きな方針を指しているもので、これを基に年度予算を、またその具現化を、では具体的にこういうふうに言っているけれども、今年はこの部分については何をやろうとか、その具現化をするのが予算化と事業計画になるわけでありまして、それを毎年毎年12月頃から次年度に向けて協議をして、具体的なものをとすることで来年度については、冒頭述べた、あるいは後々出てくる具体的な新年度の新規事業とか、そういうものになっていくということで、基本的にはそういう方向性を指し示すもので、ここで具体化をしてしまうものではないというふうに捉えていただいて結構だと思うのです。

その年度その年度でその方針に従って、今年度は、では今度は去年あれをやったから今年はこちらをやろうとか、これは必要ないからとかという判断も含め提案をし、それに対して議会の皆さんが、議員さんがこれは必要ではないから落とせとか、これは捨てるとかみたいな議論も、それが土台になるわけでありまして、具体的なものは毎年毎年予算化をすることによって、現実的な事業が目に見えると、それを皆様方と一緒に時にはかんかんがくがく、時には今回みたいにずっと国で上位法が変わったような事業についてはそんなに議論しなくても、仕組みの中で我々も生きているわけですから、よほどのことでない限りは基本的には全員

賛成していただけるというような内容まで千差万別でありますので、そういった意味で、これにはそこまで書き込むべきものではないということは基本路線になっているのであろうということで、先ほど担当課長が答えたのはそういう意味でございます。

○小林武雄議長 よろしいですか。

森田議員。

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。確認なのですが……

〔声がちっちゃいんですけど〕という人あり〕

○小林武雄議長 マイク。

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。確認なのですが、この横のグラフがありますよね、K P I。項目によっては6割、60%ぐらい関心がないと、どちらとも言えないといったような回答があるのですが、これはどのように捉えているのか、町として。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 恐れ入りますが、16ページのほうをちょっと開いていただけますでしょうか。こちらの基本計画の21の施策の見方ということで、右下のほうにK P I、満足している人の割合という形で、こちらは例を示させてもらったものでございます。

今回については、帯グラフもそこに加えまして、左から水色の濃い色から満足、次の水色がやや満足、白がどちらとも言えない、続いてやや不満、次に不満、黒が無回答という形で、ちょっと分かりやすいように帯グラフにさせていただいたところです。そこに線が引いてありまして、欄外にK P Iの実績値という説明がありますけれども、こちらは後期基本計画の見直しに当たって実施した町民アンケートの結果から、基本計画21の施策のK P Iに設定している町の取組への満足度を示しております。また、基本計画のK P Iとなっている満足している人の割合は、満足とやや満足の合計値としているところです。

なお、町としては、どちらとも言えないを含めまして、肯定いただいているものと判断をしているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そういうことではなくて、例えば……

○小林武雄議長 森田議員、立って、起立して発言してください。

○6番 森田義昭議員 そういうことではなくて、35ページの行政に関して、町民の参加によるまちづくりの促進、これのアンケートによりますと59%がどちらともない、興味がないのかなと取ればそれまでなのですが、こういった、中には6割というのもあります、どちらでもないというのが。これをどういうふうに町としては捉えているのか、町民のどちらでもないといった回答に対して。それを聞きたいのですけれども。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

こちらのアンケートの選択肢が、先ほども説明させていただきましたけれども、満足、やや満足、どちらとも言えない、やや不満、不満という選択肢でした。そこに丸をつけていただいた方、どちらとも言えない、いわゆる真ん中でつけていただいた方が、どの項目も多かったのかなというふうに判断をしているところで、一番右側の無回答、こちらは何も選択をしていなかった方々の割合ということですので、満足でもない、不満でもない、やはりどちらとも言えないという回答が多くなる傾向にあるものだというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的に1-1、災害の備えなどは、どちらでもないが3割ぐらいしかいないのです。やはりこれは、それなりに関心が持たれているのかなと思っております。ところが、6の行政面においては、町民参加による、皆さんに盛り上げてもらってなるだけ多く参加してもらいたいといったような項目に、どちらでもないが多いというのは、やはり一考に値するのかなと思うのですけれども、町としても。基本的にまちづくりの促進ですから、町民の皆さんの積極的な参加というのが含まれているのかなと思うのです。それをどちらでもないとなると、やはり考える視点が違ってきているのかなと、町の人と行政が。そう思うのですけれども、自分としては。それはどうでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 きっと今回のあしたの森田議員の一般質問にも関連するのかなと思うけれども、基本的には無関心層という捉え方でもいいし、あと例えば議会などでは、まず議案に対して反対を優先させるわけ、それで次いで賛成、反対討論、賛成討論、どちらもしない人もいるわけ。どちらもしない人は消極的賛成とみなすというのが、いわゆる民主主義の原則論なのです。

なおかつ、反対の人はどんないちゃもんでもつけたいという人はちゃんとつけなさいということで、例えばさっき言った35ページにすれば、どちらかという15.6に対して19.何だっけ、反対のほうがやや多いのかな、やや拮抗しているようなところ、白が、これも中立って言えば中立、先ほど言ったように、町は要するにそういう意味では、今年例えば災害なんかに関すれば25%程度で、あしたの答えの中で出てくるのですけれども、それはやはりもう少し、どちらでもないみたいな人に対する部類が75%も参加しないわけだから、それだと問題だということで、いわゆる施策を加えていくという形にしてあるわけです。だから、これは基本的にはあえて何も言わないということであれば、我々とすれば消極的には肯定している、要は問題があるという場合書けばいいのだから。それを求めているのだから、我々の都合のいいように取らせていただきながら、なおかつ、やはりそれでもどちらでもないということよりは賛成の方向へ、あるいは趣旨が通るような方向へ進めたいというのは、これは行政の立場としての課題であると。例えばそういう意味では、防災訓練の中の参加率一つで言えば、決して25%は満足すべき数字ではないと。あしたの答えの中に出てきますが、完全に水没する板倉町と、ほぼ条件が全く同じ板倉町よりひどい境町では、実地訓練をしたら3.5%ぐらいきり逃げないと。それでも、板倉町は条件が悪くても。だから、比較をすれば板倉町の25%というのは、相当高い数字とも見えるのだけれども、でも逃げとれないと。命が危ないのですよ、あなた自身の命も駄目になってしまいますよと言っているのに、なぜ逃げないかということ、それはだから訓練だからとか、予行演習だからとかという要素も分析の要素には入ってくるけれども、予行演習では逃げないといっても、本

番になれば必ず全部逃げますから、そういう意味で参加率を高めて、本番に近い形の予行演習をすべきだろうということで、目標設定を例えば防災訓練を例に取ればということで、これはだからよく言えば、一般常識的アンケートの範囲内で、主催者の意向に沿った消極的賛成と捉えて中間層を、だって読んで駄目なら反対なら反対って書けるのだからということで捉えてありますが、それを決して手放しで喜んでいるわけでもない。議員指摘のように、この50%なり60%近くの人に対しての参加率なり、あるいは理解度をさらに高めていくということは、政策としては必要であろうというふうに考えているところであります。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今の説明で大変分かりました。ただ、これ以上話しますと、あしたの一般質問が大体ここで答えらってしまうものですから、以上で終わりたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 この計画を策定する前段階でまちづくり町民アンケートを実施した、その結果をこちらのほうに掲載したところですけれども、こちらは満足度についての割合ということにさせていただきましたが、併せまして重要度についてもアンケートを取っているところでございます。

先ほどご指摘をいただいた町民参加によるまちづくり、それが35ページだったと思います。そのほか、どちらとも言えないの回答の割合が高かったものにつきましては、例えばスポーツの振興、こちらは30ページになります。59.5%、その左のページは61.9で、芸術と文化の振興というところになっておりますけれども、やはりアンケートの結果を見てみますと、重要度については低いというような回答になってございまして、先ほどの一番最初の1-1、災害への備え、こちらはどちらとも言えないが29.4で、その割合は低かったのですけれども、そちらの項目については重要度が高いというようなことを町民の皆さんは判断をしているようでございます。

特にその重要度が高い項目については、防犯体制の強化、災害への備え、環境衛生の確保等々、重要度が高いという回答がありますので、やはりその辺が反映されているものではないかなというふうに考えたところでございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 まさにそのとおりなのです。今課長が言ったように、興味があることには回答しやすい。だから、基本的にどちらでもいいというのは興味もないのでしょうか、きっと。それを町としては肯定的に捉えたということですね。分かりました。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 5番、小野田です。よろしく願いいたします。

KPIについての続いての質問なのですけれども、令和2年度、元年のアンケートかもしれないのですけれども、基準値に対して実績の令和5年度のアンケートで、実績が下がっている部分というのも幾つか見受けられて、上がっているのというのはほぼ1つか2つぐらいしかないのですけれども、それについて目標を実際基準よりも下がっているにもかかわらず、令和9年度についての目標は変わっていないと。ブラッシュアップして、目標値なり何なりを満足度を上げていくというような話だったのですけれども、実際令和5年度になって実績が下がっている部分について、令和5年度の実績が下がっているにもかかわらず、令和9年

度でさらに上がるというのはちょっとなかなか難しい部分があるかと思うのですけれども、ここの考え方というのはどうなっているのかをお願いします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まず基準の数字がございまして、令和5年の目標が、数値がございました。また、最終年度令和9年度の目標も当初掲げたところで、今回令和5年度のアンケートの実績値について、そこに記載をしたとおりです。

議員のご発言のとおり、令和5年の目標に達していない施策が大部分でございました。こちらについては、この見直しをする段階で検討委員の皆様からもご意見をいただいたところでございまして、この数値をどんなふうに捉えればいいのかと、最終目標を変えるべきであるのか、それを下げるべきなのか、達成したもののについてはもっと上げたほうがいいのか、達成しなかったものについてはもっと目標を低くしたらいいのではないかなど々の意見をいただいたところですが、最終的には当初の設定した目標に向けて、今回こういう結果だったけれども、さらに努力をしていこうというような形で、このような表記にさせていただいたところでございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ありがとうございます。確かに目標を高く持つのは大事かと思いますが、もちろん実現可能性の高い目標設定をしていただくのがよろしいのかなと思いますし、実際令和5年度の実績で上回っているものであれば、より高い目標を持ってやっていただければというふうに思います。

あともう一点、ちょっと細かいところでお伺いしたいのですが、25ページ、3-1、農業の振興というところの施策の方針の担い手確保及び支援ということで新たに地域計画を作成しと、この地域計画というのは実際どのようなもので成り立っているのかというのと、この地域計画を、例えば農業の担い手を確保するという目標でうたっているわけですので、これ実際どういった方に伝えていって、例えばどういった方を来てもらうとか、そういった具体的な計画というのですか、これを特に今後農業をやろうという方に伝えるメッセージ的なものを伝えていってほしいなと思っているのですけれども、この辺りはどういったふうに今後考えていらっしゃるのかをお願いします。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、地域計画についてお答えしたいと思います。

地域計画につきましては、来年度、令和6年度の末までに、町が担い手を含めた中で計画書と、それと図面等を色塗りしまして、基本的には認定農業者が農地中間管理機構に対して貸し借りをやっています。その人に対してのまず色塗りがあって、当然認定農業者であれば自分の土地も持っているわけですから、要はそういう全体を色を塗って、最終的にそこに出てくる人というのは、認定農業者とか中心経営体の人が中心になってくるわけです。その人たちが、その計画に名前がないと補助金がもらえないとか、そういった要はハードルが上がってきているような状況の計画を国と県がつくりなさいということで、非常に厄介な計画かなというふうに思っていますし、逆に、今例えば塗られていた部分について農地転用とかする場合に、当然耕

作はできないわけですから、そういったときにもし図面が塗られていた場合は、それを地域計画を変更して2週間公表してから、農業委員会の総会に農地転用等で変更しなさいというような指導も受けておりましたが、すぐこれは大変かなというふうには思っていますけれども、実際その地域計画の前の段階で、人・農地プランというのがあったわけなのですけれども、基本的には全部の町がつくっているのですけれども、ちょっと板倉のほうはつくれていないという部分があって、この地域計画については急いで来年度までにはつくりたいという形で動いているところでございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 なかなかこの地域計画って私も耳慣れていなかったもので、質問してみようと思っただけなんですけれども、新規就農者なり小規模農家にとっては、逆に足かせになってきてしまうようなものかなというふうな今の話の中のニュアンスなのですけれども、できれば板倉町、家族経営の施設キュウリと小規模の例えば水稲であっても、ある程度のなりわいできてしまう、いいのか悪いのかは別として、家族経営での農業が成り立っているという部分が、逆に言えば結構町の強みなのかなというふうに思っているのです。

国の施策であるところとしては、なるべく法人化、大規模化して効率いい農業をとというような流れで来ているところなのですけれども、町の特徴を出すものとして、例えば家族経営の農業で十分に生計が成り立って、サラリーマンなんかよりも裕福なのですよというようなアピールをして町に人を呼び込むというような、そういった施策が逆に言えば大事なのかなと思うのです。逆に言うと、そういった大規模とか法人化ばかりの計画ではなくて、小規模農家、特に施設栽培をやっている農家の方への補助なりという部分で、町の特徴を出していくのが大事なのかなというふうな気持ちでいるのですけれども、その辺の町の考えと違いますか、担当の方の考えを教えてくださいたいと思います。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

当然板倉町においても、新規就農者という方で今のところを3軒、4軒ぐらい、新たにキュウリ農家に研修をして1人前になってやっている方はいらっしゃいます。その人たちについては、個人でいうと1年間に150万円の補助が3年間一応出るという形で、夫婦方については1.5倍の225万が出るという流れで来ているのですけれども、当然施設野菜については、国は本当に大規模農家で、認定農業者、個人の人に対してどんどん、どんどん土地を預けてやらせなさいと、もちろん農業法人もそうですけれども、将来的に考えれば、個人的にはそういう企業の法人が米麦で200ヘクとかやってくればすごく理想は理想なのですけれども、すごく大変なこともありますし、現状10ヘクやっている農家の人がたまたま亡くなってしまって、その借りていた部分を農業委員さんを通じて誰かにお願いしているというのも実際やっているところでもありますし、またキュウリ農家についても、そういったキュウリが売れば当然裕福な生活ができるということも重々分かっていることなのですけれども、その補助金に対しては、やはり新規就農者の部分の補助金ぐらいしか今のところはないです。

大規模のそういう農家については、先ほど言ったような地域計画の中に名前が載っていれば、機械を買うのに例えば200万円とか300万円の上限の補助は使えますよというような流れが来ているというような状況に

なっております。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ありがとうございます。予算決算の中で聞こうかなと思っていたのですが、県なりのはばたけぐんまとか、その辺の農業系の補助金が結局使い切れていなくて、減額補正をされております。ある程度これもやはり結局大規模なりで、計画的な機械の入替え、施設の造り替えというようなことがないと、なかなか通らないものかなということで減額されているのかな、使いたい人はいっぱいいると思うのですが、使えなくて減額補正になったのかなというふうに思っています。

結局それ計画的に機械の入替えとか施設の造り替えを考慮しておられる農家というのは、ある程度大規模、もしくは法人の方しかほぼほぼ、やはり急に壊れたので新しく買い換えたいというのが、ある程度の家族経営なり小規模農家のパターンなので、そういった面で、もう少し使いやすいような補助金、たまたま昨日もちょっと年上の先輩が、親がキュウリやっっているのだけれども、そろそろやめたいのだよと、やはりハウスも壊すと言っているのですが、できればハウスは壊さないで、なるべく直し直して誰かに貸したほうがいいです。板倉町の農業がどんどん先細ってってしまうので、なるべく壊さないようにという形です。いろいろお話しさせてもらった部分はあるのですが、そういったところで、せっかく補助金もらっても使い切れない、もったいないな、やはり計画的に何でもやれというのは、自営業の方にとってはなかなか難しい部分というのもあるので、その辺うまい具合にやれる仕組み、逆に言えばもっと若手の農家に対して、こういったのがあるからもっともっと使ってくださいと。もちろん使っている人は使っている。知らない人は全く知らない。私も農家やっている者で若いのに会えば話はするのですが、やはり計画立てて、3年先、4年先までの例えば耐用年数なり、あれが壊れそうだからちょっと来年買おうというのは、なかなかそこまで浸透してっていない部分があるので、補助金ももらえるものはなるべくもらって経費を減らして手取りを多くするような、そういった形態ができればなと思っていますので、できればこの地域計画にこだわらずに、町として独自の何か振興策的なものを今後考えていただければなというふうに思いますので、一応お願いではないのですが、提案ということでお願いいたします。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 キュウリ農家さんのちっちゃい農家さんにつきましては、先ほど小野田議員さんが言われたように、町独自でそういった補助が可能かどうかは検討はさせていただきたいと思います。

ただ、はばたけぐんまについては、補正のほうで質問がされるかなと思っていたのですが、全く申請がなくて減額というわけではなくて、申請はさせてもらったのですが、結果的に補助金をもらうということになると、逆の考えで縛りがすごくあるのですよって、その後が縛りがあるのですよというのも、農家の皆さんには分かってもらいたいという部分はあるのです。なおかつ、申請したのだけれども、県のほうの落ちた理由については、当然5年間の目標があって、その5年間の目標に対して進んでいくわけなので、すけれども、たまたまその人は途中で、昔補助金をもらって、途中でまた申請を上げたのです。そうしたら、その年の収入というか、青色申告の実績を出してくださいと、それが最後に要る目標に対して達成していないので、全然駄目ですよというぐらいの感覚で、もうペケをもらってしまった部分があるので、本当に農家の皆さんにとっては、もちろん補助金もらえるのは十分いいことだと思うのですが、やはりその計画

というのが大事になってくるし、要は申請書を作るだけでお金がもらえるわけだから、後半しっかり頑張っ  
てやってもらうというのを確実にやって申請をしてもらえれば、町としてもありがたいというふうに思っ  
ております。

○小林武雄議長 よろしいですか。

青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 4番、青木文雄です。34ページです。都市基盤、住宅対策の推進の中でちょっとご  
質問します。

木造住宅の耐震診断の促進を図っていると思います。今板倉町の耐震診断率というのは何%ぐらいになっ  
ているのか。もし分かれば、県はどのぐらいなのか、今データがあれば教えていただきたい。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 ただいまの質問ですが、今データ何も持ってなくて申し訳ありません。ただ、  
板倉町の中で耐震診断につきましては、年間五、六件ぐらいはあったのですが、2月にも一応相談会という  
のをやったのですが、最近はないような方向で進んでいます。ほとんど耐震診断をしていないのが事実だ  
と思います。

[「なぜ診断やっていないのか分析しているだろう、それ言ってやればい  
いじゃない」と言う人あり]

○塩田修一都市建設課長 診断していないというのが、結局今耐震診断の対象にしているのが、昭和55年の  
旧建築基準法の中の建物に対して、今の耐震基準に足りませんよということで周知はしているのですが、そ  
の方々が今せっぱ詰まって、世間では地震とか起きていますけれども、身に起こる不幸とは考えていないの  
かなとは思っています。

それと、あと今対象件数もちょうと手持ちにないので何とも言えないのですが、その所有している  
方がお年召している方ばかりですので、あまり興味が湧いてこない、あと結局受けたとして不安になって、  
その耐震のまた改築、耐震の補強の補助もあるのですが、それを受けるに当たっても、またちょっと先ほど  
の農政と同じような敷居が高いような、条件をそろえなければ補助までたどり着かないというのも実情なこ  
とがあります。今そんな状態で、耐震の希望も少ないのかなとは思っています。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。能登半島の地震を見ますと、家屋倒壊に対する被害も大変  
大きくて、亡くなられている方も、そのまま圧死しているような。ですから、地震の災害を見ますと、この  
耐震化診断というのはやっておかななくてはいけないのだと思うのです。今板倉町の中を見ると、促進を町と  
しては図っていただいていると、これをさらに進めていただきたいなと思います。要望として。

○小林武雄議長 よろしいですか。今の答えで大丈夫ですか。

[「はい」と言う人あり]

○小林武雄議長 塩田課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 今後も周知徹底して、協力していただけるように努力したいと思います。よろし

くお願いいたします。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 初歩的なことでちょっと聞きたいのですけれども、このK P Iという用語なのですか。けれども、これをもうちょっと具体的にかみ砕いて、こういうことなのだよというふうに説明いただけないですか。例えばこのKというのは、これはキーなのでしょう、Pはパフォーマンス、Iはインディケーション、そういうのをだから具体的な、これはこういうことなので、それで省略してこう言っているのだよというのを分かりやすく。くどいことはいいから、簡単に分かるように、子供でも分かるような説明をお願いします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 すみません。もうK P Iという言葉だけが入っていますので、内容について分かりやすく、説明しやすいようにちょっと調べさせていただければと思います。

[「そういうところで正確性を期すために調べさせてって言うんだよ、分からないなんて言っていると担当課長として恥じゃないか」「いいよ、分からなくても」と言う人あり]

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうというのはアンケート調査で取って、一般住民なかなか理解できないと思うのです。だから、さっき森田さんが言ったように、何だこの白紙みたいなのが多いというのは、言ってみれば無回答と似たようなもので、分からないからアンケートに答えられないから、一応どちらでもないというところにする人が、これは多いのだと思うのです。流行語みたいによく、今こういうの使われていますよね、K P Iだとか何だとかって、SDGsだとかって、あんなものだっておそらく何のことかうまく説明できる人はいないかと思うのです。では、後でよく調べて。

それともう一つ、毎年、今回は8年計画なのですけれども、今までも10年計画で第何次総合計画というのを繰り返しやってきています。計画ですから、計画と結果が不一致というか、全然合わなくても別にこれはいいと思うのです、計画なのだから。計画率が30%が達成できなかったって、これは仕方ないと思うのです、別に。無理やりくっつけることはないと思うのです。ですから、問題は今までもこれ繰り返しやってきて、今回の総合計画も4年の折り返しを終わったわけで、5年目に入ったわけですから、その計画と成果だな、結果がどのぐらいこれ達成しているのか、あるいはできなかったら、これやはり反省というのは必要だと思うのだよね。反省、修正するとか。ただただ絵に描いた餅みたいな、非常に前から思っているのだけれども、この総合計画というのはプロの人がつくった文章みたいで、非常にきれいな文章で耳ざわりはいいのだけれども、何か板倉町なんかと実態になじまないことは物すごい多いわけ、あっちこっちに。別に伊藤さんに何か言っているわけではないよ、前のやつもそうだよというの、これ。おそらくこれは、よく言うどこかの三菱総合何とかとか、総合研究所とかそういったところが、シンクタンクみたいなのところがつくっているといううわさも聞いているのですけれども、これ九州でも北海道でも板倉でも、何か金太郎あめみたいに同じような言葉ができていて、主語が板倉町、それで隣のところこれ明和町はと言って、ようなことをやっているようなことなのではないかなと推定できるのですけれども、その辺のことは、やはりせっかくやるのだから、

前も私言ったことなのだけれども、下手くそでも、体裁悪くても、オリジナルな町で独自のものをつくって、町民にも分かるようなものをアンケート調査するとか、そういうことをやっていったほうがいいと思うのですけれども、要望ですけれども。

分かった、K P I、まだ。

○小林武雄議長 では、栗原町長、先に。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 いつも青木議員には貴重な、ある意味では的をついた質問をいたすのですが、私がそんなこと言っただけだけれども、こんなものをつくったって何の役に立つのだということは、もう冒頭から、これに300、500の大きいお金がかかる、500はかからないでしょうけれども。ただ、それに対して担当部署は、ではこれ町独自でつくればいいではないかと、例えば手作りのとか、全部もちろん私もそういう性格がありますから、そういうことは出発に当たって議論するのですけれども、先ほど言ったように国で認める、ある意味では一定の水準を満たした会社でないとか、あるいは上にどうしても上げる書類なので、一定の様式とか書式、あるいは言ってみれば、ていをなしていなければ駄目だとかで、町ではできませんので、委託とかって。だから、自分のうちの計画を何で人様につくってもらうのだい、ではそれなりにつくる人と町との接点が、どれだけ話合いを持つのだとか、だけれども我々話合いを持たないで、担当課とちょこちょこって言って、せいぜいだからそんなものですから、今日も先ほどの説明の中に、今青木議員もいみじくも言ってくれましたけれども、計画ですから、計画を立てれば、それもおぼろげながらのものですから、具体化は毎年毎年皆さんに提案をし、決算でどれだけできたかということは皆さんにも、全て議員さんに。だから、それを本当は羅列したほうが、簡単にどれだけ約束したものをやったのか、いろんな町民がいるにもかかわらず、達成したいものは何かとか、財政も考えない、だから達成できないものがあると町民の言うことを聞いていけば、何でもやってもらうことはいいことですからとか、非常に我々つくる側も文句があったり、納得のいかない点もあるのですが、先ほど申し上げましたような制約も多少ある、だからしようがない、ではつくればということで作らせているということも正直言ってあるわけでもございます。

そういう意味では、青木議員の正論は我々も十分理解を、私自身としては理解をしますが、そういった現状の中で、だから国へ出すような、どちらかという町民向けではなくてみたいな形、それでも一応町民の皆さんの代表者を30名程度した上で、延べで何時間だか無駄な議論しているなって俺も思うところも正直あるのですけれども、そんな代物であると言っただけは身も蓋もないのですが、どこの自治体も全てそういう形でやっている、まさに金太郎あめではないけれども。

そういうことでもありますので、そこら辺のこちらの苦しいところも。では、つくらなければいいではないかと。例えばあえて言ったのは、10年計画、今までは5年、5年だったのです。これも何回か申し述べてありますが、私の代になって、先ほど言いましたけれども、70周年の計画も、私が続けてやるのかやらないのか、当選するののかしないのか分からない、その節目が来るわけですから、その先は新しい体制になった、あるいは新しい、私が例えば当選したにしても、その時点で信任を受けた町長が新しい記念日の70周年記念を中心にやればよいという基本的な視点から、さっきそういう70周年の例を取ったのですが、これは5周年、5周年が大体みんなそうなのです、10周年計画と。うちの町は、それは最近理解をしていただいて、だんだんそういう意味での波及効果が出ているといっただけは、4年、4年とかという町長の任期に合わせるべきだと。

だって、町長が替われば、前の町長がつくった計画なんか俺やらないよとか言う権利は十分あり、それを主張して当選したのだということになりますとその論理も通るわけですから、民主的に、そういう意味ではということで、10年の計画を5年、5年の前期後期を4年、4年にするということは、ちょっと5年だって、計画ってなかなか計画と言えるのか、予定と言えるのかぐらいですよ、普通5年という。5年から10年、10年から20年ぐらいのものが計画になるのかなと思うのですが、いずれにしても、さらに短くなると、4年になれば1年。だから、非常にそういう意味では信頼性も逆に担保できなくなるのかなとか、短くなるのは。だけれども、現実的には町長が替われば、町長の責任を持った政策を町民が直近で支持するわけですか、それを優先するということは独断で、町長の権力でできるわけですから。ということ考えたときにということで4年にしたのは事実でございますけれども、そういう意味では青木議員の指摘は指摘として受け止めながら、そういった事情もご理解をいただければというところでしょうか。ご理解できるかどうかは別です。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 KPIについてお答えさせていただきます。

もうKPI、KPIって言葉が頭の中に入っていてしまいまして、なかなかうまく説明できなかったのですけれども、3ページを御覧いただきますと、施策の見方のところで説明があるのですが、KPIとしては右上のほうに、KPIで、括弧で重要業績評価指数ということで理解をしているところです。

こちらが、Kがキー、Pはパフォーマンス、Iがインディケータールということでの重要業績評価指数ですとか、重要達成度指数と言われているものでございまして、今回町が設定したKPI、いわゆる評価指数については、満足度というところを基準として示させていただいたということで、KPI達成については満足度の基準値を設定して、目標の満足度を設定したというところで、今回5年度の実績の満足度について実績の数字を表していただかせたということになります。分かりづらくて申し訳ないですけれども。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 パフォーマンスは満足度ね。

[「キー・パフォーマンス・インディケータール」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 いいよ。だから、パフォーマンスは満足度を数字の中に入れてあるわけね。

[「はい」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 それで、インディケータールというのは指数だから、満足度が問題なのだ。

[「キーだから重要なね」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 重要な満足度がどれだけあるかと。それを、例えばさっき34ページなんか、重要な満足度が14.6%あったということか、34ページ、住宅対策の推進というところ。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 満足度が。だから、ちょっとその目標、数字を上げて16.1にしたわけだ。それを令和9年には18.1と……

[「もとの目標16.1に対して14.6しかない」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 違う、14.6あるのだよな、それを16.1に……

[「16.1を目標にしたけれども、14.6しかないなかった」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 そういうこと。

〔「そういうことです」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 そういう見方。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 16.1を目標にしたけれども、実績は14.5だと。それを今度は、令和9年には18.1にしようということになる。これアンケートの中で、満足している人がこれだけいたということね。

〔「そういうことです、14.6いた」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 6ぐらいね。これそういうふうには書かないと読めないよ、これ分からない。満足している人がこれだけいたのだよと。同じ基準ね、これ。これアンケートの結果の数字ね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 その21の施策の見方のところに、ちょっとまた戻っていただきたいと思います。

16ページになります。こちらで先ほどの都市計画、34ページの住宅対策の推進、こちら34ページと16ページをちょっと両方御覧いただきたいと思いますが、まずK P Iの満足している人の割合で、基準というのが14.1%という数字があります。これは令和2年当時の満足の数字、実数がこの14.1ということになっております。このときに目標を掲げたのが、令和5年では16.1%、令和9年で18.1%という目標を掲げています。その根拠というのが、また16ページに戻っていただきますと、右上のほうにK P Iの重要業績評価指数で、こちらが縦、横になっているのですけれども、横が重要度、左が低い、右が高い、縦が満足度、上に行くほど満足が高い、下は満足が低いということで、こちらの住宅施策については左下、このときは重要度満足ともに低いというアンケート結果になっていたものでございまして、その重要度、満足度等とも低い施策については4%、重要度は低いだけれども、満足は高いよという評価をいただいたものについては2%目標で上げましょうということでした。今回その4%というのが、34ページに戻っていただきますと、基準の14.1から、目標の9年度までに4%上げたのが18.1%の目標を掲げて、令和5年度中間なので、ここは2%上げた目標を掲げたところで、実際に今回アンケートを取りましたら14.6%という結果になりました。この満足している14.6については、下の帯グラフの満足2.4、それとやや満足の12.2、これを足したものが満足という形で表記をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 半分ぐらい理解できましたけれども、今までも見ていたけれども、いいかげんに私見ていたのです、分からないの。投げやりに見ていたから分からなかったのですけれども、それで前にも言ったことあるのですけれども、これ総合計画だから、今回半分だけれども、最初決めるときって、今回8年かもしれないけれども、10年間の先を決めるのだから、もっとめり張りつけて、これでは学校の生徒でいけば、教育長、試験が30点の人が目標35点なんてやっているもので、もうちょっと30点の人が60点取るのだとか、そういう目標だから、そのぐらいのものがあってもいいと思うのです。中にはいいよ、これは目標で下げるものもあつたっていいのですから、過去から比べて。だから、そういうめり張りつけて、もうちょっと

10年計画なのだから天井高くして、不可能かなと思うような、そういう大風呂敷広げて、これを倍増するとか、1.5倍にするとか、そういうようなものをつくってやらないと、これ安全運転で時速40キロ、45キロで走るぐらいな目標だ。だから、そういうのを少し、これ要望だけでも、前もしたことあるのだよ、これ。これでは非常にさざ波が立っているぐらいで、何か面白くないというところがあるのではないですか。もう少し大風呂敷広げて、そういう何点か目玉商品ではないけれども、目玉な計画をつくってやったほうがいいのかなと私は思うのですけれども、K P Iについては大体分かりましたので、ありがとうございます。どうも。

○小林武雄議長 以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。確認なのですけれども、先ほどの町長の発言の中で、ちょっと1点だけ気になる点がありますので、確認したいと思います。

この基本計画の検討につきましては、私も検討委員でしたけれども、30人近く委嘱したわけです。その中で、いろいろと議論が出たと思うのです。これが先ほど町長の発言の中で、無駄な議論ってちょっと言ったのです。それはちょっとないのではないかって感じで、できればその辺を、もしどういった意図というか、無駄な議論と言ったのですけれども。

○小林武雄議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 先ほど言ったように、どれだけの計画を立てても、受ける側と財政と、いろいろ全て見ないと、だからこれを今青木議員の質問からすれば、あるいはその評価からすれば、立てた時点というのは役場もつukれない状況ですから、財政もそんなとつukもない話なんかできないわけです。そういうものが、だから時流によって、多少判断の材料、お金をうんと持っていればそこそこの計画も、たまには花火を上げるような計画も立てられるでしょうと。まあ、それはそれ。

今新井議員の質問については、私個人的には、要するにこういったものよりも、俺はもともとが計画というのは、なかなか実行できないということは前提に全て立ちます。だから、政治家がうそつきというのは、できないことを言うからうそつきにされてしまうわけです。できるだけのことを言えば夢がないと言われる、だから難しいわけですが、夢を語り、でも夢を語って実現しない、できそうな夢を語るということは、表現が違えばうそつきになるわけです。要するにできもしないことを。だから、これで一番私が議論するのは、では2%、あるいは4%上げるということは、今までやってきたことに対して何をプラスすれば2%上がるのだと答えられるかということなの。答えられないから、つくっているほうも。だから、その程度の計画なのです、申し訳ないけれども。でも、それでも国が上げろということであれば、自治体として上げていかななくてはならないということで、私自身として、でも個人的にはそういう考え方は基本的にありますから、こんなものつくっても必要ではないという表現は個人的な考え方。でも、町のリーダーとすれば、国のシステムからしてどこの町も上げているものを、これを上げておかないと、どこかの部類に具体化する政策を上げていったときに入っていないというと、補助金も申請する資格もなくなってしまうのですよとかって言われることも含めて、皆さんに慎重に検討してもらってという、その検討委員会の設立のいきさつになっ

た。だから、もちろん必要性があるからやるわけですが、総合的に、町の損失にならないように。でも、この数字、はっきり言えば数字遊びみたいなもの。具体的に、では何をこれから4年間、だって4年間というのは読めるわけですから、やることは。では、具体的に一番質問が出されて、2%上げるということで約束をして目標を立て、ではそれが具体的に言えないのでは、何のための目標であると、こんなものは認められないとなることだってあるわけです。そういうことも含めて、私の性格上は、本当は自分で手作りのものをじっくりと4年先を見越してやりたいことを列挙し、やったことはちゃんと決算、さっきも言っていますけれども。だからいつも町長が、この4年間で、例えば改選時期に来ると、どの程度の自己の達成率ですかと、公約に対して。だから、90%と言ったこともあるし、95%ぐらいやったつもりであると言ったこともあるし、80%ぐらいかなとか、だんだん難しい問題が残ってきますから。そういったことのほうが、町民に対しては分かりやすいのかなとか、だから一番そういう意味では難しいし、数字に表した以上は責任ももしかしたら、ある意味では。まだ、先ほどの青木議員ではないけれども、計画なのだから、達成しなくたって、それはやむを得ないのだよと言ってくれる議員はありがたいけれども、でも中には、書いた以上は根拠があるだろうと言われれば、根拠を担当課長や我々が説明できなければ、こんな数字はごまかしではないかって言われたってそれまでになるから、そういう意味では私個人としては、あまりこういうものの文字遊びみたいな、しかも手作りは認められないみたいなものでしょう、業者を入れなければ。業者を入れれば、様式にはまった形でつくっていくと。そんな形で、そういう意味で申し上げたまでのことで、必要性を全否定しているということではありません、実際につくっているのですから。ということでご理解いただければと。間違った、誤解しないでいただきたいと。

あくまで私個人とすると、だって意味も何にも今言っているとおり、よく考えればそんなにないではないですか。大きな目標はあるけれども、それもバラ色だと、尾澤議員が質問したのもごもっとも。具体化はするかって、具体化は毎年毎年それを考えていくということになるし、そのときにならなければ分からないのでは、質問に答えられないのって攻め込まれるはず、数字も今言ったとおりしかり。それになぜ大金をかけ、だから本当は議会の皆さんと議論して、来年度やりたいことがあったら、できるだけ予算の範囲はこれだけきりないと、お金は。どうするかということ議論していくというのは、基本的には議会、それが予算議会であり決算議会、極端に言うとならば決算議会が、本当の意味では次のための予算議会に私はなっている。予算議会というのは、決算が出た後のお金を見ながら今度は予算計画を立てていくわけですから、議決をされないお金を幾ら充てられるかというのを計画するもので、しかも事務方、こちらの仕事になるではないですか。そうすると予算議会では、基本的に議員さんの意見はこちらから提案したものについて、いわゆるイエスかノーかみたいな聞き方になってしまうという面も考えられるということで、私自身は今現行で行われていることに対しても、いいのかなとか、いろいろ疑問があるところでありまして、その疑問の一端が、この件については先ほど申し上げたのでありまして、そういうことでございますので、誤解のないようお願いしたい。ありがとうございます。

○小林武雄議長 よろしいですか。

そのほかありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第14号 町道路線の認定について

○小林武雄議長 日程第17、議案第14号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 貴重なご議論を大変ありがとうございました。

続いて、議案第14号ということで、今までとはがらりと変わってということで、町道路線の認定についてということで、19ページを提案理由として申し上げさせていただきます。

町道路線の認定、対象路線は、地域住民の生活道路として長年利用されてはおりますが、道路用地は沿線、それに沿った地権者の所有地、私用の私有地であり私道として利用されておりました。場所的には、岩田原宿地区には北側に町道1344号線、旧国道354号が走っており、南側に岩田原宿地区では中道みたいな表現がされている町道1260号線が東西方向に流れておまして、それを結ぶ南北の私有道が数多くあるわけでありまして、集落が密集しているため、今まで数度にわたり拡幅整備事業の実施の計画も持ったのですが、実現に至らず、今現状においてだけが町道化されているところでありまして、なかなか進まなかったというところでありまして、事業実施の余地が、これについてもありませんでした。しかし、今回沿線の個人の所有建物の解体計画が判明したことから、先取りをさせていただいてということではないのですけれども、タイムリーに感じたことから、沿線住民に拡幅整備事業の協力確認を行ったところ、幸いなことに皆さんから同意を得られたためということで、地区内道路の利便性向上を目的に拡幅整備事業を実施いたしたく、町道路線の新設、新規認定を行うものであります。

認定する路線は町道1346号線、認定路線の延長は145メートル、旧国道354号から南の中道と称する町道1260号線を結んだ間の145メートル、認定幅員は現状では2.2メートルということでありまして、それを拡幅整備をしたいということでありまして、個人の所有地の買収から含めて一連の作業を開始する必要があるために、まずは手順に沿って認定をいただきたいという提案でございます。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで13時10分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 0時10分)

---

再 開 (午後 1時10分)

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

○議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○小林武雄議長 日程第18、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてから日程第20、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 命によりまして、議案第15号から議案第17号までの3件につきましては、私から提案理由の説明を申し上げます。この3議案につきましては、令和5年度各会計の補正予算でありますので、議長の指示どおり一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてをご説明いたします。

本補正予算は、第9回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,750万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億5,075万4,000円とするものであります。

歳入におきましては、地方交付税に4,569万5,000円、寄附金に540万円をそれぞれ追加し、町税から3,100万円、分担金及び負担金から3万8,000円、国庫支出金から3,359万3,000円、県支出金から3,508万4,000円、繰入金から1億468万3,000円、町債から2,420万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出におきましては、総務費に1,942万5,000円を追加し、民生費から3,202万1,000円、衛生費から3,404万4,000円、農林水産業費から3,470万8,000円、商工費から150万円、土木費から5,507万4,000円、消防費から1,707万7,000円、教育費から2,174万2,000円、公債費から76万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上で令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてをご説明申し上げます。

本補正予算は、今年度第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,243万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億981万4,000円とするものです。

歳入におきましては、繰越金に4,411万7,000円を追加し、国庫支出金から1,308万1,000円、支払基金交付金から1,523万8,000円、県支出金から555万3,000円、繰入金から2,268万4,000円をそれぞれ減額するものです。

また、歳出におきましては、積立金に1,591万3,000円、地域支援事業費に98万3,000円、諸支出金に2,901万2,000円をそれぞれ追加し、総務費から94万7,000円、保険給付費から5,740万円をそれぞれ減額するものです。

以上で令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本補正予算は、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,122万5,000円とするものでございます。

歳入におきましては、繰入金から500万円を減額するものです。

また、歳出におきましては、下水道費から500万円を減額するものでございます。

以上で令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上、議案第15号から議案第17号までを一括してご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第15号から議案第17号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

- 
- 議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算について
  - 議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について
  - 議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算について

○小林武雄議長 日程第21、議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算についてから日程第25、議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、引き続き私のほうから提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号から議案第22号までの5議案は、令和6年度各会計の当初予算でありますので、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算についてをご説明申し上げます。

本案は、令和6年度板倉町一般会計予算について提案するものでございます。歳入歳出予算は、総額を歳入歳出それぞれ59億9,500万円と定めております。前年度に対しまして1億6,500万円、2.8%の増になります。

歳入予算の内訳は、町税20億5,372万8,000円、地方譲与税8,981万円、利子割交付金40万円、配当割交付金800万円、株式等譲渡所得割交付金800万円、法人事業税交付金3,100万円、地方消費税交付金3億2,200万円、ゴルフ場利用税交付金1,000万円、環境性能割交付金1,600万円、地方特例交付金6,750万円、地方交付税14億円、交通安全対策特別交付金170万円、分担金及び負担金2,050万7,000円、使用料及び手数料3,112万9,000円、国庫支出金5億739万3,000円、県支出金4億9,011万9,000円、財産収入608万3,000円、寄附金3,000万2,000円、繰入金4億5,602万8,000円、繰越金2億円、諸収入8,750万1,000円、町債1億5,810万円であります。

また、歳出予算の内訳は、議会費8,836万5,000円、総務費8億3,299万円、民生費18億9,847万3,000円、衛生費5億9,774万4,000円、労働費20万8,000円、農林水産業費2億8,972万3,000円、商工費1億269万3,000円、土木費5億4,704万7,000円、消防費3億3,459万4,000円、教育費8億6,264万5,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億2,551万3,000円、諸支出金4,000円、予備費1,500万円であります。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上で令和6年度板倉町一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案は、令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について提案をするものでございます。歳入歳出予算は、総額を歳入歳出それぞれ2億2,769万3,000円と定めております。前年度に対しまして2,317万9,000円、11.3%の増になります。

歳入予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億7,008万4,000円、繰入金5,738万1,000円、諸収入22万5,000円であります。

また、歳出予算は、総務費169万2,000円、後期高齢者医療連合納付金2億2,278万円、諸支出金22万1,000円、予備費300万円であります。

その他、一時借入金につきましては、議案書のとおりでございます。

以上で令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計についてをご説明申し上げます。

本案は、令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について提案をするものでございます。歳入歳出予算は、総額を歳入歳出それぞれ19億8,261万7,000円と定めております。前年度に対しまして3,324万5,000円、1.6%の減となるものでございます。

歳入予算は、国民健康保険税3億1,527万6,000円、県支出金14億3,925万8,000円、繰入金2億205万5,000円、繰越金2,000万円、諸収入151万4,000円であります。

また、歳出予算の主なものでは、総務費3,973万7,000円、保険給付費13億8,850万1,000円、国民健康保険事業費納付金5億1,518万円、保健事業費2,563万3,000円、諸支出金355万9,000円、予備費1,000万円でございます。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。

本案は、令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について提案をするものでございます。歳入歳出予算は、総額を歳入歳出それぞれ13億6,215万5,000円と定めております。前年度に対しまして4,263万9,000円、3.2%の増になるものでございます。

歳入予算の主なものは、保険料3億1,146万6,000円、国庫支出金2億4,372万4,000円、支払基金交付金3億4,353万7,000円、県支出金1億9,185万4,000円、繰入金2億7,156万1,000円となるものでございます。

また、歳出予算の主なものは、総務費5,862万2,000円、保険給付費12億3,746万9,000円、地域支援事業費6,074万6,000円、予備費500万円でございます。

その他、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和6年度板倉町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算についてをご説明いたします。

本案は、令和6年度板倉町下水道事業会計予算について提案をするものでございます。本予算は、これまで地方自治法に基づく官公庁会計方式の特別会計として取り扱ってきたものでございますが、令和6年度から地方公営企業法を適用した企業会計方式へ移行し、計上をするものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、予定総額をそれぞれ2億5,874万1,000円と定めております。

資本的収入及び支出につきましては、収入予定総額6,433万4,000円、支出予定総額を8,735万2,000円と定めており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,301万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を補填するものでございます。

その他、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用などにつきましては、議案書のとおりでございます。

以上で、令和6年度板倉町下水道事業会計予算についての説明を終わります。

以上、議案第18号から議案第22号までの5議案を一括してご説明をいたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第18号から議案第22号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○陳情第1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）について

○小林武雄議長 日程第26、陳情第1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）についてを議題といたします。

本陳情は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 1時31分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

# 令和6年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月6日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について  
日程第 3 議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第 4 議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
5番	小野田富康	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
小林桂樹	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者

小野寺	雅	明	教育委員会 事務局 長
橋本	貴	弘	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛	史	事務局 長
小野田	裕	之	庶務議事係 長
本田	明	子	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事に入ります。

---

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問時間は60分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書にのっとり質問をしていきたいと思えます。ただ、今回は質問者は2人だけということでもありますので、町長におきましてはたっぴり意見が聞けるのかなと思っておりますが、1時間ということで、せめて時間内では有意義に時間が使えればと思っております。

安心、安全なまちづくり、これはどの議員の方も思いは同じかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

早いもので今年も1月、2月と終わり、3月に入りました。梅かと思いきや、もう桜の季節かなと思えますが、ここへ来てまた寒くなり、例年並みの気温かなと思っております。2024年は、まさに波乱の幕開けとなったと思えます。能登半島地震に始まり、羽田飛行場の事故等々、これから先も何が起きるか分かりませんが、自然災害の前には人間はかなわないのかなということをもざまざと思ひ知らされた気がします。能登においては、3月になった今でも1万人を超える避難者がいると聞いております。ただ、羽田空港は、ヒューマンエラーとしても、もしかしたら回避できたのかもしれないといった報道もありました。最近では、千葉でも地震が続けざまに起きています。今さらながらですが、地球は生きているということなののでしょうか。

では、質問に行きたいと思えます。当町における基本計画においてお聞きしたいと思えます。もちろん全部というわけではありませんが、取りあえず12月19日の会議、区長さんはじめ各種団体の代表の方がおられた会議であります。それを中心にお聞きしたいと思えます。まずは、当町では一丁目一番地になるのが災害への備えというわけでしょう。生活環境、災害への備えですが、水が出る町として、自分が子供の頃からずっと言われ続けているわけですが、どうなのでしょう。もう70年以上、ある意味水害が起きていません。

これはひとえに、1度起きた水害が反省となり、繰り返してはならない。国はもちろん、県を含めて町自体が水に強いまちづくりが進められてきた結果なのだろうとっております。1つには、排水機場の充実、堤防の土手の底上げ、これは以前、議員全員で利根川の堤防工事を研修に行き、目の当たりにして、あのでっかい重機、ブルドーザーが無人で作業しているところにはびっくりもし、圧巻を感じた思いです。このようにして我が町は守られているのだと改めて思った次第です。また、これは以前に町長が言っていたのですが、当町には排水機のためのポンプですか、日本には最大と言われるのは5つあると聞いております。そのうちの3つが当町に配備されていると。もちろんあれから何年もたっていますので、レベル的スケールも今となつては大きなポンプも各地あるのかと思っておりますが、そこまで板倉町としてはやはり重点地域とされていたのかなとっております。国の方針というのでしょうか。当時でも、かなり影響力のある当町となっていた。それはやはり渡良瀬、利根川といった地形もありますし、特に渡良瀬での日本で初と言われている公害等なども多分に影響があるのだろうとっております。このように、ハード面はかなり整備されてきている。それは、70年以上前の洪水の歴史からの反省へとつながった結果かなとっております。だから、町の基本計画ではまず一番最初に取り上げられているのではないのでしょうかとっております。ただ、この基本計画は、全然とまではいかななくても、ある意味違うわけです。ミクロ的といいますか、主役は町民なわけである。町民の命をどう守るかが最大課題となっております。思いは、安全、安心なまちづくりなのだということなのではないでしょうか。まずは、これを町の方たちにどのように計画を浸透させていくのかお聞きしたいと思います。どんなに立派な計画であっても、それに血や肉づけをして生きた計画となるのかなとっております。

1947年、昭和22年にカスリン台風なるものが当町を襲うわけですが、台風ですから被害は当然当町だけに限らないわけで、主に利根川、渡良瀬流域に及んだわけですが。これでもかといった被害を当時の町民は受けたので、そこからずっと当町の皆さんは忘れずに来たはずなのですが、残念ながら今本当に忘れられてきているのかなとっております。よく取れば、今日まで安全が保たれてきている町の実績として捉えられるのかなとも思います。多分ですが、何よりも台風が来ていなかったということが一番なのだろうとっております。それがこの5年前の台風19号ですか、いち早く行政では行動を起こしたのが今なのだと思います。それが町民の方では自分事としてまだまだ意識が薄いところに歯がゆく感じてしまう、憂いも生じてしまうわけですが、アンケートでも分かりますが、KPIを見ると、災害への備えについては不満に思っている町民の方はわずか4.6%です。大半の方は満足をしているとなっています。本来から町の整備に満足では駄目なのです。その先の災害から身を守る。国や町に頼らずに自助が一番大切なこと。災害時には必要になり、そのためのこの町の災害への備えとなっているのかなとっております。災害への備えとは、奥深いところにはあなた自身が身近な親や子を守るのだという意味があるのだと思います。

国は、ポンプや遊水地を造ってくれました。町は、わざわざ安全なところに車との避難所を造り、これによって他の町から視察に来ております。この視察は、遊水地やポンプを見に来ているのではなく、高台にある車での避難所を見に来ているわけです。当町のほうは、わざわざ一人一人登録までして、いざというときには利用するわけですが、本当に練習もしないでうまく避難できるのでしょうか。もちろん町の姿勢としては、町全員の参加で練習、訓練をするというわけですが、避難所が絵に描いた餅化している、そのことに町民に対して町長の意見をお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。今日は久しぶりに多くの傍聴の皆さんの参加をいただき、最も少ない一般質問が今日2人ということですが、2人の方にはやりがいもあるだろうと思っておりますし、また少ないからといって、十分答える答えないは関係ないのです。1人の持ち時間1時間の中で、合計で何人だろうが6人分確保されているというのなら1人3時間使えるわけだけでも。ということで、可能な範囲内で答弁をしたいと思います。

ただいま森田議員の、町のいろんな計画があるわけですが、安全、安心の基本になる防災ということについて、現状を踏まえた上での、比較的現状においての評価の質問というか、その上で町民をいかに参加させるかというか、町民の防災の意識を上げるためにこれから町はどういう防災の具体的対応をしていくかというような質問だったろうと思います。70年来、カスリン台風、昭和22年以来、当町においても災害と言われるような、稲がちょっとくぐんだとか、そういった程度のものは時折あるわけではありますが、大きな災害と称されるようなものはほとんどなかったということでありまして、それは時代の移り変わりに応じて、先ほども話が出ましたが、堤防の補強とか、あるいは排水機の内水を外へかき出すという全国で有数の台数、あるいは能力を持った台数、相当な数を備えている当町としては、そういう対応で今日まで来て、時折必要なときには運転をさせていただいたりということで、そういう被害を免れてきた。したがって、70年間ほとんど何もなかったということでありまして、それなのに、なぜいつになっても防災の必要性が叫ばれているかということでありまして、それは人間がどんどん、どんどん増えることによって、自分勝手な人間の行いによって木は切られ、地球上の二酸化炭素、あるいはそれに付随する環境から二酸化炭素がどんどん増えてくる。それに伴って温暖化が並行して、学者によっては温暖化は起こっていないという、少数ですが、学者もおられますが、日本の政府の認識では温暖化の現象によって、南極、北極の氷が溶け、その結果として水位は上がるだろうし、あるいは海の温暖化、海水が温められることによって蒸気がすごく発散する。そのことによって、特に1つ例を挙げれば台風はということで、年々大型化をしているということで、台風の大型化というのは、例えればということよりも、あえて言い換えれば、年々数は少なくなってくると。しかし、一つ一つが大きくなるということと、あとは日本に近い温帯で発生する確率が高くなってくると。したがって、前は熱帯で発生し、横に移動して、それから斜めに九州のほうから日本列島を横断するというか、縦断するというか、そういうパターンでしたが、極端に言うと伊豆大島の東京直下の、伊豆大島の南辺りで発生して、もう出来上がった勢力が衰えずに、しかも関東地方に直撃をするという、そういった大型化、衰えない、あるいは日本の首都中心で、直下で発生し、衰えないまま来るので、特にコースは、群馬県等は昔より大きく心配をされるということで、今国のほうではそれを1,000年に1度の台風という形に備えて、ちなみに70年前のカスリン台風はおおむね100年に1度の規模であったと。国は、それだけきり言っていないです。1,000年に1度から、カスリン台風の10倍なのかどうかも言っていない。ただ、想像を絶することが自然の脅威の中で想定をしておかないと、どれだけのものがこれから地球が変化していく中で起こるか分からないということ踏まえ、それに装備をせよということで、今の現況で幾ら排水機が備わっていても、70年間まさに何もなくても、水害もなくても、これからは起こる確率は高いというふうなことが国のほうからこちらへ受けておりまして、そういう意味ではおおむね千代田町から、千代田町と板倉は平均で何メートルか海拔が違います。ですが、国で今ここら辺を見ている考え方を簡単に言えば、千代田町、明和町、板倉、旧北川辺、そ

れから古河、その先に行って境、その先へ行って坂東、それから常総市と。そこら辺までの利根川沿川左岸側の状況の自治体がほぼ似たような条件下に置かれるということで、この地域全体が比較的台風とか自然災害、どちらかという風水害も含めた水害に対して心配をされるまちということで、おおむね指定をされているところと準指定みたいなところと併せて今言った区域が大きく、それがさらに奥へ入ると、古河、野木町、小山、栃木市ぐらいまでそれが広がるわけですが、そういった連合体で総合的に1,000年に1度の水害に対応せよということで、そういう意味では現在そういうことを取り組んでおりますが、いわゆる限りない自然の脅威の大規模化に備えよと言われていただけでありまして、それはもしかしたら1,000年たつてもないかもしれませんし、来年、再来年に1,000年に1度が来るかもしれません。ということ踏まえ、まんざら対応しないわけにもいきませんし、それに集中的に対応していたら我々の今日、明日食う米までなくなるぐらいのお金が必要になるということも逆説的には言えるわけでありまして、バランスを取りながら、現在そういう対応をしているということでもあります。その対応の端的な例が先ほど言った千代田辺りからずっと左岸側がそういう地帯ですが、その中でも一番心配されるのが板倉、北川辺、あるいは境町ぐらいのところが最も利根川の堤防がということを経験したときには危険が及ぶということで、それに伴う浸水深、極端に言うと5メートル、7メートルのところが出てくるとか、それは2階建てでも水没するとか俗に言われているような状況のことが起こる可能性があるということ踏まえ、板倉、北川辺、境がほぼ同じような状況であり、それぞれの自治体、北川辺町は加須市になりましたが、それぞれの今申し上げた3つの自治体、そのほかは千代田町、あるいはさらにほかは幾分か3つの自治体より程度はいいというようなことで、被災の程度を推定しているのです。板倉ほどではない、あるいは北川辺ほどではない。この3つの自治体は、おおむね100%に近く水没するという、そういった想定の下に、それに備えよということで、お金もくれないし、備えよといっても、何をやるにもお金が必要ですし、ではほかのことをやらずにそれだけやっていくかといえば、道路も含めて行政そのものがストップするぐらいお金もかかるという流れの中で、国にも、そういう地域であれば、それなりにご心配いただくのであれば手当の援助もいただきたいとか、そういう意味での外交、あるいは町でできる、1年間、2年間ずっと見て、生活には差し支えない範囲内で、余ったお金というのですか、そうではないのですが、生み出したお金を例えば小学校の高台への整備とか、そういった形で現在町で自力でやれること、あとは国がやろうとしていることに対して両面から協力をしたいということやっているのが現状であります。そういう中において、町は方法論としては、大水が起こったとき、それは昔の大水は、例えば板倉町のよほど低いところにカスリン台風のときは、高いところは相当数残ったのですが、ほぼ全域が水没。水没しないところは東小学校と北小学校の周辺だけと。西地区とて、この場所とて、あるいは西小学校とて1メートルの高さまで水が来るというようなことも言われておりますので、それらを踏まえて、しかも一人の死亡者も出さないような配慮をしながら備えを続けてほしいという国の要望に対して、住民の命をいかにしたら守れるかということも含め、わずかな何%か、100%の引き算の中で高台が3%か4%、それが北地区と東地区の高台ですが、小学校付近ですが、そこへ取りあえずは水が押し寄せてくるよというようなときに、いかに素早くこちらで察知をし、住民の皆さんが逃げる時間を十分確保した上での避難せよという避難指示を出すということになっているのですが、それをいかにスムーズにして、住民の皆さん1軒1軒、一人一人に知らせ、それを受け取った側は純粋にそういうことだなということ踏まえて逃げていただかないと死亡者が出るということでもあります。そういう面で、70年一回もない。水害の町

であっても、そういう位置づけからすると、そういう位置づけに置かれる町ということで指定をされたというのと同じわけでありますので、ある意味では真剣にできる対応をしていただいているということであります。ただ、今現在、ずっと長年逃げずに済んだ。あるいは、そんな大きな災害も、今みたいな災害は来ないだろうと。70年前の水害もこちら辺は乗らなかったわけです。西地区等は。そういう過去の古い観念がまだしっかりと定着をしておる関係上、例えば4年前になるのだろうか。大きな水害が予定されたときがあったわけですが、そのときにも初めて板倉町で避難命令を出したわけですが、逃げた方は1万4,000人の中で4,500人。約1万人の方が、どんな事情があったにせよ、結果的には避難所へ逃げなかった。うちにいたということが推定されるわけでありまして、そのままあのときは、何年か前のことですが、防災ラジオを入れて、わんわん、わんわん、夜中に逃げろ、逃げろのPRをしたのですけれども、打てど響かず、住民の皆さんは逃げなかった。逃げないどころか、利根川が切れるというのだから、どこが切れるか見に行っただけというので、中には、家族は逃げる、大事な母ちゃんと子供は逃がしたけれども、俺はどこが切れるか興味があったからというので、北川辺の東武線の鉄橋の下辺りが多分切れるかもしれないなんていう個人的な安易な推測の下に集団でそこら辺に見に行ったらまだそこらだったなんて自慢げに話をしている人も現実にはいたわけですが、そういう意味で本当に切れたら、切れるということで我々は措置を取ったのですが、板倉町に通告を国からしてきたその時点で水位の増加が、このペースの増加を予測して、2時間後には切れるということが来て、逃がせというのが70年で初めて国から来たわけですが、その当時だと。町長はしなさいと。だけれども、出した瞬間に水位が止まったので、この予測が免れて、堤防が決壊せずに済んだ。決壊していたら、7,000人、8,000人の死亡者が出たかもしれないということを考えたときに、1万4,000人のうちの4,500人の避難率というのは、そのときでも関係町村の中では一番それでもよかった部類なのです。境町の10倍でもないけれども、5倍以上避難率が高かった。それでも板倉町の1万4,000人のうち、七、八千人の人は間が悪いと全員うちの1階で水が増えて天井へぶら下がってみんな水死をしていた可能性もあるみたいなことを言われると、やはりそういったときには我々も真剣に対応しますから、いわゆる避難命令が出たときには信じていただいて、動いていただきたいと。行き先はここですよというようなことで、新たな水害の、1,000年に1度の水害を想定した逃げ場所が非常に限られるわけでありますので、カスリン台風のときにはちょっとした隣の高い山とか高い丘へ行けば大丈夫だったわけですが、そういう意味では北小とおおむね東小。そのほか、こことこことこは海拔21メートル前後あれば大丈夫ということを含め、あるいは2階がそれに該当するうちは2階も逃げてもらっても結構とか、いろんな分類をしながら皆さんのご家庭へ、しかも皆さんの自宅の高さは海拔何メートルですよ。水が切れたときにここまで来ますよということ、1階は駄目ですから2階へ逃げてください。2階も駄目ですから避難所へ逃げてください。避難所でもそこらの避難所、ふだんの練習している避難所では駄目ですよとか、いろんな形で皆さんの自宅へは既に通知がしてあるというふうに町は何回も何回も出しているのですけれども、それさえ知らない方もいたり、へえと言って他人事のような感覚でいるということも含めて、非常にこれから万が一のときには大変な状況が起こるということをもまだまだ想定がされる範囲内でありますので、そういう意味では一人の犠牲者も出さないように、町で考えているものを行政区を通し各1軒1軒にしっかりとお知らせをし、そして信じていただいて、自分たちで自分の命を守るために、町が大汗をかき、声が枯れるほど逃げろ逃げろと言っても逃げない場合は、あなた方自分の命を守るのは一人一人の責任ですよ。それ以上は町はできませんということまで今来てお

りまして、あとは真剣に町の発信する情報をいかに受け止めていただくか。受け止めた後、いかに行動に移していただくか。多分この中でも、もう何回となくチラシも見て、そういった万が一の場合、最低これだけは用意をしていただきたいというものも既に通知を何十回も町は出しているわけですが、おそらく100%ではないと思います。いざ逃げるといふときに、例えば今日の夜逃げろといったときに、それが今現在で水が1人3リッターとか、食べ物3日分とか、お金と通帳と現金と、あとうちの鍵とか大事なものは必ず袋に入れて分かるそばへという最低限のことすら多分、うちの女房でさえ何年か前のときにできていなかった。人に命令を出す立場であっても。うちの中で大げんかしましたけれども、夫が町長で、町の命を預かる最高責任者の立場で人にこうしておいてほしいという要望を出しておきながら、自分ちのおまえが分かったようなふりして、いざといったら、まだあれが足りないとか、とんでもない話だというので大げんかになったこともあります。そういったことを踏まえ、いかに危機感を感じ、万が一のときに、それに素直に自分の命を守るために行動をしていただくかということからは訓練を重ねてずっとやっていくつもりでもありませんので、そういう意味での広報、いわゆる宣伝をしながら、実際に動いていただくというような形を進めていく。非常に長々なりましたが、森田議員の心配等々について、あるいは現状分析はほぼ町の認識と同じもので、いつになっても上限がなく、備えは充実させていく以外にないと。今の時点では。ただ、それには気の遠くなるような時間と労力と、あとは幾らやっても住民の皆さんが自分の命は役場が守ってくれるのだなんていうので考えていたときには実行ができなくなりますので、自分のこととして捉えていただくということ、今まではそういうふうには捉えていただいているはずなのだとは思っていたのですが、数字上は捉えていないと。無責任な方が大体10件のうち6件、半数以上、7件近くは、いざといったときは逃げるから、練習だから、今日は仕事が忙しい、会社が忙しい、キュウリ切りが忙しい、いろんな理由つけて練習にも参加をしない。でも、いざといったら逃げるよと。だけれども、いざといって、逃げるときに一斉に1万4,000人の方が、件数にして5,400件の方が、多分水が切れたと言えば、練習なんかしたことない人も逃げると思うのです。逃げたときに、使ってはならない道路を使ったりしたりすると車で逃げるのも数珠つなぎになって、車で動けなくなって、その中で水死するというようなことも想定をするために避難道路のおおむねの指定とか、現実に4年前、北川辺の人が逃げろという号令が出て、一部の人は板倉町役場の庭へ車ごと逃げてきました。板倉町の人も避難所に4,500の人がそれぞれ逃げました。北川辺の残りの人は橋を渡って向こう側へ逃げようといったら、2時間つながって動けなくて、切れていたらみんな水没しただろうと。4年か5年前のこの間の台風のときのことです。ということ踏まえ、車で逃げる長所と車で逃げる危険性。でも、板倉町でこれだけ高齢化が進み、歩いて4キロも5キロも最低自分の水と食料、3リッターといっても、3リッター持てるのかどうか。それも弱い年寄りからみんな抱えながら、一家の面倒見ながら、果たして一族一家が協同して移動できるのだろうか。この人は北小学校まで一回も歩いていったことないわけですから、みんな車で。ですから、やむを得ず車で逃げるということを前提に想定しているのです。したがって、車で逃げる危険性も十分鑑みながら、時間の余裕と混雑の余裕といろいろ総合的に、それでもあくまでそれは全部推定なのです。我々の今現在できる推定の最大限で計画を立てているわけでありますので、推定が外れると計画が狂うということにもなるおそれはあるということで、非常にそれは命がけの我々の対応になるだろうと思いますけれども、そういう意味ではしっかりと周知、それから行動、そして何より人が守ってくれるのではない。役場が守る、国が守る、消防団が守る、区長さんが守る、隣組の役員さんが守るのではないとい

うことです。万が一のときは自分が、あるいは自分たちが自分の連れ合いや子供も含めて、お年寄りも含めてみんなで守り合うという、究極はそういう論理に、国がそういう論理に変わってきているのです。ですので、それを浸透させていくと。何年で浸透するかどうか。それは我々は真剣に投げますが、受け取る側が真剣に受け止めなければ何十年たっただけ浸透しないということもありますので、特に今年から3年間ぐらいは各行政区に行政区ごとの避難訓練を自主的にやってくださいと。やらなければあなたの行政区は自分でということが来たときに、やる気がないので、町はやってくださいというお願いだし、やれといたら、お手伝いはするけれども、その先の保証はできませんということで、自己責任を負っていただきながら、練習を通し、あるいは講習会を通し、今言ったような論理をしっかりと。何回やっても出てくる人は出てくるのです。出てこない人は出てこない。その人が出てくる人の経験を万が一が来たときに邪魔をしてしまうという問題も起こりますので、そういう意味では出ない人、無関心な人を重点的に行政区で狙い打ちをしていただきたい。極端に言うとそのようなことなのですが、全員が必ず同じ認識の下にいざ何かが起こったときにはそういう対応ができるようにというような、そういう講習も含め、実地訓練も含め、ここ3年間ぐらい、おそらくこれから先新しい区長さん、今年が改選の年でありますので、改選直後からそういう体制に入り、それを伝達し、自分たちでどのように逃げたらいいとか、町で与えられたものすらやらないで、万が一のときに自分の安全を保証してくれなんていうことは通させないというような国の姿勢に準じて町もそういう姿勢を取るといふ形になるわけでありませう。

以上申し上げて、大まかな答弁にしたいと思います。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 大変ストレートに答えていただきまして、またいつになく分かりやすい答弁でしたが、今後ろを見ましたらこんなに傍聴者がいらっしやる。自分に答えたのではなくて、そちらの傍聴者に今答えたのだなと思っております。本日は、どうもありがとうございます。

今年初めの飛行機事故がありました。1月ですからまだ皆さんの記憶に新しいと思います。400名近くいた乗客の方が誰一人安全に無事に助けられたわけですが、世界中で羽田の奇跡と称賛され、その点ではよかったのかなと思いますが、これこそあの場の機長の冷静な判断、または乗務員さんたちの行動は、やはり日頃の訓練から来ていると報道もされておりました。お手本のような対応でしたが、これはふだんからどれだけ訓練の繰り返し、練習のたまものと言っているのかと思います。それもこれも命なのです。乗務員の皆さんは、何よりも乗客の命を守るために訓練をし、練習もしているのだなと思います。いかに命が大切なものか、それは町の方々も分かっているのだと思うのですが、そのための町はわざわざ車で行ける避難所まで造ったのですが、練習や訓練もしないで避難できるのでしょうか。せっかく日本で初めての車での避難訓練の町とテレビでも紹介されました。肝腎な町の皆様の参加者が、ゼロとは言いませんが、4分の1では、何度も言いますが、高所避難所が絵に描いた餅になるのです。そのために町としてはいろんな対策を打ち出しているわけですが、その成果がこれから徐々に現れてくることを切に望みます。避難所があって、実際に避難してみても何が大変だったのか知る必要が町としてはあるのです。その辺を行政側としては歯がゆく思っていて、当町の皆様の気持ちですか、不信感が募る一方なのだと思います。この辺を打破して、町民の皆様に浸透させていく。皆様に参加してもらおう。本来ならば全員、そのときこそが避難所が本当に生きる場所になるのではないのでしょうか。何度も言いますが、町は整備して造りました。道順も決めました。今町長が言ったよう

に。そのときの持ち出しも決めてあります。これを活用するのは我々町民なのです。言わば町民の皆様は主役なわけですが、舞台がそろっているのに主役は練習なしで本番だけで完璧にこなせるのでしょうか。考えてみてください。今日は質問ですが、あの避難所を使わなくてはならない日というのは皆様の命がかかる日です。そのところをもう一度考えていただきたいと思います。それを十二分に把握している町長であり、当町での姿勢なのですが、空回りをしているのではないのでしょうか。それもこれも我々町民のせいだと思っております。一人でも多くの皆様が参加いただくよう努力するだけしかないのもむなしさが残るようにも思えますが、今はそれしかないのも現状かもしれません。町民の意見を改めてお聞きしたいと思います。どのようにしたら参加者を増やせるのか。最後は自分の命だから、これも町長も今言っておりましたが、自分で守ってくれと。しょうがないことです。でも、車での避難の邪魔だけはしないでほしいと。これも町長言っておりました。1,000年に1度の大雨という表現もいまいちかと思えます。1,000年前は奈良時代ですから、これから1,000年どうやって対応するのかといったのも、1,000年に1度、インパクトはやや弱いかと思っております。でも、当町におきましては、つい5年前になりますか。それも、台風による大雨を経験し、避難もしているのですから、また今度台風が直撃でもすればどうなるのか分からなくなる、そういった地域に住んでいるのだということは忘れないでほしいと思います。

今回の質問は、町への要望というよりも、町長の町民の皆様への要望という感じになりましたが、前回の議会だよりに文章として書いたのですが、避難自体を質問して、題材にしていなかったものですから掲載することはできませんでしたが、今回ははっきり書きますので、議会だよりもぜひ読んでいただきたいと思えます。

1月20日の片田教授の板倉町における水災害に対する町民の心構えでも言っていたわけですが、町民はお客様ではないといったような表現をしていました。まさにそのとおりだと思います。命まで行政が守ってくれるといたら大きな勘違いであります。自分の命は自分で根本になれば、幾ら町が何をしても無駄な血になります。片田教授の言葉には、それでもやるしかないといった意味の言葉もありました。本番が来たときに泣きを見ることがないよう、町の皆様が一人として取り残されないようにしたいものです。

町で一つの強力な助っ人と呼んでもいいのですが、防災ラジオがあります。これは町民の方に配ったわけですが、今だから言えるのですが、タイミングが非常によかったです。皆さんもご存じのとおり、当町を直撃した台風の前に配り切ったわけでありました。防災ラジオの意味は、また使い勝手がはっきり分かった事例かと思っております。リアルタイムで町の情勢が手に取るように分かり、町全体が一つに行動できたのではないのでしょうか。また、もっといいのが2回目の台風は来ていないということもいいと思えます。正確に情報が入れば正確に恐れることができると自分は思っております。次は何をするのか、みんなに平等に伝わっていく防災ラジオなのだと思えます。基本計画によりますと、町では新たな防災情報とありましたが、何ををもってそう言われるのかお聞きしたいと思えます。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、お答えいたします。

新たな防災情報の伝達手段ということのご質問でございますが、町におきましてはやはり町民全体への情報伝達の要としては防災ラジオであります。これを中心に、今後も情報伝達は図っていくこととなります。

それを踏まえた上で、新たな情報伝達手段ということで現在考えておりますのが、防災ラジオを補完する手段として、現在でもいたくらお知らせメールであるとか自主防災組織の連絡網、消防、町車両による広報など、確実に情報が伝達されるよう努めているところでございますが、今回ご質問いただきました新しい防災情報の伝達手段といたしましては、令和6年度に導入を計画しております板倉町公式LINE、これを防災ラジオの補完の一つということで考えているところでございます。この町の公式LINEによるメリットといたしますと、防災ラジオとの連携が可能でございますので、防災ラジオがない外出先においても避難の緊急情報を入手することができます。また、画像や動画等も載せることができますので、これまで困難であった視覚的な情報としての情報発信ができて、より緊急度を伝えることができるようになるかと考えております。また、3つ目といたしまして、LINEでの防災情報を受信した町外に暮らすご家族の方、高齢者の方が町内に住んでいて、そのご家族の方が遠方に居住されているというようなケースでございますが、そちらの方がLINEでの情報を受信したことで高齢者の方等に連絡をして避難を促していただくということで、より避難の後押しにつながるのではないかとというようなところも考えているところでございます。しかし、町公式LINEの防災情報を受信するためには、各自が所有しておりますスマートフォン、これに町公式LINEアカウントを登録していただく必要がございます。そうなりますと、やはりスマートフォンに登録された方の限定的な情報ということになるということや発信する情報の精査に係る事務量等も増加するということがありますので、そのような課題もあるところでございます。今後、これらの情報伝達手段については、課題に取り組みつつ、防災ラジオを補完する情報伝達手段の一つとして活用を進めていきたいというふうに考えております。さらに、それ以外にも、日々情報伝達技術は進歩しておりますので、あらゆる情報伝達手段の調査研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 新たな情報源ということで、スマートフォンというような話になります。今日の傍聴者にもお母さんが大変多いですが、今は誰でもスマートフォンを持っているかと思いますが、持っていない方もいらっしゃいます。その辺の取り残しが無いよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、防災計画ですが、女性の立場ということだけではなく、女性の声、女性が入ってつくられたのかお聞きしたいと思ひます。特に避難所での女性でないと気づかないことが多々あるのだと思ひます。女性の声は必要かと思ひますが、その辺は当町はどうなっているのでしょうか。これを言うとパワハラになるのか分かりませんが、ハード面は男性、ソフト面は女性と区別もありかと思ひております。自分も古い人間なものですから、そういう表現になってしまひますが、随時というより全面的に女性が入ってこそ何事も生きてくるのかなと思ひております。特にあちこちで避難所が開設されて聞かれる話が、避難所での女性のリーダーがまづいないと聞いております。女性の声が上に届かない、そういった声も聞いております。町では、その辺はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思ひます。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、当町の地域防災計画策定に係る女性の委員さんはというご質問でございますが、昨年度開催いたしました防災会議での委員の内訳につきましては、委員総数38名のうち、男性委員が

35名、女性委員が3名で、女性の比率といたしますと7.9%ということでした。現状、都道府県防災会議においては16.1%、市町村の防災会議では8.8%というのが全国的な平均となっておりますので、当町もほぼ平均なのかなというふうには考えております。

女性委員が少ないと言われますが、その要因として考えられますのが、各防災会議の委員につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、各自治体の防災会議条例で定められておまして、その規定する委員の職指定が各機関の長でありますので、やはり男性が多くなる傾向というふうになってございます。しかし、町の防災会議条例におきましても、その他町長が認めた者というような記述もございますので、この辺を活用いたしまして、今後につきましては女性の視点からの指摘や意見を取り入れていければというふうに考えてございますので、そのような考え方でおります。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これは課長には申し訳なかったのですが、後ろを見てお母さんたちが多かったものですから、ついこの質問が出ました。本当に女性同士ではないと話ができないような問題も起きるのだと思います、避難所で。その取組を町はどのようにやっているか教えるのも必要かと思っております。

町長の回答が長かったものですから、はしょっていきたいと思います。昨日の話でKPIの表示ですが、これ1つだけ思ったのですが、どちらとも言えないを肯定と判断。自分は思うのですが、無回答の方、これも広い意味でダイバーシティー的な見方をすると、無回答も文句はないのだから肯定的と捉えてもいいのではないかなと思うのですが、この辺について意見があればお願いします。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 KPIという話、突然傍聴者の皆さんには全く分からないと思うのですが、今の町の防災計画をやっていることに対して、町民の皆さんは満足か不満か、それとも何とも言えないとか分類したその一覧表を表記したものが、その総称を含めてKPIという表現でやっているわけですが、今言ったように、どちらでもないということは、満足なら満足と答えてください、不満なら不満、全く不満と答えてくださいといっている、不満と答えていないのだから満足のほうに入れても何も言うことはないよということの理解をすれば、その肝腎のどちらでもないという人が50%ぐらいいるのです。満足という人も10%か20%。どちらも似たようなもの。そのほかに答えたくないという人がいるわけ。あるいは答えない。答えないということは、文句があるのなら文句を言えばいいわけですから取りようによってはということ、昨日そういった議論を前段でやったのですが、そういう意味では、我々主催者とするとき一生懸命やっても、100%どころか満足と答えている人は全ての調査で20%か30%、いってもそんなものなのです。時によると不満だという人のほうが多いのです。そうすると、町民の皆さん一人一人、1万4,000人いる中で、共通事項で見方は千差万別ということになれば、それでも満足、不満足はそんなものではないかとか、聞かれたって細かいところまでは分からないから、難しく考えないでよく分からないと。どちらでもいいとか無関心とか答えているのかなとか、いろいろ分析のしようで、でも我々は日々毎日こういう意味で、時には議会さんと、今日は仲よく議論していますけれども、時にはけんか声でやるときだってあるわけです。それだけどちらも町民の代表という立場で真剣に議論をしたりするわけですから、それを無関心な人から不満と言われても面白く

ないし、関心があれば満足という場合と関心があるからこそ不満だという場合もあったりするわけですので、いろいろ分析の仕方でも、毎日毎日真剣にやっているのだから、あえて何も書かない。文句あったら何か書いてくださいとって白い紙を配ったと仮定すると、何も書かない人は町に対して特別言うこともないのだろうな。消極的な賛成と捉えておきましょうと。でも、それが町民の全ての声ではないから、我々は毎回毎回さらに回を重ねて議論を踏まえ、町民の幸せのために頑張ろうみたいな、そういう捉え方ですよ。そういう意味では、全く関心がないとって答えた人も、そういう意味では取りようによって関心がない。自分の命までかかるのですよとったときに、関心がないのですのか、質問の仕方、アンケートというのはいろいろありますから変わってくると思うのですが、いろんな捉え方があると思います。

また、今日は、なかなか我々はこうして町民の皆さんに、議員の質問に対して議員に答えていると同時に、例えば一人も傍聴者がいなくても、いわゆる議会は公開ということでもありますから、議事録、あるいはこういった録音、あるいは議会だより、町だより、全てを通じて町民の皆さんがひとしく議会の中身の興味があるところは見たり聞いたり広げたりする権利があるわけですから、一人もいなくても町民の皆さんに答えを申し上げるといって、議員さんの質問でも答えは町民の皆さんに答えとして私は申し上げているというつもりで答弁するわけでもありますので、そういう意味では今日森田議員も、町は一生懸命努力をしている。特に防災に対して町民の皆さんがもう少し自分のこととして捉えていただきたいという議会の立場からも申し上げていただいているというふうに思っておりますので、ありがたい質問であり、感謝もしたいし、またその分町民の皆さんにぜひ真剣になってもらいたいというのは、ここに来ていらっしゃる皆さんだけではなく、来ていない方にこそむしろ届けたいという感じはいたしております。

○小林武雄議長 森田議員にお知らせします。残り時間2分になっておりますので、考慮して発言してください。

○6番 森田義昭議員 もう一問本当はあったのですが、これは次回にしたいと思います。

町の基本計画作成に当たり、各区長さんの会議ですが、本当に町をどうしていくのかという熱意が強く感じられました。やはり身近な問題なのかなと思っております。これは今日傍聴にいらした皆さんも、自分の命は自分で守るといっては最低の条件になりますので、どうか忘れずによろしくお願いをしたいと思っております。最後の自分の気持ちということで言っておきたいと思っております。何があっても取りあえず町はそれに率先してやっております。それに準じる行動をよろしくお願いをしたいと思っております。

以上で終わります。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど森田議員の質問の中で女性云々という話がありました。一つの例として、検討委員会、約40名の中で約8%、四、五人、もしくは五、六人という全体の比率の中で、こういった大事な検討するときに各代表者として女性の皆さんに参加してもらっているというのはその程度であります。しかし、女性の意見は非常に重要だということで、それもあえて七、八人、あるいは四、五人の七、何%の中の女性の皆さんに対しては、ここの団体の方を指名しないと女性として出てこれないということから、例えば商工会の婦人部とか、あるいはPTAの、今、子供は夫婦でつくっても、比較的子育てはお母さんが多いですから、昔は大体父親が権威を持っていたのですけれども、今はどこの小学校を見てもPTAの役員というとは

とんどお母さんばかり。いい悪いは別として、ここを指名することによって女性が出てこられるだろうとか、あえて苦勞をして出しても今現在では女性の意見は必要だといって、本来であれば半々ぐらい出てきてもらうことが必要だという理想値はあるのですが、こちらで必要だけれども、国のそういった組織化をせよというそのためには、こういう立場、こういう立場、こういう立場と指定されている中からあえてこちらから出てこられる人を選んでということで、それが現状であります。しかし、名前上はそろっても、会議の時間、今やはり日本は男性社会、役場もそうなのです。役場は職員世界ですから、出られるようになれば8時から会議をやればいいのか、あるいは真っ昼間であれば職員は勤務時間中ですけれども、比較的6時半とかという会議になりますと、やはり女性が今の日本の仕組み上、御飯番とか子供の世話、夫の世話、全て女性として一番重要な時間。そうすると、せっかくそういうことをお願いをした方でも、出席率を見ていると非常に数少ない女性が、多くて5割なんていうときは何人もいないと。ですから、非常に現実のギャップを、簡単に口で女性を多く参加させよと言っても、会議の時間から慣習、いわゆる日本のそういう意味での男性社会が中心になって流れてきたものを変えていかないと、幾ら女性を指名しても女性が出てこれないと。PTA関係、あるいは保育園の父兄会とかそういった女性のところも積極的に、しかも老若男女、年寄り、若い男と女というものが公平性を担保するために真剣に選んでいるのですが、選んでいただいて、名前はお受けいただいてもほとんど出てこないとか、それに今のまだ日本の女性の位置づけというのはハンディがあるのだなど。それを解決するために、何時にやったのならいい。そうすると、女性が出られる時間になると男性は、そんな夜の8時半頃から寄せられて10時までやるのかとかいろいろありまして、役場は役場で例えば夜、職員を仕事としてさせるには、昼間の1時間の人によっては3倍お金がかかるのです。月給50万円取っている人は時間給で3,000円とかですけれども、50万円の人はいませんけれども。四十何万円ですけれども。でも、夜は1.5倍とか時間給でそうになっていきますので、人件費がすごくかかってしまう。だから、よく日曜議会とか夜の議会なんていうのがあるでしょう。夜の議会だって改めて計上するには、要するに予算で人件費が莫大につくのです。これだけの人が最低いるし、この後ろに目に見えない形の中で事務方が隣の部屋へ控えて、課長が答弁するのに困ったときにはできるだけそれを一緒に後ろで考えて、紙を持ってきて、そういうスタッフをそろえると、昼間が1とすると、夜になると人件費だけでも約2倍ぐらいかかるのだとか。ですから、なぜ夜やる必要があるのか。それは、もしかしてたまには1回試験的にやってみようとか、そんなに価値がなければ昼間やればいいのか、総合的に板倉町の女性議会もやっていますし、いろいろ過去にもやってきた経緯もありますけれども、現状はこういう状況です。

話がそれましたけれども、そういう意味で女性の必要性はこれから避難所において、今やっていることは、うちから、危険だ、逃げなさいということで逃げてもらってたどり着く避難所までです。これから先やるべきことは、ほかの行政区の人とわさわさ体がぶつかるような状況になって、私はどこの教室へ行って、今夜から泊まればいいのでしょうか。水は持ってきたのですけれども、毛布は忘れしました。あるいは、寒いだけでもどうしましょう。全てのものを共同体で生活していくために、これからそういうことをやっていくのです。ですから、その前段として参加しないということになったら話にならない。最後は、我々が幾らやったって皆さんがその気にならなければ皆さんが命を落とすのですよというのが災害の極例。極端な例は、最後は命を落とすということですから、そういう意味では、言いづらいことですが、極論で言うと自分の命は自分で守るのだ。自分で守るのだというのは、役場は何もしないのかということではない。前提はやれるだ

けのことは全て、後々終わってみれば、あれが失敗だった、これが欠点だった、ここが抜けたということは、1,000年に1度、100年に1度のことを人間がやるのですから完璧ではないにしても、できるだけ役場側は全力で対応するのですけれども、それを踏まえた上で対応していただきたいというのを代わってきつと同じく言っているのだろうなというふうを感じる次第であります。

一応そういうことで終わります。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時15分から再開いたします。

休 憩 (午前10時07分)

---

再 開 (午前10時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は45分です。

藪之本議員。

[2番 藪之本佳奈子議員登壇]

○2番 藪之本佳奈子議員 2番、藪之本佳奈子です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、公民館の図書室について質問させていただきます。公民館は板倉町4つありますけれども、今回は中央公民館の図書室について主に質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、私たちの町には東洋大学の図書館がありますが、こちら間もなく移転してしまうため、公民館の図書室が住民にとって重要な情報源となっております。この公民館図書室ですが、こちらは地域社会において教育の促進の場であり、文化の普及の場であり、情報の提供の場であり、学習支援の場であり、コミュニティの拠点の場であると私は考えております。本を読むだけではないコミュニティの場だと考えております。しかし、現在の公民館図書室は、特に中央公民館の図書室ですけれども、こちら幾つかの課題があります。スペースと設備の問題ももちろんありますけれども、図書室は狭く、椅子、こちらは硬い椅子が今現在3個でしょうかね、椅子が硬く、学習机も最大でも4人まで、大体通常3人ぐらいの机になっておりますけれども、机は3個しかありません。小さな子供が靴を脱いで本を読むためのスペースもありますが、4畳半ぐらいの小さなスペースとなっております。デスク灯もありません。暗い時間帯には読書は難しいのかなとは思っております。蛍光灯もしばらく消えております。蔵書に関しましても、貸出しがメインの作業となっております。また蔵書が少ないため、利用者は長時間図書室に滞在することはほとんどありません。平日もほとんど人が来ておりません。1日平均大体5人ぐらいが利用しているというふうに把握しております。利用頻度がとても低い状態となっております。窓の光を遮るブラインドもありまして、日中は窓の光を遮るため、図書室が暗く感じております。これは本が傷むことを防ぐための対策ですが、利用者にとっては大変不便なものです。また、デスクが窓側にあるために、たまには直射日光が入って本が読みづらい時間帯等々も現在あります。このように、今現在はこういう状態が見受けられます。

行政は、公民館図書室をどのように認識しているのでしょうか。また、公民館図書室の利点を生かし、訪れた人が少しでも長く滞在できるような取組はどのように進められているのか疑問に思いました。

そこで、今回質問させていただきます。公民館図書室の必要性と役割について、行政はどのように認識しておりますか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、公民館につきましては、地域の住民で幼児から高齢者まで気軽に立ち寄れる身近な行政施設となっております。この公民館の図書室の役割としましては、公民館本来の目的であります住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することに沿ったものであるとされています。図書室は、図書館法に基づいて設置されています通常の公共図書館とは異なりまして、提供できるサービスなどに違いがあるため、各地区公民館の図書室は、スペース等の関係もあり、館林市や邑楽町など近隣の公共図書館などと比べると、蔵書数や図書サービスなどはやや物足りない水準と思われることもあるかもしれませんが、板倉町の中央公民館に関しましては1万9,624冊の蔵書がございます。幼児から高齢者まで利用する公民館では、幼児を連れて公共図書館には行きづらけれども、公民館の図書室は、ゆっくり子供の本を選びながら、自分の本も選んだり予約をしたりできるので、利用しやすく、気兼ねなく立ち寄れるという子育て世代の声や、公民館の講座、教室に来た際に図書が借りることができ、便利で利用しやすいといった来館者の声も多く聞いております。また、図書を購入する際には、乳幼児向けの絵本や小中学生向けの課題図書等、本屋大賞、芥川賞や直木賞などのノミネート作品や受賞作品、公民館利用者からのリクエストなども考慮しながら、絵本、児童書、小説、健康、旅行や趣味の書籍など幅広く選定をしております。各地区公民館の図書室は、それぞれの公民館が創意工夫をしまして、身近な地域にある図書室として、地元住民が気軽に本と出会うことができる場としての役割を十分果たすことができているというふうな認識をしております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 では、なぜ、今現状1日平均大体5人ぐらいが利用されているという、私にとってはかなりにぎわっているというふうには思えないのですけれども、そのような利用者数になってしまったのかな。行政側は、いろんなサービスを提供してくださっている。しかし、現状は、ほぼほぼ平日行きますと閑散としている状態ではございます。実際、高校生とか中学生も学習をしようかなと思ったら、確かに近隣の図書館に行かれる方たち多いと思います。なぜここまで行政の方がそれだけ利用しやすいように提供しているにもかかわらず、皆さんが使わないのだと思っておりますか。おそらく私が思うに、提供している側と使う側のニーズが合っていないのではないのかなと思っております。例えば小さい子が読めるスペースがあります、読み聞かせできるスペースがあります。といっても、実際に小さいお子さんたちが行かれますと、お母さんたちがまず座る席がない。どこに一緒に座るか。畳の上に長時間お母さんが座ってられるかと思えますと、それはなかなか難しいと思います。小さなお子さん、もしくはもうちょっと上の中学生、小学生の子が行かれた場合、どこで絵本を読もうかなと思ったとき、読むスペースがまずないのですよね。硬い椅子が確かに3つありますけれども、それがどうでしょう。私たちから思いますと、椅子はありますけれども、

気持ちよくそこで長時間本を読む、そういう体制になっていないのではないのかなというふうに思いました。

それから、私が思いますのは、いろんな幅広い方たちが図書館は訪れるべきだと思っております。もちろん小さい子もそうですし、中学生、高校生、小学生の方もそうです。時間帯によっては、高齢の方たちが時間によって訪れやすい空間にするべきだと思うのです。

そんな中で、今、新しいデジタル時代へのシフトが急速に進んでおりまして、デジタル庁の設置など、政府によるDXも推進を後押ししています。そういったデジタル技術の進展とともに、例えば紙の書籍に加えて電子書籍が幅広くなっているというのを実際現状は聞いております。本を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。今後、新たに紙の書籍と電子書籍の両方のよさをいかに取り入れていくか、新たなデジタル時代に合う図書館の在り方を探っていく必要もあるのではないのかなと考えております。デジタル書籍と紙の本のよさ、例えば電子辞書は素早く手に取って情報を得ることができます。入手困難な資料も閲覧できます。そういったメリットもあり、紙の本は手に取って親しむ、親子の触れ合いなどにそれぞれよさがあるというふうに考えております。また、快適な椅子、快適といいますと、例えば硬い椅子ではなくて、ソファみたいなゆったりできる椅子、もしくは照明であったり、もしくは快適な温度設定、あとはそこに緑色の空間がある。建物だけではなくて、まるで自然の中にいるような、そういった空間、そういったものも必要になってくるのではないのかなと思っております。誰もが気軽に訪れ、目的に応じてゆっくり時間を過ごすことができる、そんな魅力的で長時間滞在したくなるような場所にするために、どのような改善を検討しておりますでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 中央公民館だけではなく全体の町の公民館としましては、各地区の公民館の図書室の読書スペースにつきましては、その面積、机や椅子の数など各館によって様々です。中央公民館以外の図書室につきましては、改めて図書室というのは設けてございません。館内の共有スペースであるロビーに図書書籍を備えまして、読書学習のスペースを設置しています。そのため、長時間滞在するというよりは、借りたい本をゆっくり選んでもらい、仲間同士でちょっと談笑するなどの地域住民のコミュニティーを図る場所の一つとなっております。

中央公民館の図書室につきましては、幼児用の絵本コーナーを畳敷きにして、親子でゆっくり本を選べるようなスペースとしているつもりではございます。また、DVDの貸出しでは視聴スペースを設けまして、お試し視聴後に選んでいただけるようにしています。時には自主学習のために中高生が長時間利用する場合には、各館で館内の空き部屋を貸出ししまして今現在対応しているような状況でございます。

そして、令和5年度からは、開館時間の午前9時から5時までではありますが、各公民館の施設で全てフリーWi-Fiサービスがご利用いただけます。ネット接続の利用制限はありますが、ご自身でお持ちのスマホやタブレットでも接続が可能です。

図書室の利用目的や利用時間は利用者個人によって様々ですので、今考えていますのは、当面は現状の施設等を有効にご活用いただきまして、町民の皆様から新たな要望等が多くありましたら、できる範囲ではございますが、対応を検討していきたいというふうに考えています。

先ほどありました電子書籍ですが、群馬県内でも幾つかの市町村が今現在やっているところもありますが、

県などの群馬県立の図書サービスなどで行っているのは通常貸し出せないようなものだけを電子書籍で見られるような対応をえています。そのほかに群馬県内で今現在やっておりますのが前橋市、藤岡市、富岡市、みどり市、甘楽町となっています。板倉町に関しましても、近隣の状況を見ながら電子書籍に関しましては今後検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 私いろんなところでも、椅子が大事、椅子が大事と言っているのですけれども、もちろん図書室に長く滞在してもらうためには椅子から直してもらう、椅子から変えていくべきだと思っているのです。本を読むときに、ちょこっと座れるスペース、特に小学生ぐらい、子供たちが本を借りに行ったときに、見たいのだけれども、座るスペースがない。椅子がない。また、お年寄りの方、朝新聞読みに来られる方たちもいると思うのですけれども、椅子がない。座るところがない。それが私の中では一番変えていくべきだと思っております。そんな中で快適さというものを考えたときに、椅子が一番重要ではないのかなというふうに思っております。

それと、本の紹介、少し本の紹介は確かにされてはおりますけれども、やはり図書室にあまり足を運ばないという方たちの意見を聞きますと、どこかの小学生が行かないよとかという話も確かに聞いたのですけれども、一般的に図書室にあまり足を運ばないその原因の一つとして、図書室よりも書店に行きやすいという声があったのです。なぜ書店に行くかといいますと、やはり書店には店員さんが読んでもらいたいからポップをすごく重視して書いてくださるのです。この本の紹介、ここの面白いところ、ここは何かですよ、そういう紹介があります。ただ、現在、司書の方がいない今の板倉町の中央公民館の図書室におきましては、その紹介が多少はされておるのですけれども、本の中身までがどうしても一瞬で見て把握できるような、この本面白そうだなという取組が今現在されていないような気がします。そういったものや、あとは本選びのお手伝いといったところでしょうかね。たまたまふっと図書室に寄りました。だけれども、何を読もうか決まっていません。そんなときに、こういう本があったら面白いな、最近こういう本お勧めですよという本選びのお手伝いをしてくれる、今で言う司書の方がいらっしゃらないので、司書の配置、もしくは代替措置、そういったものや、あとは快適な空間づくりですよ。今現在、一日ほとんど人が訪れていないので、かなり静かなところになっております。静かな空間が図書室という昔のイメージは確かにありましたけれども、今は図書室が静かである必要はないと私は思っております。そこにいろんな方たちがいて、いろんな方たちのコミュニケーションがあって、はたまたBGMが流れているところがあると思います。BGMが流れているのはおかしいという人たちもいるのですけれども、しーんとしている図書室において、パラパラの音とか、後ろでカツカツ、カツカツ足音がする。もしくは上の階でイベントをやっております、ドスン、ドスン、ドスンという音が聞こえる、そういう音をかき消す効果もBGMはあるのです。なので、そういった雑音を消すためにもBGMを流して快適な空間をつくってみたり、もしくは趣味が合う読書会を開いたり、映画会を開いて共通する趣味の方たちが集まるイベントなどを行ってみたり、もしくは子供たち、もしくは大人の方たちが極力図書室に来られるような仕組みづくりとしまして、例えばしおりを作ってみたり、ぱらぱら漫画を作ってみたり、本に関係するようなワークショップなんかも取り入れて、少しでも多くの方たちを迎え入れる、図書室へ足を運んでもらうきっかけづくりが必要だと私は思っておりますけれども、この辺について

てはいかがお思いでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、先ほど本の分かりやすい紹介ということですが、確かに本屋に行きますと新書などには帯の部分である程度分かるようにはなっているのですが、保管の関係で図書室に置いてある本については全て取ってしまいまして、カバーがついているような状況になっていますので、その件に関しましては今後そういった帯の部分等を利用しながら、またネットで検索しながら、紹介する本については、全部はできませんが、代表的なものについてはポップ的なものもやっていけたらいいなというふうには検討はしております。ただ、お勧めの本まで、分野分野でこんな本がいいのではないのですかというまではちょっと難しいのかなというふうには考えています。

それと、今も言いましたが、現状では図書館司書について配置は行っておりません。各公民館ごとに図書館の担当者を決めまして、図書関連業務の対応に当たっている状況でございます。

そして、各公民館とも来館者が気持ちよく過ごしていただくために、それぞれできる限りの快適な空間づくりが演出できるようには努めています。一例を挙げますと、読書学習スペースも兼ねた館内ロビーに観葉植物や季節の花々を置いたり、また七夕やクリスマス、おひな様などの季節の装飾を施したり、講座等で作成した作品展示など、来館者の目を楽しませる工夫をしているというふうには考えています。

イベントに関しましては、平成30年度から夏休み期間中の子供たちの読書を充実させるために、幼児から中学生を対象に、「よみんご」と題しまして読書イベントを実施しています。これは小中学校の図書室や公民館の図書室で本を借り、1冊読むごとに1ポイントがもらえ、たまったポイントに応じまして様々な景品がもらえるというものでございます。今年度の参加実績につきましては、幼児が24名、小学生が94名、中学生が1名ということで、119名の参加がありました。夏休みの宿題になっている読書感想文のために、毎年各公民館でも課題図書も備えていますので、このイベントが図書室を訪れるきっかけとなり、子供たちにたくさんのお本に触れ、親しんでいただく絶好の機会というふうに私たちは捉えています。

また、年に1度、ブックリサイクルということで、廃棄予定図書を希望者に無償提供する機会を設けていますが、今年度もとても好評でございました。そして、ワークショップではございませんが、幼児の頃から本に親しんでもらうために、それぞれ公民館で絵本の読み聞かせボランティアが活動しています。中央公民館ではたんぽぽおはなし会、東部公民館ではフルーツバスケット、それと、かやの木おはなし会、北部公民館ではちびっ子広場、南部公民館ではこどもの広場などです。この読み聞かせの会では、読み聞かせるだけではなく、その季節に合った工作等も、実際にしおりを作ったりとか、クリスマスのものを作ったりとか、そういった工作も一緒にやっています。

絵本や紙芝居の読み聞かせにつきましては、面白さ、驚き、感動を臨場感あふれる生きた声で伝えることで、紙の本の魅力を幼児期から伝える役割を担っています。この読み聞かせの体験は、初めて本に触れる子供たちにとりましては、また保護者にとってもかけがえのないものとなりまして、親子で過ごせるかけがえのない快適な空間の一つとなっているというふうには考えています。

先ほどから中央公民館などにつきましても1日五、六名という、年間通しますと約3,000名ぐらいの方が

借りているわけですが、これが多い少ないというのは何とも言えないところでありました。

あと、椅子の話もあるのですが、その人の体調によりまして、確かに腰が悪かったりしますと柔らかいクッションは座ってられないとか、そういうものもありますので、その人その人に合った椅子までを用意できないということもありまして、多くの皆様が座っていただけるような、今はちょっと硬めの木でできた、それも折り畳み椅子等ではなく、ちゃんと木でできたものも置いてありますので、そこら辺のこともお願いしたいと思います。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。お話会とか小さい子向けに工作等開催していただき、ありがとうございます。ただ、その対象年齢が、いつも思っていたのが、どうしても小さい子になっているのです。ゼロ歳児から3歳児とか、小学校低学年とかという子が主に対象になっておりまして、そちらはそちらでよろしいのですけれども、やはり小学生の子たち、中学生の子たち、幅広い人たちにも発信をするべきではないのかなと思っております。

先日私、学校評議員として学校のほうに行ったときに、先生のほうから働き方改革というチラシをいただきまして、お話のほうを詳しく聞かせていただいたのですけれども、働き方改革の中で、先生たちの業務の負担を減らす、もしくは業務の効率をよくするために、今後家庭での過ごす時間が増えるであろうというお話がちょっと見えたところを感じたのです。家庭での過ごす時間が増えるということは、もちろん今日もそうなのですけれども、小学生の子たちが半日で家に帰ってきます。そうすると、今日みたいな日ですよ。お天気が悪いとか、もちろん天気に関係なく、行くところがない子たちもいらっしゃるのです。日中親が働いていて家にいない子たち、家で1人で過ごす時間がすごく増えています。児童館へ行ける子たちは児童館で過ごしている子もいます。ただ、児童館が遠過ぎて行けない子たち、町内に4つ公民館があるのですけれども、皆さん公民館で何かしようと集まれる小学生がどれくらいいるのでしょうか、私そこすごく疑問に思いまして、やはりこれから小学生たちもそうなのです、中学生もそうなのですけれども、居場所の一つとして、公民館、もしくは図書室が地域の皆さんの集まる場でないといけないと思っております。社会教育の場であり、人づくりの大切な役割を果たしているとは私は思っております。まちづくりで重要なことの一つというのが人をつくる、人を担う、そういうところなのです。人をつくる、そういう社会教育の場で図書室はあるべきだと私は考えております。ですので、今後、こちら側は提供しております、これだけあります、中学生とかがお勉強に来たら学習室、隣を用意します。来たら何をします、来たら何をしますではなくて、子供たち、もしくは皆さん、高齢の方たちもそうです。日頃板倉町で生活している人たち皆さんが来たら何かができるのではなくて自ら行きたくなるような、そういう図書室であるべきだと私は思っております。コミュニティーの場だと思っていますので。ですので、そのためにはやはりこれからも居場所の設定、もしくは改善、例えば今部屋が1つしかありませんので、狭いから、だから蔵書がこれしかありませんではなくて、隣の部屋も実際空いているわけですので、部屋を2つにしてみるとか、ロビーを開放して、あそこ一帯を皆さんが行き来できるような、そういう空間に変えていくべきではないかと私は考えております。そして、皆さんがいろんな行事で公民館に訪れたときに、体験をしてそのまま帰るのではなくて、そこで皆さんが少しでもとどまれるよう、図書を通してでももちろんそうなのですけれども、少しでも長く公民館、もしくは図書を通して

居続けられるような図書室であるべきだと私は考えておりますが、いかがお思いでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 ただいまのご質問でございますが、実際に図書室、板倉町にいろんな図書室があるのであればそういった子供の居場所であったり、あとコミュニティーの場であったりという図書室があってもいいのかなとは考えますが、今の現状で、実際に中央公民館のもう一つの部屋というのも空いてはいるのですが、利用者は多い状況でそこをなくして図書室に広げるということは利用状況からしてできない。体操とかもやっていて、結構使っている部屋となっていますので、ちょっと難しいかなというふうには考えています。今、中央公民館、1つしかない図書室というふうには考えますと、先ほども回答しましたが、利用目的などについては住民がそれぞれでありますので、当面は、現状町民の皆さんから新たな要望、藪之本議員からあったような新たな要望が多くあるようであれば検討はしたいというふうには考えていますが、1つしかない中央公民館の図書室につきましては、いろんな利用者がいますので、音楽等も何ともそこは難しいかなというふうには今現状では考えています。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 確かに今、現状はすごく分かります。現状は分かりますけれども、これからも板倉町の図書室が愛され続けるためにどうするべきかというのを課題として今後考えていってもらうべきだと私は思っております。

近隣に素晴らしい図書館がたくさんあるというのは皆さんご存じかと思えます。近隣にあるのだから近隣で使えばいいではないか、そういう考えももちろんあるとは思いますがけれども、やはり今後移住定住を考えたときに、近隣のものを使っておりますと、では周りの人が果たして板倉町に来るだろうかと。近隣のもの、例えば隣の町のものを使うのであれば、移住定住考えたならばそちらにどうしても行ってしまわないか、そういう疑問もありますし、もしくは近隣のものを使ったならば、そこに行ったらそこで経済が動くと思うのです。遊びに行けば、そこでお金を使います。今後、板倉町でもそういった呼び込むというものを考えたときに、どうしても足りないもの、皆さんが集まる場所、コミュニティーの場というものが少なく感じますので、今後それを課題として、いかに皆さんが、特に住民の皆さんがコミュニティーの場として活動できるか、活躍できるか、少しでも長くいられるか、そこで皆さんとの対話が生まれるか、そういったものを考えていってもらえる場であるべきだと私は考えておりますということで、ちょっと早いのですが、一般質問を以上とさせていただきます。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○2番 藪之本佳奈子議員 はい。すみません、時間取ってもらったのですが、以上で一般質問終わりとなります。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時47分)

再開 (午前10時50分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

○議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○小林武雄議長 日程第2、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてから日程第4、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました令和5年度補正予算関係3議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係3議案につきましては、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。初めに、議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第15号から議案第17号の3議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号の3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第15号から議案第17号の3議案につきまして一括で採決いたします。

本3議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第15号から議案第17号の3議案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月14日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前10時54分）

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 1 0 日)

## 令和6年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月14日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算について  
日程第 2 議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 3 議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
日程第 4 議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について  
日程第 5 議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算について  
日程第 6 陳情第 1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）について  
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 小林武雄議長の議長辞職勧告決議について  
日程第 2 発議第 2号 小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議について  
日程第 3 議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算について  
日程第 4 議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 5 議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
日程第 6 議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について  
日程第 7 議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算について  
日程第 8 陳情第 1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）について  
日程第 9 閉会中の継続調査、審査について
- 

○出席議員（12名）

1番	須藤	稔	議員	2番	藪之本	佳奈子	議員
3番	尾澤	将樹	議員	4番	青木	文雄	議員
5番	小野田	富康	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	荒井	英世	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	小林	武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原 実 町 長

中	里	重	義	副	町	長				
赤	坂	文	弘	教	育	長				
小	林	桂	樹	総	務	課長				
伊	藤	良	昭	企	画	財	政	課長		
栗	原	正	明	税	務	課長				
佐	山	秀	喜	住	民	環	境	課長		
新	井		智	福	祉	課長				
玉	水	美	由紀	健	康	介	護	課長		
橋	本	貴	弘	産	業	振	興	課長		
塩	田	修	一	都	市	建	設	課長		
石	川	由	利子	会	計	管	理	者		
小	野	寺	雅	明	教	育	委	員	会	長
				事	務	局				
橋	本	貴	弘	農	業	委	員	会	長	
				事	務	局				

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長			
小	野	田	裕	庶	務	議	事	係	長	
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長及び産業建設生活常任委員長から委員会付託案件の審査報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○日程の追加

○小林武雄議長 ここで、荒井議員賛成4名から議長及び副議長に対する辞職勧告決議がありましたので、お手元に配付してあります。

ただいま荒井議員から提出された発議、小林武雄議長に対する議長辞職勧告決議案を追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

及び副議長に対する辞職勧告決議案が出ておりますので、追加日程第2として議題とすることについて採決いたします。

本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○小林武雄議長 賛成多数。

よって、小林武雄議長に対する辞職勧告決議案を追加日程第1として直ちに議題とすることが可決されました。

及び追加日程第2、小野田富康議員に対する副議長辞職勧告決議案も議題とすることは可決されました。

ここで審議の都合により、議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時03分)

---

再 開 (午前 9時05分)

[議長、副議長と交代]

○小野田富康副議長 再開いたします。

小林議長に代わり議事を進めます。

---

○発議第1号 小林武雄議長の議長辞職勧告決議について

○小野田富康副議長 追加日程第1、発議第1号 小林武雄議長の議長辞職勧告決議について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林武雄議員の退場を求めます。

[12番 小林武雄議員退場]

○小野田富康副議長 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 それでは、小林武雄議長の議長辞職勧告決議について提案理由を申し上げたいと思います。

小林武雄議長の議長辞職勧告決議案。

板倉町議会は、小林武雄議長の議長辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和6年3月14日、板倉町議会。

それでは、提案理由を述べたいと思います。お手元の資料を御覧になっていただきたいと思います。読み上げたいと思います。

令和5年5月10日に青木秀夫臨時議長の下、行われた本会議において、須藤議員による動議が出され、動議が出席者（7人）全員による可決の下、荒井議員が所信表明を行った後、投票による議長選挙が行われ、荒井議員が議長に当選した。続いて副議長選挙が行われ、亀井議員が副議長に当選した。

この一連の議会運営について、令和5年5月12日に臨時会欠席議員5名（小林議員・市川議員・延山議員・森田議員・小野田議員）の連名で荒井議員・青木秀夫議員・須藤議員3名に対し、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長選挙を行ったとして懲罰動議が出された。

懲罰動議を受け、令和5年5月22日に、懲罰動議を含む臨時会が再開され、懲罰の審議については懲罰特別委員会（8名で構成）に付託された結果、青木秀夫議員・荒井議員・須藤議員の3名が共同正犯あるいは一蓮托生ということで、臨時会閉会までの出席停止が決定された。

決定後、即、栗原町長による再議書（再選挙）が提出され、青木秀夫議員・荒井議員・須藤議員3名出席停止のまま、議長選挙、副議長選挙が実施され、小林武雄議員が議長に、小野田富康議員が副議長に当選した。

青木秀夫議員については、出席停止の処分に対してこれを不服として、群馬県知事に審査請求を申し出て、その結果が令和6年2月28日に示され、出席停止については取り消された。

取り消された理由として、審決書（全議員に配布済み）に詳細に記されているが、要約すると、令和5年5月10日に行われた青木臨時議長の下、実施された本会議で須藤議員による動議が出され、動議が出席者全員による可決の下荒井議員が所信表明を行い投票による議長選挙が行われ、荒井議員が議長に当選したわけであるが、審決書の判断は会議公開の原則が適用される本会議において、議長選挙の方法を審議することを認めない理由はないということで、須藤議員による動議は選挙の方法ということで判断された。

また、選挙の宣告後に選挙の方法以外の発言を認めた点は非があるとしながらも、議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があると認めることができないとしている。

したがって、本件処分（出席停止）は社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると言わざるを得ないと結論づけている。

つまり、令和5年5月22日臨時会において、3名出席停止のまま行われた議長選挙は違法であり、効力がないということである。

こうしたことを踏まえ、小林議長については、審決の結果を重く受け止め、その職を辞職すべきであると勧告する。

なお、審決の結果は行政不服審査法第52条1項に「採択は関係行政庁（板倉町議会）を拘束する」とあるので、小林議長は適切な対応を取るべきである。

以上です。

○小野田富康副議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、地方自治法第117条の規定により、除斥となっている小林武雄議員から弁明したい旨、申出があります。

お諮りいたします。この申出に同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小野田富康副議長 異議なしと認めます。

よって、小林議員の弁明の申出に同意することに決定いたしました。

小林武雄議員の入場と弁明を許します。

〔12番 小林武雄議員入場〕

○12番 小林武雄議員 ただいま荒井議員外4名の方から議長辞職勧告決議案が提出されたことに対しまして弁明の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまこの提案理由を読ませていただきました。結果的にはこの5月10日、5月22日の議事進行については、皆さんと一緒に、議題はいずれにしても、皆さんで協議をしながら一つ一つ進めてきました。その結果として私が今議長になっているわけですが、私が議長になるまでの経緯については、当時荒井議長が自ら3名の方が動議が出ているということで、自らこの議場から退場するように促しをして、その後会議が始まったということになります。私がその3名の方に対して退場しろということも命令はしていないし、そのこともしていません、一言も。また、荒井議員がそのときにその3名の退場についてお諮りもしていないということになります。もうおのずからこの議場から退席しているということがまず1つ。

また、この動議に対して、取りあえず皆さんとともに一つ一つ決めてきたということ。それはその民主的な議員のおの個人個人の考えを基に、一つ一つその議題に対して真摯に向き合った結果がこういう結果になったと思っております。

私は、その後議長になっていきますので、それ以前に関しては荒井議長、亀井副議長の下で進められたことですので、私とやかく言われることではないと思っております。ただ、私は今ここにいますけれども、その当時議事を進めたのは荒井議員、亀井副議長にあると思っておりますので、それはまた別の問題なのかなと思っております。ですので、今回の荒井議員外4名の方が私に対する議長辞職勧告を出されましたけれども、何ら私にはその問題はないと思っております。

確かに先ほど急に出されたものですから、まだ一読ぐらいしか読んでいないものですから、正確なその弁明については答えは出せないのですが、ただそういう流れの中で来ておりますので、私が5月22日以降に個人的に皆さんに迷惑をかけたとか、議事進行について遅滞を起こしたとか、そういうことがあるのであれば、私小林議長が辞任するというその辺りになるかもしれませんが、それ以前のことに對しては、私は何ら問題ないのかなと自分では思っております。

急な話なので、取りあえず以上です。その辺のところご理解いただければと思います。  
以上です。

○小野田富康副議長 以上で小林武雄議員の弁明が終了しました。

小林武雄議員の退場を求めます。

[12番 小林武雄議員退場]

○小野田富康副議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○11番 青木秀夫議員 それでは、質疑させてもらいます。

小林議員が令和5年の5月の12日付で荒井議員、私青木、それから須藤議員3名に対し板倉町議会に提出した懲罰動議が、それによって処分された件が、令和6年2月28日付で群馬県自治紛争処理委員会、それから群馬県知事によって審決が出て、懲罰動議が違法であると認定されたのです。私たちが懲罰動議があつて、議場から追放されたのですけれども、逆にその提案された懲罰動議が群馬県の知事によって違法と認定されたのです。そのことによって、板倉町議会の青木秀夫に対する出席停止処分の取消しとなったのです。そのことがいろいろ幾つかの新聞にも報道されております。

令和6年3月5日の上毛新聞の記事によりますと、板倉町議会、小林議長のコメントとして、県が決めた結果を真摯に受け止めるとの発言が載っております。しかし、いまだに小林議長の辞職申出がない、そのことで本日……

○小野田富康副議長 青木議員に申し上げます。

発議者に対する質問でお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 質問だよ。ちゃんと聞きなよ。妨害するのではないよ。

そのことで本日議長辞職勧告決議の動議を提出したということなのでしょう、発議者。発議者、提出者というのですか、これ。伺います。

荒井議員に聞いているのだよ、これ。提出者に。聞いていなかったの。

いいかい。いまだに小林議長の辞職の申出がない。そのことで本日議長辞職勧告決議を提出したということなのですかと聞いているのです。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 お答えします。

そのとおりです。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 小林議長ね、日頃からこの遵法精神が極めて高い方だと思っております。令和5年の5月22日に臨時議会で違法な動議を違法な議決によって選出された議長であるから、直ちにその議長辞職届が提出されるものと思っていたのです。

というのは、令和3年の9月の議会で、当時小林議員が発議者として地方自治法103条2項の遵守について動議が提出されております。この動議をめぐって荒井議員も随分小林議員と激論を交わした。このようなことを言って交わしました。このような動議を本議会で表決すること自体、大変珍しいと思う。このような事例はほぼ全国的にもないと反対意見を述べた記憶にありますか。

「ありますね」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 その令和3年9月の議会における小林議員の動議は、板倉町議会は法を無視していると。地方自治法103条2項を遵守すべきであるという動議であったのです。今まで板倉町議会があたかも何十年も法を守ってこないような動議であったので、いろいろと意見がありまして、意味不明なところもありましたので、針ヶ谷議員などは議論に値しないということで退席していて、議場から退席しました。そのことを提案者は覚えていますか。

「覚えていましたよ」と言う人あり]

○小野田富康副議長 荒井議員、挙手をあとお願いします。

荒井議員、挙手の後、許可を受けてからの答弁をお願いします。

○11番 青木秀夫議員 小林議員の動議に対して私もこの動議は議会の議決になじまないのではないかと。なじまない議案と思うので、取り下げてよく検討して、再提出すべきであるということで意見を述べて反論しました。

また、荒井議員が言っているように、地方議会で法律を違法か合法かを議論することはなじまないことだと思う。小林議員の動議に反対したのです。小林議員発議の動議は、荒井議員も反対論を展開したのですが、残念ながら賛成多数で可決して今日に至っておるわけです。

この地方自治法は、何の法律もそうですけれども、道路交通法、何でも同じですけれども、法律ですからこれ全国民守っているはずなのです。守らされているのです。守っている法律を改めてさらに守れと、何か屋上屋をつくるというか、重ねるような動議であったと思うのです。それほど小林議員は遵法意識というか、遵法精神が高い方だというふうに思っております。

針ヶ谷議員は議場を退室まで反対したのですが、結局賛成多数でその地方自治法を守るべきであるという動議は採決で可決されたのです。その後その法律動議はどうなっているのか。生きているのだから死んでいるのだから、そのままになっております。

極めてこの遵法意識の高い小林議員ですから、令和5年5月12日に荒井、青木、須藤議員に地方自治法118条1項及び板倉町会議規則59条に違反し、動議を提出したのですが、その動議が県知事によって違法であるというふうに認定されているわけです。

そこで、ちょっと横道にそれますが、その動議提出までの経過について、栗原町長、中里副町長の再議を要請した見解という群馬県自治紛争委員会宛ての文書がここにあります。ちょっと意味不明な文書なのですが、栗原町長が提出者です。この文書を見たことはありますか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 あります。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 この文書の中に、議長選挙5月10日以前の5月8日から新人議員4人の総意としての立候補制を何が何でも今回から実施させるための条件として取引したと考えざるを得ないという意味不明な記述があるのですが、提案者の荒井議員は令和5年5月8日以前に新人議員とそのような約束をしたり、接触したことはあるのですか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 ありません。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 これは栗原町長と中里副町長の根拠のない全くの作り話であると思うのです。でも、5月10日の議長選挙の場で、私も尾澤議員とか初めて顔を見たようで、事前の打合せなど私も全然なかったのです。

次に、この5月10日議長選挙前夜の5月9日夜に、9時頃のことについて疑問があるので、伺いますけれども、その5月10日の議長選挙の前日ですよ、前夜ですよ。板倉町の事務局が各報道機関宛てにファクスが送信された記録があるのです。その内容は、5月9日21時と記録されています。板倉町の5人の議員が該当し、5人から……

○小野田富康副議長 青木議員に申し上げます。

この決議案に対する質問からはちょっとそれているかと思うので、簡潔にお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 質問ですよ。よく聞いてから言いなさいよ。妨害するようなことはやめときなさい。

5月10日の臨時会での議長選挙において、不穏な動きがあり、臨時議長がどういう進行するか分からないため、明日の議会を欠席すると連絡を受けました。また、このことについて報道機関に連絡するよう依頼を受けましたので、送信しますというものです。各9社に送信したらしいです。このファクスの記録に群馬県の自治紛争処理委員会も強い関心を示し、本件懲罰処分取消しの重要な最大の証拠となったようです。

この5月10日の議長選挙前夜の5月9日の夜9時頃のことについて伺いますけれども、その中には不穏な動きがあったと作り話が出ているわけです。それを理由に懲罰動議が出たのですけれども、その懲罰動議の中に先ほども出ていましたように、地方自治法118条1項、板倉町会議規則59条をおそらくその5月9日の夜でなく、その後の5月12日までに探し出して法律違反とこじつけ、あるいはかこつけて懲罰理由にしたものと思うのです。

そこで提案者に伺いますけれども、提案者はこの地方自治法118条の存在というか、内容について知っていましたか。ご存じでしたか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 地方自治法の118条の関係ですね。5月10日の段階では知りませんでした。認識不足でした。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 小林議員たちの懲罰発議者たちは、荒井議員は板倉町職員時代、議会事務局の長の経験もしたことから、会議規則にも精通していると指摘されているのです。ご存じなかったということですね。

そこで、私もこういう指摘されているのですけれども、5期、最長議員歴があるにもかかわらず、違反行為を強行したと。悪質な確信犯的職権悪用行為をしたと。私も正直この懲罰動機が提出されるまで地方自治法118条の存在など、恥ずかしながら知りませんでした。全く知らなかったです。知らなかったことを自慢すべきことではないのですけれども、私は恥ずべきことではないと思っております。

おそらく日本中、群馬県中、この地方……

○小野田富康副議長 青木議員に申し上げます。

提案理由についての質疑、質問をお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 質問です。聞いているではないですか、知っていましたかと聞いているのだから。そういう妨害するのではないのだよ。

おそらく日本中の地方議員でこれらの法律を知っている人はまれであると思うのです。内容を理解しているとすると、こういう仕事に関わった関係者以外はいないと思うのです。5月22日の懲罰特別委員会でその小野田議員とか、森田議員、市川議員は、堂々と法律違反と述べて、118条違反と述べて、強気の発言をしていたのを何も知らない強みでやっていたのだと思うのです。知らない強さ。それが県によって違法だと認定されているのです。知らない人は強気になれるのです。

しかし、5月22日の臨時議会に小林議長等によって提出された自信満々の懲罰動議が群馬県知事によって社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると認定されたのです。群馬県知事のこの認定の中で社会通念上の妥当性を欠くというこの文言。提出者の荒井議員、この文言をどのように理解していますか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 今回審決の結果、これはあくまで司法的裁決ですので、私としてはそれを客観的な判断として尊重しているということです。そのとおりだと思います。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 この社会的妥当性とは、これ一般常識と理解できるのではないかと思うのです。小林議長らのこの一般常識を欠いた懲罰動議、それによる処分であるから群馬県知事も違法と認定したものであって、小林議長らの責任はこれ極めて重いと思うのです。

なお、令和5年の5月の22日の臨時議会の議事進行について、小林議員の懲罰理由の中に次のような発言がちりばめられています。違法行為を強行したと。悪質な確信犯的職権悪用行為。計画的、意図的に主導した。前代未聞の行動。不法な手段と悪意に満ちた言葉が羅列されているのですが、これ事実と全くかけ離れています。そのときの議会の状況はインターネットに掲載されています。事実と全く違うことはよくご存じで、こういうことを発言しているわけです。単なるこれは悪口です。インターネットを見てもらえば、それが事実と違うことは一目瞭然です。

令和5年の5月10日の臨時議会前夜から、あってもない架空の事実を不穏な動きと捏造して、集団欠席しているのです。集団欠席。しかも報道機関を巻き込んで、法律違反にかこつけた懲罰動議を発議して、その懲罰動議の中で先ほどのようなでたらめな懲罰理由を述べているのです。懲罰動議者たちのこの一連の行為こそ、逆に懲罰に値するのではないかと思っております。

提案者、荒井議員、小林議長名の辞職勧告の中に小林議長らの悪質な行為が載っていないのですけれども、欠けているのですけれども、ちょっとこれ不十分な提案ではないかと思うのですけれども、どうですか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その辺ですけれども、私としてはあくまで審決の裁決その部分で出席停止という一つの違法があったという部分で、その部分で選挙が行われたということについて絞っていますので、ただその悪質な、要するにその小林議長等の悪質な行為については、以前私が出席停止を受けた段階で、ここで弁明したと思います。その弁明の中で私はその5人の欠席の部分についてあるいはその他の過去のいろんな部

分についていろいろ申しております。ですから、例えば欠席の部分についてもそれはちょっと要するに欠席した人たちの例えば会議に参加しないという、それこそ懲罰に値するのではないかという部分は、当時申し上げております。

したがって、ただ今回はあくまでも私はその審決の判断を尊重しまして、あくまで出席停止のままで行われた選挙、それが違法であるということで今回の小林議長の辞職勧告決議ということで申し上げているということでございます。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 地方自治法130条1項の懲罰理由には、議会の秩序の維持、品位の保持に反した場合に適用されるという規定があるわけです。ただ、それしか載っていないから、理由をつければ何とでもこの懲罰理由が成立してしまうのがこの欠陥のある法律だと思っています。

本件の、本件というのは5月12日付の小林当時の議員らの懲罰動議、捏造された懲罰動議も、その場で多数決で取ってしまうのです。でも、それが群馬県知事によって違法と認定されているわけです。5月10日の臨時会における理由なき集団欠席、これボイコットですよ。これは懲罰動議に値すると思うのです。その欠席届を荒井議員は見たことあります。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 欠席届については当時見たことないです。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 5月10日の臨時議会の議長選挙における欠席届というのは、事務局に残っているのだと思うのですが、後で理由がどんなものなのだから見てみたいものです。

そういうのを見当たらないままこの発議者は提案しているのですけれども、もうちょっといろいろな資料をつけて懲罰発議をすべきであったのではないですか、荒井議員。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そう言われると、ちょっと不足していた部分もあるかもしれませんが、今回は私の提案理由については、先ほど申しましたように、出席停止そのものが違法である。それをその中で出席停止のまま選挙が行われたこの事実が全くの違法であると、効力がないということで、その点に絞ってやりましたので、それ以外のことについては私の提案理由は、今回それが全てです、いずれにしても。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 それで、これ昭和62年の4月21日付の市町村議会の議長にされた議会の除名処分についての最高裁の判決があるのです。都道府県知事の審決より取消しされた最高裁判所の判決文というのが載っておるのですけれども、それご存じですか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 知っております。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 知っていたら、なぜそれを今回の辞職勧告決議に出さなかったのですか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 いずれにしても、先ほどから申しましたように、それは最高裁の判決ですよ。そ

の部分については、ただ今回はあくまで辞職勧告その部分に絞りましたので、そこにはちょっと触れませんでした。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 これ最高裁の判決文ですから、これ法律ですよ、最高裁の判決ですから。その判決文によると、これ本件とちょっとずれたところがあるのですけれども、これ最高裁の判決は除名処分です。その板倉町の処分は出席停止処分で、ちょっと違うのです。処分については同じです。そのことについて手続方法は同じだと思うのです。

その判決文の順序をまとめますと、簡単にまとめますと、よく聞いておいてください。1、議長が除名処分を受ける。2、議長は、この事件は青森県のどこかの町なのです。議長は青森、除名処分を受けた議長は、青森県知事に除名処分の取消しを求めて審決申請をしたと。次、3番、青森県知事は除名処分を取り消す旨の審決をした。決定をしたと。4、その間に青森県のどこの町か分かりませんが、議会は議長が欠けたとして、改めて議長選挙を行い、除名された議員とは別の議長を選出したと。次、5番、これしかしながら、知事審決により除名処分は、当初から除名したその時点からなかったことで、議長の職を回復するのが相当であるというのがこの判決文です。

これ最高裁の判決です。載っておりました部分だと思います。この判決文を踏まえて、小林議長の辞職勧告を理由にすべきではなかったのですか、荒井議員。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そういう一つの方向性も考えられますけれども、先ほどから申しましたとおり、今回はその前段のあくまで議長辞職勧告ということで今回は出した次第です。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 小林議長は、まれに見る遵法意識の高い方だと思うのです。法律を守れ、法律を守れって動議まで提出している方です。今回の令和5年の5月12日付の懲罰動議も、法律に違反しているといっって動議を提出したわけですから、その動議が法律違反だということで群馬県知事によって認定されたのです。極めて遵法意識の高い方ですので、その結果については群馬県知事の審決に従うと新聞記事にも載っていますから、真摯に……真摯に受け止めると書いてある。受け止めると発言しているのですから、真摯に受け止めてもらって、即刻議長を辞職するべきだと強く求めたいと思うのです、私も。提案者も強く求めるべきだと思うのですが、いかがですか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 小林議長が遵法精神があるとかないとかという部分は、青木議員さんの見解でしょうけれども、私は正直言って分かりません。ただ、今回は違法の中で行われているわけですから、議長の辞職、それは強く勧告をやっていただきたい。要するに辞めていただきたいと思います。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 小林議長、人に法律を守れ、法律を守れといっって、動議まで出しているのですよ。そういう方なのです。あれですか、人に厳しく、自分に甘くという自分勝手な都合主義でやっているのですか。それでは困りますよ。誰にも法律を守れ、守れというのだったら、自らはもっと強く守る意識を持っている方だと私は思っていますので、ぜひ即刻といっつか、辞職を求めるよう強く要請すべきだと思うので

す。

そこで、先ほど小林議員からこの弁明がありましたけれども、ちょっとよく分からないのですけれども、何か後の話、懲罰動議の発議されたところのことは避けて、終わってからのことばかり述べて、荒井議員、何、自らあれかい、議場を退室したのかい。あの5月22日の日の3名は勝手に出ていったのだと。だから、問題は、あのときのことが非常にこれ曖昧なのです、本当に。私も出されたという認識なので、須藤議員も出された認識だと思うのですけれども、では誰が出したのだ。誰も言っていないではないか。おまえら勝手に出ていったのではないかというような小林議長のさっきの弁明なのですけれども、それについてどうですか、荒井議員。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 先ほど小林議長が確かに弁明したのですけれども、正直言って私もちょっと分かりませんでした。5月22日の段階で我々が3名、自ら退席しているという弁明しましたよね。この辺は私もちょっと分かりませんでした、何を言っているのか。少なくとも我々は除斥ということで、要するに出されたわけですので、決して自ら退席するとは私はそう思っています。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 あの時点の日は、亀井副議長が進行しているのだかなんとか、責任は亀井副議長だというような先ほどの弁明でしたけれども、そういうふうに理解しました、荒井議員。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 おっしゃるとおりです。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 荒井議員、よく聞いておいてください。こういうことだったのですよね。亀井議員の副議長としての発言なのです。いいですか。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 5月の22日のこの議事録ですね。いいですか。亀井議員が発言しているのです。先ほど町長からさきに行った議長選挙について、地方自治法118条により立候補制は認められないこと、及び板倉町議会会議規則59条の違反により、地方自治法176条4項の規定によって再選挙に付されました。このことにより、荒井議員が議長の職を失いましたので、引き続き副議長である亀井が議長を務めます。

荒井議長の失職理由が曖昧でよく分からないのです。先ほど小林議員は、荒井議員が勝手に出ていったのではないかというのですけれども、ここで職を失いましたということをあのときにどのように取りました。そのときはあれか、荒井議員いないのだ。議場にいなかったのだ。だから、反論もできなかったのだ。場外に放り出されていたから。私もいなかったのだ、これで。そうですね。そのことについて小林議員は、あなたらが勝手に出ていったのだから、その間に決めたことだと。亀井議長に責任があるのだということで先ほど弁明していたのですが、そのことについてどのように受け止めていますか。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その当時は、私も除斥ということで出ていましたので、なぜ失職したかという部分については、正直言って私も分かりません。ですから、そういうことで何と答えようもありません。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 最後に、そもそもこれ5月12日付の懲罰動議なのですけれども、そこに問題があるわけです。違うのです。その後からの問題にしているのではないのです。亀井議長が発言したことが悪いみたいなことを小林議員は先ほど述べてました、弁明していましたが、そもそもその5月9日の不穏な動きがある、それをマスコミに訴えて、何もない架空のことを捏造、事件を捏造して、問題があるかのごとく、それを地方自治法に違反しているとか何とかこつつけて、それを懲罰動議にしたことが問題なのです。全く作り話なのです。そうではありませんか、荒井議員。何もないその架空の話を、9日ですよ、議長選挙は5月10日だから、翌日だから。それなのに何もないのに5月10日に何か事件があるみたいなことを作り話をして、不穏な動きがあったらあれでしょう。新聞社に連絡するのではないでしょう。警察か消防署でしょう、連絡するのだったら。それを新聞社の9社に持ち込んで、結局それが結果的に墓穴を掘っているのだよ、その発議者たちは。

群馬県だってこれだけが決め手で、先ほど社会的妥当性と、これですよ、常識。常識を欠いた行動をしたから、今回の懲罰処分も取り消されたのです。そういうことです。そういませんか、荒井さん。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 その辺の見解ですけれども、それは青木議員さんの一つの見解でしょうけれども、それはそういった考え方もあるのでしょうかけれども、いずれにしても先ほどから私が申していますように、その出席停止のまま行われた選挙、議長、副議長選挙、それが違法であるという部分で、今回の議長辞職勧告ということで申し上げているところですので、先ほどは青木議員さんの見解ですけれども、それについてはここで私がそうですかという部分しか言えません。

○小野田富康副議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 盛んに法律、法律と、すごい森田議員、市川議員、すごい遵法意識高いですよ。そんなに法律に遵法意識が高いのかなと私は疑問に思っているのですけれども、この県の審査結果にも書いてあるように、社会通念上の妥当性を欠いたと、これなのです、世の中って全て。常識を欠いていることをやれば違反になるのです。だって、そうでしょう。法律なんていうのは、単なる常識をまとめたものでしょうが。集約したもの、成文化したものが法律なのです。法律、法律って、法律っていかにもすごいものだと思っている人がいる。法律なんてみんな知らないでしょう、大体我々だって。1万もあるでしょう、法律って。知っているのなんて、名前だけだって10ぐらいしか数えられれば。そのほかに政令というのが1万もあるのです。そんなもの知っていますか、普通誰だって。弁護士だって知らない、こんなこと。だから、知らないことを別に私は……

○小野田富康副議長 青木議員に申し上げます。

提案理由についての質問でお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 提案理由だよ。提案理由って幅広いのですよ。国会なんか見たってそうでしょう。予算審議でどこかの議員がコネクテッドルームで一緒にいたかどうかなんてやっているではないですか、ああいうのを。あれ関連していない、予算の審議と。国会の。いい。それも含めるとみんな関係する。固めれば。駄目ですよ、そんなしていたのでは。

それで、結局その法律、法律っていかにも法律が高いみたいな、法律なんて非常に常識そのものなのではないですか。法律より道徳のほうが高いでしょう。だけれども、高いから守らなくていいのだ、道徳と

いうのはそういうやってみれば、守るのが望ましいということですから、そういうことであんまり法律、法律って言わないほうがいいと思うのです。常識で動く、それは今回の県の審査結果だと私は思っているのですけれども、最後に荒井議員、この社会通念上の妥当性ということについて、ちょっとコメントしてください。それを欠いたことが今回の群馬県の取消し分になると。

○小野田富康副議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 今回の審決の一番の結論づけの中で、出席停止については社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると言わざるを得ないと結論づけているわけですね。この社会通念上妥当性を欠き、例えばこれは我々議員の一つの立場というか、お金の部分の問題があると思うのです。我々議員は投票によって住民の負託を受けて、町民の負託を受けて上がってきているわけです。その中で例えば我々議員に対しては、表決権とか、発言権、そういった権限が付与されているわけです。議会に出席してそこで発言して議決して、そういった中核的な活動といえますか、議員としての中核的な活動、これは責務を負っているわけです。そういった部分で、例えば今回出席停止、そういった一つの処分ですけれども、そういった責務を要するに奪うというか、そういった部分がありますので、それは社会的な通念上、ちょっといかがなものかという部分があると思うのです。したがって、こういう今の意味でいいますと、通念上そういった妥当性を欠いていると、私はそんなふうに理解しております。

○小野田富康副議長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○小野田富康副議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対の討論ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。反対討論を申し上げたいと思っております。

ただいま荒井議員のほうから小林議長に辞職勧告というふうな動議が出されたということでございます。非常に長い質疑ということで、青木議員からとうとうと述べられたと。また、荒井議員からその趣旨についての説明があったということでございます。その内容を聞いていまして、昨年5月の22日、板倉町議会会議規則の59条違反ということで、荒井英世の議長への動議が出されたということでございます。その動議について59条違反ということの懲罰動議ということになったわけでございます。

懲罰動議の発議者、そのときの理由のその小林武雄議員ですよね。理由の説明といたしまして、板倉町議会委員会条例6条の規定により、8人で構成される懲罰委員会が設置をされたということで、その懲罰特別委員会が設置をされましたよね。その設置の中でいろいろな話をすることです。そのときに小林武雄議員から提案理由の説明、そしてまたそれに対する質疑、討論を経まして、懲罰を科すか否かということで賛成多数で懲罰を科すということに決定をしたということでございます。

懲罰の種類として、そのときに本件の臨時会が閉会まで出席の停止ということで、賛成多数で可決をしたということです。そのときに亀井伝吉副議長から報告があり、懲罰動議の採決決定をされたということです。

そういうふうなことから板倉町の議会が科した懲罰でそのときに青木議員は、その不服ということで審決をされたということです。その審決申請に青木議員が1人ということです。他の須藤議員、そしてまた

荒井議員については、それを納得をしたということです。納得をして、その審決には加わっていないということ。ですから、今回この懲罰に関しては、青木議員以外11名の全体の問題として議会として受け止めなければならないと、そんなふうにも思うのですけれども、そうしますと今回提出をされた小林議長への辞職ということに関しては、問題が違う、相手が違うのだなど、そんな気もするのですけれども、私が思うにそう思っております。

小林議長も決定した後に皆さんの賛成多数ということで議長になったということです。ですから、現在の議長に提出するのは相手が違うというふうに私は考えます。

よって、今回の辞職勧告については反対といたします。

○小野田富康副議長 次に、賛成の討論ありませんか。

須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 1番、須藤です。よろしくお願いをいたします。

私も住民の代表として、その意思の決定に反映されるべく、活動する責務を負っているにもかかわらず、出席停止の懲罰が科せられ、その間住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができませんでした。出席停止が行われていなければ、5月20日の再議の議長選の結果は異なったかもしれないと思います。

審決の結果、本件処分は取り消す、この処分を踏まえて小林議長は職を辞職すべきと賛成をいたします。

以上です。

○小野田富康副議長 次に、反対の討論ありませんか。

森田議員。

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。基本的には延山議員がおっしゃったような内容になるのですが、まずはその名誉回復の審査を県に求めたときに、なぜ荒井議員と須藤議員はそこへ名前を出さなかったのか。ということは、今日、今回青木議員が名誉を復活したということ踏まえて、こっちが攻勢に出ようと。言っただけなんです、人の船に乗ろうと、勝ったほうの船に乗ろうといった気持ちもう見え見えで、自分からどうこうしようという意思がなさ過ぎます。

それに小林議長が、今の小林議長が、何かやったような言い方をしますが、そうではないです。地方自治法第118条の1項及び板倉町の59条に違反するといったような連絡が来たのです。それをやると、議会の日に、初日に。それで、それに出席すると、自分たちもそれに賛成をしているのではないかと思われるので、欠席をさせていただきました。それも当然前もって欠席の届けも出しましたし、それでどう思ったか知れないですけれども、そのときの議長は、青木議員ですよね。高齢の……

[何事か言う人あり]

○6番 森田義昭議員 青木さんはいつもこうやって……

○小野田富康副議長 静粛をお願いします。

○6番 森田義昭議員 威圧的……

[「威圧的でも何でも。ばかなこと言うんじゃないよ」と言う人あり]

○6番 森田義昭議員 ばかって言われたのですけれども……

[「ばかだよ」と言う人あり]

○小野田富康副議長 青木議員、言葉を慎んでいただきたい。

「侮辱かい」と言う人あり]

○6番 森田義昭議員 いえいえ、そんなものではないです。ばかと言われたら、さすがに。これ議長……

○小野田富康副議長 今森田議員の発言中ですので、静粛をお願いします。

○6番 森田義昭議員 今ばかと言われたのですけれども、議長これどのように取ったらいいのですか。自分もそこそこ票をいただきまして、議員になりました。それで今意見を述べているのです。青木さんが言っているときには、一言も自分は言いませんよ、何も。

「私が言ったのはあんたでしょうって……」と言う人あり]

○小野田富康副議長 静粛をお願いします。

○6番 森田義昭議員 青木さんが一番最初の議長をやったわけですよ。その年の順でということ。それで議長がそのときの進行の仕方がこれに触れたわけですよ。地方自治118条と板倉町議会規則59条に。それを察知しましたから、こちらも欠席をさせていただきました。それは欠席をすとかしないとかというのは、その人の権限だと思います。悪い結論が出るとしておきながら出席をすると、取りあえず多数決で負けるのですから、それに賛成したと取られるわけです。それだけで、内容は延山議員が言ったように、小林議員には何ら落ち度はないと思っております。

以上です。

○小野田富康副議長 青木議員。賛成討論でよろしいですか。

○11番 青木秀夫議員 賛成討論ですよ。森田議員の今の発言ですけれども、全くでたらめ、時間のずれなんか全然計算していない。混同している。私が仮議長になったのは5月9日ではないよ。5月10日です。しっかり議事録にも書いてあるでしょう。なあ、荻野さん。そうでしょう。何で5月9日の議長が青木さんでしょうと。5月9日は議会を開いていないのだよ、まだ。それなのに5月9日であした何か違法な行為があるのではないか、不穏な動きがあるのではないか、作り話をしていたのでしょうか、何も。何もやっていないのだから。それを不穏な動きがあるから集団欠席しよう。その不穏な動きがあるから新聞社を巻き込んで何か不穏な動きを、何かありもないものをあつたような形に装うという、そういう魂胆で、そういう作戦で、誰かがあのシナリオを書いたのでしょうかよ。荻野なのだろう、書いたの。一番本件の最大の出発点は荻野さんなのだよ。

先ほども森田議員なんか全然分かっていないから、荻野さんの話をまるで信じているわけ。不穏な議決するだって。5月9日の日にあした議決することなんて分かるかい、そんなこと。何言っているのですか、森田さん。時間のずれもいいかげんにしなさいよ。だから、ばかと言われた。頭が悪いのだよ、要するに。

○小野田富康副議長 言葉を慎んでください。

○11番 青木秀夫議員 いいよ。懲罰でも何でもかけてください。要するに昨日と今日が分かっていないのです。時間のずれが分かっていない。だから、賛成討論というのは、そもそも今回の県の審決というのは、その都合よいわけじゃない。その5月12日の発議が違法だったということをやっているのだから。

○小野田富康副議長 青木議員に申し上げます。

勧告決議についての賛成の討論をお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 賛成討論だよ、これから最後に。賛成って最後に言えばいいのだよ。その理由を述

べているのだから。

誰だよ、そこで指示しているのは。荻野さんか。いろいろ横から口入れて、妨害されようとしているのは。あなた、公務員として最悪だよ。よく分かっているけれども……

○小野田富康副議長 侮辱行為に当たりますので、侮辱行為になりますので。

○11番 青木秀夫議員 ああ、いいですよ。侮辱行為でも何でも。公務員なのだから侮辱には甘んじるのだよ、そんなもの。そういう横からそういうふうに行って、それに従って妨害しようとしているのですけれども、賛成討論するのです、これから。最後に賛成と言えればいいのです、意見というのは。そうでしょう。長々と200ページも300ページもある論文なんて書いてあって、最後にちょこっと書くだけではないの。町長の挨拶だってそうだがね。1時間もやったって、最後にちょこっと言ったのが結論でしょうよ。それと、前にいろいろなことを言うのですよ。そのぐらいは分かっているか、小野田さんも。

それで、先ほどのこの賛成討論で、今回の群馬県の審決というのは、そもそも出だしに5月9日に特に問題があるということで違法だとやられているのです。そうですよ。ありもしないことをつくり上げて、新聞社にあんな通知をして、あれが最大の決め手、墓穴を掘ったのだよ。そうですよ。文書で証拠が残っている、新聞社に。ありもしないことを、事件がある。あしたボイコットする。欠席する。作り話で欠席する。それが決め手になっているのだよ。

だから、今回の審決は正しいと思いますから、すなわちそれに甘んじてというか、それに従ってすべきです。小林さんだって新聞に言ったではないですか。真摯に受け止めるって。しかも、先ほど何度も私言っているけれども、小林さんって遵法意識の高い人なので、極めて。違法はいけない、いけないって、自ら手を挙げて動議まで出してやっている、発案している人なのだから。ほかの議員よりは一段上の遵法意識が高い人だと思っているので、県のその審決は、あれ裁判長だから、県のあれは。県知事の審決、議長もそう委員会は。そこの出した判決なのだから、それに素直に遵法精神が高い従うべきだということで、先ほど荒井議員が出した辞職勧告は速やかに実行すべきだということで、あの議案に賛成したいと思います。

○小野田富康副議長 反対討論ありますか。

[発言する人なし]

○小野田富康副議長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○小野田富康副議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○小野田富康副議長 起立多数であります。

よって、発議第1号は可決されました。

小林武雄議員の入場を許可します。

[12番 小林武雄議員入場]

○小野田富康副議長 小林武雄議員に申し上げます。

発議第1号は可決となりました。

ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時22分)

---

再 開 (午前10時35分)

[副議長、議長と交代]

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○発議第2号 小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議について

○小林武雄議長 追加日程第2、発議第2号 小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小野田議員の退場を求めます。

[5番 小野田富康議員退場]

○小林武雄議長 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 それでは、小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議案。

板倉町議会は、小野田富康副議長の副議長辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和6年3月14日、板倉町議会。

それでは、提案理由を申し上げたいと思います。内容的には先ほどの小林議長の議長辞職勧告決議案と基本的には同じですが、時間がたっていますので、改めて読み上げたいと思います。

令和5年5月10日に青木秀夫臨時議長の下、行われた本会議において、須藤議員による動議が出され、動議が出席者(7人)全員による可決の下、荒井議員が所信表明を行った後、投票による議長選挙が行われ、荒井議員が議長に当選した。続いて副議長選挙が行われ、亀井議員が副議長に当選した。

この一連の議会運営について、令和5年5月12日に臨時会欠席議員5名(小林議員・市川議員・延山議員・森田議員・小野田議員)の連名で荒井議員・青木秀夫議員・須藤議員3名に対し、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長選挙を行ったとして懲罰動議が出された。

懲罰動議を受け、令和5年5月22日に、懲罰動議を含む臨時会が再開され、懲罰の審議については懲罰特別委員会(8名で構成)に付託され結果、青木秀夫議員・荒井議員・須藤議員の3名が共同正犯あるいは一蓮托生ということで、臨時会閉会までの出席停止が決定された。

決定後、即、栗原町長による再議書(再選挙)が提出され、青木秀夫議員・荒井議員・須藤議員3名出席停止のまま、議長選挙、副議長選挙が実施され、小林武雄議員が議長に、小野田富康議員が副議長に当選した。

青木秀夫議員については、出席停止の処分に対してこれを不服として、群馬県知事に審査請求を申し出て、その結果が令和6年2月28日に示され、出席停止については取り消された。

取り消された理由として、審決書(全議員に配布済み)に詳細に記されているが、要約すると、令和5年5月10日に行われた青木臨時議長の下、実施された本会議で須藤議員による動議が出され、動議が出席者全

員による可決の下荒井議員が所信表明を行い投票による議長選挙が行われ、荒井議員が議長に当選したわけであるが、審決書の判断は会議公開の原則が適用される本会議において、議長選挙の方法を審議することを認めない理由はないということで、須藤議員による動議は選挙の方法ということで判断された。

また、選挙の宣告後に選挙の方法以外の発言を認めた点は非があるとしながらも、議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があると認めることができないとしている。

したがって、本件処分（出席停止）は社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると言わざるを得ない、と結論づけている。

つまり、令和5年5月22日臨時会において、3名出席停止のまま行われた副議長選挙は違法であり、効力がないということである。

こうしたことを踏まえ、小野田富康副議長については、審決の結果を重く受け止め、その職を辞職すべきであると勧告する。

なお、審決の結果は行政不服審査法第52条1項に「採択は関係行政庁（板倉町議会）を拘束する」とあるので、小野田富康副議長は適切な対応を取るべきである。

以上です。

○小林武雄議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、地方自治法第117条の規定により、除斥となっている小野田議員から弁明したい申出がありましたので、お諮りいたします。この申出に同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、小野田富康議員の弁明の申出に同意することに決定いたしました。

小野田富康議員の入場と弁明を許します。

〔5番 小野田富康議員入場〕

○5番 小野田富康議員 小野田です。弁明の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

今回私に対する副議長の辞職勧告決議ということが提出されたわけですが、今回のこの決議については、青木秀夫議員が県のほうに提出した審決の結果を踏まえての決議であるというふうな認識をしております。今回青木議員については、5月22日の懲罰動議の結果について不服があるということで県のほうに申請をされたわけです。同じく荒井議員、須藤議員も懲罰を科されたわけですが、このお二方はその不服の申立てをしていないということで、そもそもがこの懲罰を受け入れているというふうに私は認識しております。実際のところ審決書を読ませていただきましたが、須藤議員については該当しないと。ただ、荒井議員と青木議員については、懲罰には当たる。ただ、罰が重かったという結局のところの内容だと思っております。実際これについて不服を申し述べたのが青木議員だけであって、須藤議員も荒井議員もそのときの懲罰の内容については納得して進めてきたというふうに認識しております。

ですので、今回青木議員でなくて、荒井英世議員が提出者として私の副議長の辞職勧告決議を出してきたというのが、何か人がやったこと、人のふんどしで相撲を取るわけではないですけれども、青木議員が動いてやってきたことに後から乗っかって何かしようかなというので、なかなかかっこ悪いなどは思っています。

でも、実際懲罰には当たるといふふうに言っておりますので、今回たまたま罰が重かった、それが裁量の範囲を超えていたというだけであって、懲罰には値しております。

そして、最後に一文ですか、副議長選挙は違法であり、効力がない、これこんなことないと思うのですけれども、効力はあったと思っております。辞職勧告が出されたわけですけれども、私は辞職には値しないと思っておりますので、弁明の機会を与えていただき、ありがとうございました。

以上です。

○小林武雄議長 以上で小野田富康議員の弁明が終わりました。

小野田議員の退場を求めます。

[5番 小野田富康議員退場]

○小林武雄議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○11番 青木秀夫議員 提案者に質問いたしたいのですけれども、小野田議員は令和3年の9月の2日の議会において、9月だから臨時会だな、臨時会において、こんな発言をしているのです。私は議員になって説明なり、話し合いとか、またこうやっているとかやっているよとかいうことを言われたことがない。だからということなのでしょう。その後はっきりしていない。だから、知らなかったことは許されるのではないかというような発言をしているのです。その発言に対して、当時の今村議長からきつく叱責を受けています。

我々だってそうでしょう。成人になったからなると、知ろうが知るまいが、その義務とか責任を課されるわけです。議員になりたてだから、責任を知らなかったから、責任は免れるなんて非常に幼稚な初歩的な発言をしているので、今村議長からきつく叱責されました。そういう発言をしているのです。

一方で、荒井議員は議会事務局長までして、精通している人だと。そういう人が法律違反するのは重いと。新人だろうがベテランだろうが、犯した違反行為は同じ違反だと思ふのです。そんな発言をしているのは、単なる人に厳しく、自分に甘いとか、あるいはご都合主義というか、自分勝手というか、そういうような発言をしております。それは荒井議員、記憶にございます、あのときの。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 令和3年9月の臨時会ですよ。おそらく会議録を見れば分かるのでしょけれども、記憶には若干ありますけれども、正確には覚えていません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 では、5月22日の懲罰、これは特別委員会における小野田議員の発言だと。これはいつだったっけな。特別委員会において小野田、当時は議員ですね、こんな発言をしているのです。今回の件というのは、この懲罰動議、5月12日に発議された懲罰動議ですね。特に荒井議員、議会運営委員長を務めた議会改革を声高に進めた方、その方があの場でこれについては後で相談しましょうとか、話し合いましょうとか、以下意味不明の言葉が続いておるのですけれども、その中で荒井議員が、あの場でこれについては後で相談しましょうとかいう、話し合いしましょうと発言している記述はないのだけれども、これどこでやられたのですか、こんな。小野田議員がそういう発言しているのです。懲罰委員会の席で荒井議員が後で相談しましょうと、そんな記憶ございませんか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 明確にちょっと記憶にはないのですけれども。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 小野田議員はこんなことも言っているのです。私の発言に対して、小学生でも読めるが、解釈となると専門家でも意見が難しい、分かれるというふうに私は発言したのです。それに対して、懲罰委員会の席で、小学生でも青木議員は分かると言ったではないですか。ああだこうだと解釈、解釈でやるべきではないのだと思う私の発言を変更しているのです。

また、その席で立候補制について法を犯している、違反とか間違った発言していると、そういうしているのですが、この懲罰事案は群馬県の知事に結果的にこれ違法だと認められたわけです。そういう場でこういう発言しているのですから、ぜひ謝罪を求めたいと思うのですけれども、小野田議員に。荒井議員、いかがですか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 謝罪の関係ですか。私はいずれにしても今回は副議長辞職勧告決議案という形で提案していますので、それを小野田副議長が十分に酌み取って、法に基づいて辞職していただければそれでいいかなと思っています。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 これは5月22日の議会における小野田議員の発言なのですけれども、尾澤議員が質疑で質問中に同じ意見ばかりで意味がないと、動議みたいな形で発言しているのですけれども、これはあれですか、議会の秩序を乱した行為で、完全にこれ懲罰行為だと思うのです。発言を封じる行為です。尾澤議員は、そのとき前にこういう発言をしているのです。同じような内容の発言になるかもしれませんけれども、あらかじめと断って発言しているのです。それに対して小野田議員は、尾澤議員の発言の妨害、これは完全な懲罰事案だと思うのです。このことについて荒井議員はあのときそれを小野田議員がそういうことをしたと記憶にございますか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 私その場にいなかった、分からないのですけれども、それは後で聞いております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 場外に出されていたから、現場を見ていなかったのか。私は隣の部屋で聞いていたから知っていますけれども、映像は見て、そういうことだったのだね。分かりました。

そのようなこともしている法律、法律って若いみんなが法律を守れという意識が高いのですけれども、やっていることは全く逆で、いや、知らなければいいのだとか、人には、荒井議員は精通しているのだから、しっかり守れと。これ完全なご都合主義で、自分勝手な発言だと思うのです。そういう方ですので、副議長にふさわしくないだろうと私も思っておるので、荒井議員も辞職勧告を提出したのだと思うのですけれども、そういうことですか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 今回いずれにいたしましても、小林議長に対しても、小野田副議長に対しても、いずれにしても出席停止の中で行われた正副議長選挙、それが問題、違法であるということで、お二人の議長、副議長の辞職ということで私は要するに提案していますので、それだけです。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほど小野田議員が弁明の中でこんなことを述べていました。荒井議員は、群馬県の懲罰委員会という、群馬県知事の審査では違法だと認定されていると。あの群馬県の審決書を見て、どのように受け止めているのですか。懲罰は科されているというふうに認定されたと思っているのですか。小野田議員は、私されていないと言っているのです。認定されて、懲罰を科されている、ただ軽かっただけだというふうにさっき言っていましたよね。そういう受け止め方しているのですか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 審決の内容を見ますと、須藤議員による動議については、選挙の方法ということで、これ審決によって判断されているわけですよ、選挙の方法であるということで。もう一方で、私がそれに基づいて動議が可決されまして、要するに所信表明を述べたわけですよ。それ自体の運営自体は、要するに審決書によると、確かに非があると言っています。ただ、その非があってもその運営の中で例えば出席者全員の合意を受けて賛成の下、実際の議会運営を実施されているわけです。ですから、正直言ってその所信表明した自体には、審決書の判断では非がある。つまり懲罰の種類については何とも言えませんが、懲罰には該当するとそれは言っています。ですから、その辺のことについては、私も運営に非があるのだけれども、運営上要するにその議会が粛々と出席者全員の合意の上でやっているということで、それは出席停止については要するにちょっと重いのではないかという部分に捉えています。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その判断ちょっとおかしいのではないの。だって、判決文というのは、結論が結論なのだよ。途中経過はいいのです。ボクシングの試合だってそうでしょう。12ラウンドでやっていて、7ラウンドでノックダウンを食って劣勢だったって、最後で勝った人が勝ちなのです。柔道だってそうでしょう。どっちが勝ったのかわからないけれども、優勢勝ちでやられた方が勝ちなのです。裁判の判決、みんなそうですよ。51対49だって、51の人が勝つのです。それは勝ったので、正しいのです。必ず裁判なんかやればそうでしょう。刑事事件なんかでいうと、いや、子供の育成過程でいろいろ問題があったので、軽減はされる。軽減されるけれども、有罪なら有罪なのだ。

荒井議員は、さっき何か自分に非があるということを認めているのです。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 私は自分に非があると、そういう意味で言っていない。要するに審決書の判断の中でこの部分があるわけです。選挙の宣告後に選挙の方法以外、これおそらく所信表明だと思うのですよね。方法以外の発言を認めた点、これ運営上、それが非があるとしながらも、議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があると認めることができない、これが審決の要するに自治紛争処理委員会の判断ですよ。そういった意味で、私自身には別に私は非があるとは思っていません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 何かさっき聞いていると、非を認めているみたいだけれども、こういう文面を見ると、その過程でいろいろな右行ったり、左行ったり、右行ったり、左行って、最後結論になるわけです。結論が正しいのです。途中で何があろうが。私はああいう裁判の判決文なんていうのと最後まで読まないとか

っちが勝ったのか分からない、非常に独特の語尾を使うので、あれ、どっちなのだろうと、右か左かなんてよく落ちていてしっかり読まないといけないですね。

ですから、荒井議員なんか非がないから、この間の懲罰事案が違法だと認定されたのです。そうではないですか。胸張ってそういう認定されたのだから、そうだと行ってください。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 おっしゃるとおりです。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それと、小野田議員も弁明の中で、荒井議員はこの審査請求しなかったではないかと。だから、認めたのだと。それに甘んじているのか、満足しているのか、知らないけれども、一応認めているのだということを言ったけれども、世の中ってそんなことないでしょう。いろんな問題があったって、何とか賠償事件だけ、原子力の被害を受けたとか、あるいはエイズで被害を受けたなんていうと、ある人が先陣を切って裁判をします。水俣病の裁判でそうですよ。何十年もやっているわけ。そうすると、それにみんな次から次と新たな判例があるので、やりやすいからというのものもあるけれども、みんな告訴してやっていますがね。世の中ってそんなものでしょう。荒井議員が何か乗っかって悪いみたいなことを言っているから、そんなことないでしょう。荒井さん、どう認識しているのですか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 先ほどの弁明の中で、私と須藤議員ですか、懲罰を受け入れているのではないかとという弁明がありましたけれども、全く納得していません。この懲罰特別委員会、その中の内容を見ますと、例えば共同正犯とか、あるいはこれ個人名を挙げていいかちょっとありませんけれども、一蓮托生と言っているわけですね。私、青木議員、須藤議員、3名は一蓮托生でやっているということを特別委員会の中で発言しているわけです。

さらに、もう一つ、小林議長が県の自治紛争処理委員会に宛てた回答文の中に、我々3人については共同正犯として考えたとお聞きしています。これ事実です。ですから、そういった意味で私は決して出席停止を受けた懲罰、それに納得していませんし、さらに今回の青木議員の出席停止の取消し、それは私と、それから須藤議員、2名にも当然同じような結論ではないですけども、なっているのではないかと考えております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 何か先ほどの小野田議員の弁明、それから小林議長の弁明でも、荒井議員なんか人のふんどしに乗っかっている、何かそんな言葉使ったよな。船に乗っかっているみたいな。それでやるのはずるいというような発言しているのですけれども、それ事実を知らないからではないの。荒井議員も県の口頭意見陳述に行って、意見陳述していますよね。しているでしょう。

それから、いろいろな県の自治紛争処理委員会にも文書を提出していますよね。それ行ってくださいよ。口頭意見陳述会で堂々と発言されたではないですか。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 確かにやりました。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その席に須藤議員も参加していますよね。していますよね。昨年10月の13日だよ。群馬県庁で口頭意見陳述会というのを公開でやったわけですよ。そのときに意見陳述は、私もしました。そうしたら、2人しかさせないというのです。だから、須藤さんはできなかったわけ。荒井議員がその席でちゃんと意見陳述しました。それは群馬県のあれに載っていると思います。だから、全然満足して、それに甘んじて従ったのだという認識は、その真相を知らないからだと思うのです。そうではないですか。荒井さんの弁解してやってください。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 確かに今青木議員のおっしゃるとおり、私と青木議員、それから須藤議員、3名で県のほうに伺いまして、そのときにいろいろ私もやったという記憶があります。それは例えば小林議長なり、いましたよね、何人か。要するに処分庁から、処分庁って板倉町議会ですけれども、そこから何人か来ていまして、その同席でいろいろ弁明ではないですけれども、意見を陳述した記憶はあります。実際にやっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 荒井議員の指摘で思い出した。あの席にあれだ、小林議員も小野田議員も、あと誰がいたのだ。事務局の職員が何人かいたよね。5人ぐらいいたような気がしたけれども。だから、荒井議員がそういうことを意見陳述までして、暑いところ席に行っているということは知っているはずですよ。

懲罰に甘んじて納得しているなんていうことはないよね。それを知っているのは、ああいう席で、小林議員もいうのはあれ、まずいのではないの、あれ。知っているのだから、見ていたのだから、小野田議員も。荒井議員が満足してそれに従っていたのだ。従っていないのを見ているではないですか。そういうことです。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。

提案理由に関する質問だけをしてください。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小林武雄議長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対の討論ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山でございます。先ほど反対討論ということで、小林議長に対しての辞職勧告、反対討論させていただきました。

同じく小野田副議長に対しても反対討論を行いたいと思っております。内容的には、ほぼ同じということであるわけなんですけれども、懲罰動議において1日の出席停止処分ということでございます。それに対して青木議員は、懲罰の処分は不服として審決をしたということでございます。

先ほどのとうとうとしたやはり質疑があったということなわけですけれども、青木議員の審決に対しては処

分の取消しということをおも文書、主文は読ませていただきました。須藤議員、荒井議員は審決に対して加わってもいないということは、納得しているのだと。先ほど私は納得していませんということの先ほどの質疑の中にあつたということです。この問題に対して審決の申請する日にちというのは決まっております。いつ何ときでも審決できるというものではないということです。期限内に審決をすることによって、県は受け付けるということ。その期限内に不服の申立てをしないということは、納得しているというふうに県も思うということなのです。そのほかの人も、例えば今回須藤さん、荒井さん、県のほうに行って話したということは、あくまでも青木議員の審決に1人に対して行つたと。応援弁士という形ですよ。そういうことで行つたということになるわけなのですけれども、ということは今回の問題に関しては、それ以外、青木議員以外11名、これ全体の問題として今回受け止めなければならないのだと。小野田副議長、先ほどの小林議長辞職勧告というふうに言っているということなのですけれども、処分の結果が取消しということになったことに対して、納得をしているその人も含めて、数が多いから勝てるのだと。そうすると、もしかするとこれは人数が多くなる。では、勝てるからということで辞職勧告を連発をするということであるなというふうに受け止めている。

そうすると、この辞職勧告を連発するということは、やはりこれは民主主義の根幹を揺るがす大きな問題だというふうに受け止めなければならないということなのです。社会通念上こういう問題は許されるものではないというふうに私は考えるわけでございますので、今回の小野田副議長の辞職勧告に関しては、反対ということにさせていただきます。

○小林武雄議長 次に、賛成の討論ありませんか。

尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 3番、尾澤将樹です。小野田富康副議長の辞職勧告決議案に賛成の立場から意見します。

昨年の5月22日の懲罰動議を含む臨時議会が開催されました。懲罰動議の発議者、小林武雄議員への質疑が行われ、青木文雄議員、藪之本佳奈子議員、尾澤将樹の順で質疑が行われました。その過程において、私はいまだに納得していないのですけれども、先ほど青木議員が言ったように、私が同じ内容の質問になるかもしれませんけれどもと断りを入れて質疑をしたにもかかわらず、小野田富康議員は動議、動議と手を挙げ、同じ意見ばかりで意味がないですと私の話を封じました。

たとえ同じ意見でも終わりまで聞くのは常識ではないでしょうか。なぜそんなことを言うのか。私が何か法律違反か何か起こしましたか。そんなのは発議者への質問です。多少前に発議した議員と同じような内容で似てしまうのはしょうがないかもしれません。それを同じだと意見だと我慢ができなくなったのか、動議を発議し、私の話を封じました。この行為こそ懲罰に値するのではないのか。その後、懲罰委員会において3議員の懲罰が出席停止と確定して、3人の議員がいない状態で臨時議会が開催されました。

この出席処分でございますが、令和6年2月28日、違法という判断がなされております。このため令和5年5月22日に行われた3人の議員がいない状態で行われた副議長選挙は違法であり、効果がないものとすると思われまふ。この状況を踏まえ、小野田富康副議長は、群馬県自治紛争委員会の審議結果を重く捉えて、副議長の職を辞職するべきと思います。

以上、私の賛成意見でございます。

○小林武雄議長 次に、反対の討論ありませんか。

森田議員。

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。自分は反対をいたします。

小野田副議長に対する議長に対しても正しい選挙が行われて、正しい選択がされたのかなと自分では思っております。なかなか難しい話、意見は基本的には全て延山議員と同じではありますが、この選挙が起きた状況を踏まえますと、何が間違ったのかということになりますと、話が一番最初にまた戻っていくのですが、このときの議長に対して、副議長に対しての選挙は正しかったと思っておりますので、反対をいたします。

○小林武雄議長 次に、賛成討論ありませんか。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 小野田議員は懲罰委員会の席なんかにも、実に不適正な発言をしていますよね。あの議会の懲罰の対象者に対してとんでもないことを言っています。除名もいいのではないかと。普通常識を持った人は、そういうのを言わないのですよ。やっぱり基準というのがありますから。万引きした人に死刑がいいのではないかみたいな普通言わないですよ。だから、そういうことが非常識なことを平気でこれ言っているのです。法律は解釈するべきではないなんて。解釈、解釈でやる。法律というのは解釈して運用するのでしょうか。だから、この間の県の審決書を見たって、訳分らないことがいっぱいありますよね。あれが文書なのです。あれで先ほど言った柔道の試合とか、ボクシングの試合とかで一緒ですよ。あれ、どっちが勝ったのだろうというけれども、審判はどっちかに手を挙げるのです。勝ちも勝ちなのですよ。そうでしょう。オリンピックだって、あれ、納得いかないなといったって、勝った人は金メダルを取ると、銀メダルではえらい格差が出るわけ。

だから、要はその勝ちも勝ちなのだ。それは勝ちを認めないといったら、これ世の中混乱するよね。そうでしょう。先ほどから森田議員も延山議員も、本質を間違っているのです。5月12日に提出した小林議員はじめ何名かの議員に出した懲罰動議が、そもそもそこが違法だと言っているのです。よく聞いてよ。そこが違法なのだから、その違法な動議によって議決したのも違法なのです。当たり前でしょう、そんなもの、流れとして。それを何か取ってつけて何か後の判断で、再議なんてあれ私も後でありますけれども、再議。町長の再議。あれだってあれですよ、あれ違法なのです。私が再議書を出したのは、6月に出したのは期限がないから出しただけで、本当はこの2月28日の審決書が出てから出すのだから言われたわけだよ。県からそういう指導を受けていた。だけれども、そうすると期限が切れて出されなくなってしまう。だから、しょうがないだろうとって、青木さん、それが終わってから出すのなら、これまだ早いのだよ。だから、ちょっと待っててくれと。私が6月12日に出したのだよ。出したけれども、県が何か握っていて、結論を出さないうで10月頃に出したのだけれども、あれ本当は2週間以内に結論を出さなくてはいけないのでしょうか、県も。だから、あの再議、あれも違法になるわけです。流れだから、ずっと。その辺の今日あっちこっちでするとややこしいから、みんな私も言わないけれども、そもそもその5月12日に提出した懲罰動議、あれが違法と認定されたのです。

そうしたら、違法な動議に対する議決も当然違法でしょう。以下ずっと違法なのですよ、流れでいくと。それを何か取ってつけたように言っているわけ。だから、今回の、私がさっきから言っているのだから、問題、懲罰動議の問題も5月2日の夜がキーポイントなのですよ、5月2日の夜が。あのときに誰が書いたか、

ああいうシナリオを書いたのです。普通の人、気がつかないですよ。多数派工作でやるのなら分かるけれども、相手を減らせば勝てるのだという、そういうところに着目したのです。気がついたのです。そうだよ。7対5では勝てないから、5対4にすれば勝てるのだということで、誰かが気がついたのです。

先ほどから荻野事務局長がどうのこうのと盛んに言っていますよね。私は荻野事務局長に動議が出るかもしれないから、ちょっとみんなに教えておいたほうがいいよと言っただけだから。違反だとか、何だとかと言ったから、そんなの荻野事務局長がそれは判断するのと。あなたは、何、裁判官かいといって、したくなければしなくたっていいよと言って私はそれで引き下がったのです。そうしたら、夜したのでしょうか、あなたが勝手に。私は昼間指示していないよ。怖くなってしたなんて変なことを書いてあるけれども、駄目ですよ、うそを言っては。私はしなくたっていいと言っただけだ、したくなければ。それを、だから今回のこの懲罰動議の原点も、全て最大の主役は荻野さんなのだよ。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。

○11番 青木秀夫議員 だから、援護することはないよ、悪者なのだから。最大の悪だ。今回の犯罪と言っただけは悪いけれども、一番悪い首謀者は荻野さんなのです。だから、あなたが……

○小林武雄議長 青木秀夫議員に申し上げます。

今の言葉は訂正してください。

○11番 青木秀夫議員 何が。

○小林武雄議長 荻野局長に対するその不適切な発言については取り消してください。

○11番 青木秀夫議員 どの言葉。

○小林武雄議長 個人的にそういうことを責めるということは……

○11番 青木秀夫議員 個人ではないでしょう。公務員なのだもの。議会事務局長なのだもの。公正に公平に取り扱うべきものをですよ。個人ではないでしょう。民間人ではないよ。だから、そういうことがあって、そもそも論でいけばもうその懲罰動議が違法と認定されたのだから、単純だよ。これ以下全部違法なのです。そういうことで理解しているのだけれども、皆さん何か人によるいろいろな理解の仕方も違うから、それはいろいろでいいのだけれども、私はそういうふうに理解しているわけです。そういうことです。

だから、先ほどの小野田副議長の辞職勧告に賛成するわけです。あの人、かなりひどいことを言っているのです、常識外のこと。だから、不適切だということで辞職勧告に賛成するわけです。そういうこと。

○小林武雄議長 ほかにありませんか。

亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 7番、亀井です。お願いいたします。

小野田副議長につきましては、私が副議長に最初に当選して、小林議長になったときに議長辞職の願いを出しまして、辞職になりました。その後小野田副議長が当選したわけですので、いろいろあるとは思いますが、流れて小野田副議長が選ばれたと思っていますので、今の案には反対いたします。

○小林武雄議長 反対討論でよろしいわけですね。

ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○小林武雄議長 起立多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

小野田富康議員の入場を許します。

[5番 小野田富康議員入場]

○小林武雄議長 小野田富康議員に申し上げます。

発議第2号は可決となりました。

---

○議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算について

○議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

○議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計予算について

○議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算について

○小林武雄議長 日程第1、議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました、令和6年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

初めに、審査の期間につきましては、3月7日、8日、11日、12日の4日間で実施いたしました。

次に、審査の経過について申し上げます。審査の冒頭に、予算概要及び主な重点施策に係る予算審査を割り当て、その後、各課局ごとに課局長及び係長から、予算書により各事業の説明を受け、質疑応答を重ねました。また、審査最終日には予算全般にわたる総括質疑を行い、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第18号 令和6年度板倉町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和6年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和6年度板倉町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第18号から議案第22号までの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第18号から議案第22号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第18号から議案第22号までの5議案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ○陳情第1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）について

○小林武雄議長 日程第6、陳情第1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）についてを議題といたします。

本陳情については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井産業建設生活常任委員長。

[亀井伝吉産業建設生活常任委員長登壇]

○亀井伝吉産業建設生活常任委員長 それでは、産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、3月6日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、陳情第1号 町道3012号線の橋梁設置（水路横断部）についてであります。

初めに、審査の経過について申し上げます。審査に当たりましては、陳情の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。町道3012号線が板倉工業団地外周水路により行き止まっている状況であり、道路分断による通行の危険性や農作業の非効率化などの問題が生じております。橋を架け、工業団地外周道路と接続することで、町道管理上の改善と転落事故等の防止につながることから願意を妥当と認め、採択するものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択となりました。

---

#### ○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 今日は予定どおり終わるのかなと思っておりましたが、突然動議ということで、それは権利があるのですが、賛成反対がしっかりと分かれる場合も想定される場合には、果たして動議で一方は完全に準備をしたかもしれない。一方は、準備をする時間も反論する時間も与えられないかもしれない。あくまで推測ですよ。ということも踏まえ、もう少しこういったものは慎重に時間を取って議論すべきかなというふうにも感じたところでございますが、いずれにしても県の審決結果を理由に動議が出され、問責決議が可決をされたようであります。

過去に直近でこのところ我が町もどういいうわけか、毎年のように、議長選があるたびにというか、青木氏、延山氏、今回がこれ。言ってみれば、なぜなのだろうというようなことで、そういった問責決議案ある

いは不信任案まで発展をしたというような例が続いております。

それぞれ青木氏、延山氏のその振り返ると、対応は分かれたようであります。問責決議案が出されても、片や高裁まででしょうか、ちょっと詳しくは分かりませんが、納得のいくところまで争ったとも見かけた事例もありますし、解決にまでに相当の時間を要した、費用も相当担当者、関係者、みんな負担をしたり、審決とは違いますから、この先はということも含め、困ったことだなというふうにも思います。

しかし、議論の府でありますし、基本的に法が法がということを使うともいいますが、基本的には法を基に議会は成り立っておりますので、今回の議案全ても法を基に、字が1行変わっても、行が1行下がっても上がっても、それは法が国から全部直せというようなことと、いわゆる直さなくてはならないという自治体の判断とで全国津々浦々、僅かこんな20議案も上げて、その半分ぐらいは上位法が変わったことにより、中には行替えしただけで、何ぼ日本は無駄な税金を使っているのだろうと、全ての自治体が、そんな感じもしますが、でも法治国家は法治なりということ、それぞれ争いがこうしてやまないことであると。したがって、どうぞ民主国家ですから、この先納得がいくまで、別の今度は多分場所になるかもしれませんが、それなりの覚悟を持って皆さんも自分の主張を、多数決というのは民主主義の先ほど動議で出されているのはいかなものかというのは、多数決が前提に基本的になる議会ですから、でも世の中は多数決だけでは決まらないのです。それが民主主義なのです。

ということで、そういったことも踏まえ、やはりこの先、今回も2つの分かれたグループがあって、それをどちらも一步も引かない、自分が正しいということから、県に納得がいかないというのを求めたのは、青木さんだけでありまして、これは法的解釈ですればそういうことなのです。腹が煮えくり返っていても収めたという人もあるし、でも法的なものを無視したら何年たっても裁判は起こせませうということではないのですね。限定の中で20日以内にしようとか、訴えようとか、問題を起こせとか、権利を放棄したということは、法的にはそういう解釈をするのです。それを片や、青木さんは今日とうとうと述べたようであります、全体の90%以上は青木さんが述べているのです。連名の中には、訴え人の中に青木さんは入っていない。述べる人がいないからだんべなんて推測もできるのです。それはあくまで推測でありまして、そういったいろんな見方が、時によれば自分びいきで自分びいきの人はそれぞれの見方をするでしょう。それを民主的に対応するには、やはり最終的には審決すら不服だと言っているわけでしょう、片や。片や審決が出た結果としても、だから両方が言っている。審決、それから不服だということは、今聞いてみると。その審決も尊重、自分の有利なときは尊重する。再議は却下で出ているのですよ、再議は法律的に。再議さえ法律違反だと言っている方もいらした。どうするの、これ世の中。

議会は議論をする場であっても、どこかで妥協するといつて、まとまらなくてはならないわけです。議会が2つになったら、板倉町の議会の統一見解というのを出せないでしょうということを考えるときに、非常に難しいですから、ぜひ納得のいくところまで、ぜひどれだけ期間がかかっても、この先幾らでもありますから、やっていただきたい、私はそう思っております。関係する人は、名前を書いた人は、全部そういうことでは責任が今日例えばこの前の懲罰動議に加担をしたというか、共同整備、提出者はそれを踏まえて今日は答弁側に回ったり、今度はいろいろありますから、お互いに。そういったことも含めて、正々堂々と公平に、今日は議会というのは多数決で決まるわけですから、知らない、経験者は1人で、新人の皆さん、まあすばらしいと思いますけれども、新人の皆さんが4人で、発言はほとんどなくて、青木さんがそうでしょ

う、そうでしょう、そうでしょうと、自分の主張を答弁者に押しつけているように見える場合も見方によるとあるのですけれども、出来レースかなとか、それは私の個人的なあくまで推理ですので、自由な世の中ですから推理を述べたっていいのですよ。というようなことも含め、この先私はどちらの判決も判断もしませんから、ぜひ最後まで正々堂々と戦って、必ず勝ち負けはできるでしょうから、そのときには水に流すということで、ただ世の中面白おかしくだけ騒がしたってしてもらっては板倉町の名前が落ちるということ、それは自分たちの責任であるということも含め、考えていただきたいということで、あまり好ましいことではありませんが、ぜひどれだけ時間がかかってもしっかりと納得いくまでやっていただきたいということで、お願いをしておきます。それは自分たちが種をまいているということですから、よろしいですね。

ということで、今日は挨拶、こんな挨拶で当初予定していないわけね。いずれにしてもそういうことの流れの中で今日は、今回は議案2号から10号までは、先ほど述べた上位法及び関係条例の変更に伴い、当町条例の改正を通して整合性を持たせるための議案であって、質疑なしの、ほとんど、賛成でありました。ありがたいことであります。

議案11号、12号については、小保呂排水機場あるいは同じく八間樋橋の橋梁撤去の関係も含めて、それぞれの工事内容変更による契約金額の変更に対して、その理由を納得されて、それもほぼ全員、これも全員賛成かなということで根拠をご理解いただいたの議決でありまして、ありがたく思っております。

議案13号につきましては、板倉町総合計画の内容でありました。思い起こしてください。総合計画については、議員さんのいろんな指摘がありました。その指摘の内容については、私はこういうふうに分なりにまとめて、今後に生かしていこうと思っております。一般町民には全体として総合計画が分かりづらい、理解しづらいあるいは具体的な事業そのものを書いていない、ほとんど明記されていない。作成に当たり、使用した町民アンケートの分析の仕方等にももしかしたら問題も感じられるとか、あるいは目標数字設定の根拠もない。ただ、何%上げるとか、何%だったとかということで、それはそんないろんな議論もあったと思っております。総合計画といえども、このようなつくり、形でいいのかという根本的疑問もあるとの意見も、先ほど申し上げた列挙した数人の議員さんからもしっかりと出され、分かりやすく、より具体性が見える計画にすべきというようなものも具体的には出され、当局として、我々として、その点については理解、そうだよなと理解しながらも、これまでの町の取組や課題を踏まえ、今後取り組むべき施策の方針を示すという内容での総合計画ですから、そこら辺のところを理解、我々も理解しながらもそういう経営でつくらざるを得なかったということも含め、何とかご理解をいただいて、安全安心、災害対応とか、重点施策をそういったところで置きつつ、少子化の問題、人口減少あるいはデジタル化の推進、多分野の政策を着実に実行するための指針となるものを狙いとしているということで、何とか国の求めに沿ったものということも含めて、ご理解をお願いし、これも可決をいただいたところでありまして、同じ可決でも我々がどう受け止めるかというのは、受け止め方に差がありますから、ありがとうございましたでなく、私はほかの町長はどれだけの答弁をしているか分かりませんが、長い長いと言われても、私は町の最高責任者として納得のいくような説明をしたいということから、例えば13号については、そういった分析をいたしておりまして、これもお礼を申し上げております。

以下、14号あるいは15号等々、一般会計補正についてはご理解をいただいて、質疑をいただいた結果として賛成をいただいたところであります。

2日目の森田、藪之本、両議員からの一般質問がございました。町民の防災意識についてという質問と主に公民館図書室の在り方について、それぞれ1時間、持ち時間1時間及び40分という流れの中で真剣に議論をさせていただいたところであります。森田議員からは、昨年初めて実施をした町内高台に整備した北東2か所を中心とした初めての避難訓練を踏まえて、あの結果をどう分析しているのかということも話の全体像ではそういったことでもありましたが、具体的に3割の参加率に対する問題点と今後の対応策をさらにもう少し高めていくにはどういう考えがあるのかとか、そういった質問もあったようにも思いますし、また世帯1軒1軒、町民一人一人の自覚をどうしても促さなくてはならない。そのための方法論を考えるべきでもあるし、町民の皆さんの意識もしっかりと持っていただくように議会としても町民にも呼びかけていくべきであるという行政側に向けての質問と、あとは議員として町民の側に求めるものもしっかりと行っていただいたということでは、非常にありがたいことでもありましたし、また藪之本議員さんには中央公民館図書室に対する個人的な観点からでは合っているのですね、ハード、ソフト両面での改善を求めた質問であったらうというふうに思っています。教育委員会としての答弁とは総合的に聞いてみるときっと擦れ違いの感があったのではあろうという、これはきっと不満だったろうとも思うのですが、そのほか、その議題直接でなく、数々のその他の議論を通して、なかなか分かるところもあるけれども、先立つものはお金とか、いろんなものも含めて総合的に今現在は議員の求めるような立場にはすぐには応じられないというような結論だったかなと思っております、そういう意味では意に込められないような部分も多くあったとは思いますが、現状を説明をして、納得していただいたとは言いません。そういう意味では説明させていただいたところであります。

蔵書数が足りないとか、書店のような館員のいわゆる係の対応がないとか、あるいは小学生と1日いられるような快適な親子の場が欲しいとか、長時間いられるような館としてスペースの拡張あるいはこの考えからいいとのそういった具体的な提示もあったことも、決して無駄には取りあえずはならないというふうに思っております、そういう意味では感謝を申し上げながら、基本的には多様な、静かに本を読みたいという人もいますし、いろいろそれを多様な町民が出入りする場所でありと多分答えたと思うのですが、そういう意味でしかも低学年ばかりの遊びの場でも図書館はないのであろうという見解もありますし、そういう意味では今現在では、しかも築40年もたっているものの中でその当時適切であらうという配慮したものもそんな簡単にはいじれないとか、いろんなものもあり、今現在直近の建てられた一つの建物としての図書館と、公民館の中にある図書室、その違いも直近ですと建てられたものは、いわゆる町民のあるいは国民、地域の人たちの思いをできるだけ酌み取るということからすれば、もちろんうちの図書館が満足すべき状況ではないということはもちろん言えるかと思いますが、それには先ほど言ったようないろんな理由もあるということで、この間申し上げた答えになったのかなというふうに思っております。

ワークショップやお話会や意見交換、多目的交流等のそういったものについては、公民館の図書室でありますから、公民館や近くの保健センター、そういったものとの連携をして、不足するものについては別々の部屋を対応したり、こちらのご苦勞も今の時点では理解をしていただきたいと。でも、長い将来を考えれば、今でいいと思っただけ絶対はないということは事実でありますのでというような流れであったのであろうと思っております、それぞれの貴重な質問に対しては、我々も真剣にこれからも考えていくということで、そこで何とか時間が終わったことで合意をしていただいているのかなと。また、機会があったら質問もよろし

くお願いをしたいと思います。

そういうことで、これからの超人口減少時代を迎え、合理的にあるいは財政的負担を考えると、昨日も荒井英世議員から15だとか16だとか、おとといですか、直近で誰が考えても公の新設でもういっぱいあるわけです。そのお金の手当ても両論していかないと、理想論というか、批判をするばかりとか、理想を追いつける現実味のない質問になったりとかするというのも私自身も議員をやっている、そういった反省もあつたりしておりますので、ぜひこれから総合的な判断の下にしっかりと議員さんも二元代表制ということですから、行政を批判するばかりではない。むしろ皆さん方々こそ、町民に直接的に選ばれているわけですから、私は町民の過半数に選ばれれば町長に当選できるわけですが、皆さん合わせれば町民の票にほぼ匹敵する。ですから、議会が一丸とならなければ、町民の代表とも言えませんし、個人個人が一人一人で発言をされてもそれは個人の見解と捉えざるを得ないという、そういう難しさもあるわけでありまして、これからの述べている私の見解についてももちろん賛否あるかと思いますが、それはそれとして一つの参考にしていただければありがたいと思います。

3月7日、私の重点施策については、新年度の延山議員からは公園通り線の今後の計画について、藪之本議員からは小学校の改修とエアコンの設置について、それから荒井議員にはタブレットとDX推進の長所短所、あるいは先々の効果についてとか、市川議員には保育園や児童館の建設について、須藤議員は合の谷の工事の検討内容とか、改善の問題とか、全ての議員さん、尾澤議員含めて並べてですけれども、全部言いますけれども、尾澤議員さんから避難所の看板の設置の場所について、青木議員からは誘致企業と優遇措置の現状、優遇措置に対する現状はどうなっているのかということと、現状のそういった措置の終了後の町に対する当該企業の総納税額は幾らになるのかとか、あるいは増改築をした企業に対して、その新たな増設部分についての課税はどうなるのか、優遇措置はどうなるのかというようなことについての質問もございました。青木文雄議員には、避難所における簡易トイレの準備状況でもあったと思いますし、亀井議員、人口減少対策としての結婚に対する補助金を考えてくれることも必要ではないかという、そういう意見があったことも事実であります。小野田議員については、奨学金支援の返還の状況と30件分の予算だけで十分なのかどうかというようなことも含めて、全ての議員から町の次年度の重要施策について気づいたところの視点をしっかりと聞かせていただきまして、それなりに答えてあるつもりでもございますので、それらの質問を胸の中に刻みながら新年度対応を新しい重要事業については展開をしまいたいということでもあります。

いずれにしても、一々そういった今予算計画でありまして、事業を計画するわけですが、その大きな事業、重点事業についてはその都度議会にまた事前に予算をこのくらいで、こんな内容で使う、それに対して入札でやるとかいろんな細かい点についても一々全員協議会等を通じて説明会を申し上げていくわけですので、協議をしてその結果可決をいただいてというのが手順でありますから、ぜひこれからも関心を持って町のいわゆる事業執行について、当然やってしまってから私は反対したのに何でなのだと、そういうことを言ったら切りがないですから、私は12人のうち賛成が8人で、私は賛成しなかったといっても、議会全体としてはということで捉え方ですけれどもということも含め、そういったことも含めてぜひ今後もご協力をお願いをしたいと思います。

3月5日の初日から今日の14日まで、国内の動きについては、自民党の政治倫理審査会対応に対するいわゆる当事者代議士の対応に対する国民の不満の増大、あるいは税申告中での国会議員の納税、それに関する

納税姿勢に対する国民の納税者としての不満の声、さらには自民党の青年局議員の露出、そこまで言えば分かるでしょう。みんなの代表としてのちょっといわゆる道義的責任も全く感じられていないのかなということも含めたそういった問題。それから、企業ベースアップの今現在がちょうどそのシーズンに入っておりまして、企業がどれだけベースアップするか、大企業はベースアップできても、中小ができなかったときに格差が広がるのではないかとか、いろんな見方もありますので、そういったこともこの5日から14日の2週間の間で新聞紙上とか、テレビとか、いろんな面で今述べておるようなものが中心に報道されているようであります。

さらには、能登震災の復興の遅れ、当事者にいつも言っているのですが、口だけ、心から哀悼の意を表明しますなどと我々もその一員になってしまうのかもしれませんが、国のトップをはじめ、口だけ言って、ほかは優先していないのではないかというようなことも、毎日のように野党の議員からも指摘をされているということを考えるときに、今の政治というのはこれで本当にいいのだろうかということは、私も政治に携わるちっちゃい町の長として、非常に真剣に考えざるを得ないし、またできることは限られていても、やはり正しいものを、あるいはやるべきことを優先してやっていく。そして、本音で語るというようなことも含め、今後そういった方向性をしっかり大事にしていきたいなと思っております。

アメリカの大統領選も今後の世界に与える影響が非常に多いと、アメリカの大統領がAかBかになることによって、イラクだって敗戦国になるのか、死んだ人がまるっきり同じになるのか分かりませんが、いずれにしても影響が多いことから、世界中の注目も集められておりますし、おおむね報道の世界版の政治欄の世界面では、報道もそこら辺が中心になっているようであります。

県内ではこの間あれ、訂正をしようと思っていたのですが、後々ちょっと訂正をさせていただきますが、この間藪之本議員だったでしょうか、板倉町の予算の20億円ぐらいの予算というのは基本的にこういったものを基準にして、それが多いか少ないかの議論はありますけれども、見たような話の流れの中で高崎市と富岡市を私が言い間違えまして、富岡市が250億円程度の予算の中で、市で三十何億きり持っていないのです、貯金を。16億円今年使ってしまうと、あと10億円台になってしまうということで、議会から予算案を否決をされた。それはまさにそれこそ議会も例えばおいしいスケボー場かな、それから野球場と、あともう一つぐらい、町民の喜びそうなものをお金がないにもかかわらず、下げて半分にして、なおかつ借金もするわけですよ、これは。そういったことも含めて、それは幾ら何でも財政の無視であるということで、全員ではありませんが、過半数を超えた議員さんが、せっかく決めた予算案を否決したということも非常にまれな例ではありますが、そんな動きも起こったわけでありまして、ぜひ我々も常に申し上げておりますが、町民の代弁者でもあり、町をしっかりと経営をしていく二元代表制の一員者ですから、町長はいつも言うとおりの、あれをやれ、これをやれ、どんどんやってしまったほうが財政を考えずに、そういう町長には皆さんがしっかりしないと、貯金がゼロでも借金をどんどん増やして喜ばれれば、当然選挙に有利になる場合もありますから、そういったチェック機能の置かれている議会の位置というのは非常に重要だということも時折言わせておりまして、そういう意味では地味なある意味では貯金通帳を眺めているのが趣味だなんていう人もいる議員もいますが、それはそれとして、人の口は様々ですから、それはそれとして受け止めて、さっき申し上げているような理屈で納得してもらいたいと思っております。

そういう意味では、最後になりますけれども、ついこの間邑楽郡内で無投票が心配された千代田の町長選

あるいは議会の無投票が想定をされておりました。議会は思い切って12人でも少ないなという、昔から比較するとですよ、それをさらに競争率・質の高い議員を求めるといことになるのでしょうか。競争力を高めるといことは、11議員数を削減したことによって、結果的には13と、この立候補及びいわゆる活性化を自らの努力で実現し、そしてその中で起こった結果は、事実だからしょうがないよね。2人オーバー13人中70代のお二方だけが落選し、50代7人、60代、40代、50代も含めて60代は各2人といこと、60代と40代で2人で合わせて7といので、11人。平均年齢52.4歳となったといことであります。

町長選も同時に行われ、現職が3期目、62歳。政治の老齢化に対する新人もどうい意向で立ったのか分かりませんが、いずれにしても60歳の新人と62歳の長で町のリーダーを争ったといことでありまして、そういう意味では町長うちの町は、私のことですね、もう75歳になっておりますし、そういう意味では高齢化、議員さんも板倉町の場合は平均すると68.3歳。75歳以上が、ちょっと69歳の2人を入れると9人ぐらいになってしまう。若いのが2人か3人で、政治は若いことが一概にいいとは、悪いとも、これが一概に悪いとは私自身も言えないとは思いますが、でも年を取るといことは総合的に老いるといことですから、活性化の動きも遅くなるのと同様といこと、これはやはり次の選挙に備え、皆さん自身がそれがためにぜひ選ばれてきたのですから、私も全身全霊でやっていますから、議員さんにも月給泥棒と言われたいようにと憎まれ口を利きながらむちを入れさせていただいているとい状況にもございます。

そういった面も含め、口だけでなく、本当の意味の町の活性化を図るには、まず自らといことも他町の例を見てもわかりますように、我々共通の課題としてしっかりこれからも対応をしていくことも希望したいと思っております。そういう意味では、邑楽郡でも板倉町が一番平均年齢、議会の68.何歳といのは、もう最も高齢化した年齢ですから、若い人の気持ちなんかももしかしたら取り込めない、若い人の代表者が1人か2人だから、少数だから通らないのだんべなんていうふうにも考えても論理上そういう論理も成り立つわけ、いずれにしてもそういうことからすれば自分の進むあるいは退くのもいろいろ考えるべきところもこれから先はそれは自分の決断以外にないですから、あるのであろうといふうにも考えます。

そういう意味では、今年度今日はそういう意味では大変予想の時間を過ぎたわけでありまして、それはそれとして、議会の経緯を私なりにまとめてたゞいま申し上げさせていただきます。おおむねこの2週間以内の全体の起こったことや感じたことといことでございます。

結びに、今年度は残りもう半月になります。人事の内示に向け、あるいはその他の関係団体の役員改選とか、総会とかあるいはいろんな区長会をはじめ、いろんな団体の改選後の順調な船出等にもサポートしながら初会議の準備とか、あるいは歓送迎会とか、いろんなものが議員さんにも併せて入ってくるかと思ひます。そういった流れの中でのいわゆる季節変化が大きい時期でもありますので、ぜひ議員さんにも自らの体調もご留意いただき、ぜひ先ほど申し上げました総合的な意味でしっかりと頑張っていたいただければありがたいなといふうにも思ひます。

そういう皆さんの前で述べているのですから、私も皆様に後ろ指を指されないような姿勢として保ち続けてまいりたいといふうにも思っております。皆さんの先々のご多幸を祈念して、取りあえず3月議会、さっきのものですと1年ぐらい続か、2年続か分かりませんが、ぜひやってください。よろしくお願ひします。

以上申し上げます、ご挨拶といたします。ありがとうございます。

---

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和6年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 （午後 0時08分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年5月10日

板倉町議会議長 小林 武 雄

板倉町議会副議長 小野 田 富 康

①署名議員 青 木 秀 夫

②署名議員 須 藤 稔